

(案)

第 6 期八尾市障がい福祉計画及び
第 2 期八尾市障がい児福祉計画

令和 3 年（2021年） 3 月

八 尾 市

【目 次】

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけと計画期間	3
3. 計画策定の方針と検討体制	5
第2章 障がい者等の現状と第5期計画等の成果目標の実績	7
1. 障がい者等の現状	7
2. 第5期障がい福祉計画の成果目標の実績	14
3. 第1期障がい児福祉計画の成果目標の実績	19
第3章 第6期計画等の基本理念及び基本的な考え方	21
1. 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本理念	21
2. 基本的な考え方	24
第4章 第6期八尾市障がい福祉計画	28
1. 成果目標	28
2. 障がい福祉サービス等の体系と見込量算出の考え方	40
3. 障がい福祉サービス等の見込量と方策	43
第5章 第2期八尾市障がい児福祉計画	67
1. 成果目標	67
2. 障がい児支援の見込量と方策	73
3. 子ども・子育て支援等について	79
第6章 計画の推進に向けて	81
1. 支援の円滑な実施を確保するための必要な事項	81
2. 計画推進における課題	83
3. 計画推進に係る啓発活動と進捗管理	84
資 料	85
1. 計画の策定経過	85
2. 地域自立支援協議会からの意見	87
3. 障がい者福祉専門分科会意思疎通支援検討部会報告書	89
4. 障がい福祉サービス等の第5期計画見込量と実績値の比較	92
5. 地域生活支援事業の第5期計画見込量と実績値の比較	99
6. 障がい児支援の第1期計画見込量と実績値の比較	106
7. アンケート調査の概要	108
8. 用語集	128

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

障がい福祉計画とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」と国の基本指針や大阪府の基本的な考え方（以下「国が定める基本指針等」という。）に基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が身近な地域で安心して暮らすために必要な基盤整備を進める目的をもって、障がい福祉サービス等の数値目標とサービス提供体制の整備方針を示すものです。

本市では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく市町村計画として、平成30年（2018年）3月に、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの3年間を計画期間とする「第5期八尾市障がい福祉計画及び第1期八尾市障がい児福祉計画」（以下「第5期計画等」という。）を策定し、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「一元的な障がい福祉サービス等の実施」、「入所等から地域生活へのサービス基盤の整備」、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」の4つを基本理念に据え、障がいのある人の自立と社会参加の支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成30年（2018年）6月には改正障害者総合支援法が施行され、障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定されました。平成30年（2018年）4月（一部平成28年（2016年）6月）に施行された改正児童福祉法では、障がい児支援のニーズの多様化（重度の障がい児・医療的ケア児等）にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定されています。

また、令和3年（2021年）3月には、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針である「第6次総合計画」を策定し、総合計画で定めるまちづくり目標を実現するための施策のひとつである「障がいのある人への支援の充実」に向け、計画的に取り組む必要があります。また、同年3月には、「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、社会福祉全体の包括的な動きとして、これまでの「支え手」と「受け手」に分かれた社会から一人ひとりが役割を持ち、互いに支え合う「地域共生社会」の構築が必要であり、障がい者等をはじめ

※ 本計画における「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条に規定する「障害者」と同様とし、身体・知的・精神障がい者及び難病患者等のうち18歳以上である者とし、なお、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する「障害児」とします。

高齢者や子どもを含むすべての人が地域での安心した暮らしや生きがいを、ともに創り、高め合うことができる社会の実現をめざした取り組みが求められています。

このような背景を踏まえ、第5期計画等が令和3年（2021年）3月末をもって終了することから、これまでの取り組みの成果や障がいのある人等の現状をとらえ、「第6期八尾市障がい福祉計画及び第2期八尾市障がい児福祉計画」（以下「第6期計画等」という。）を策定します。

本計画は、障害者総合支援法や児童福祉法に定めるサービス等の必要量を見込むとともに、その提供体制を確保するための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ることにより、障がいのある人もない人も、ともに生きる地域づくりの実現をめざします。

障害者総合支援法

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～3 略

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6～12 略

児童福祉法

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～12 略

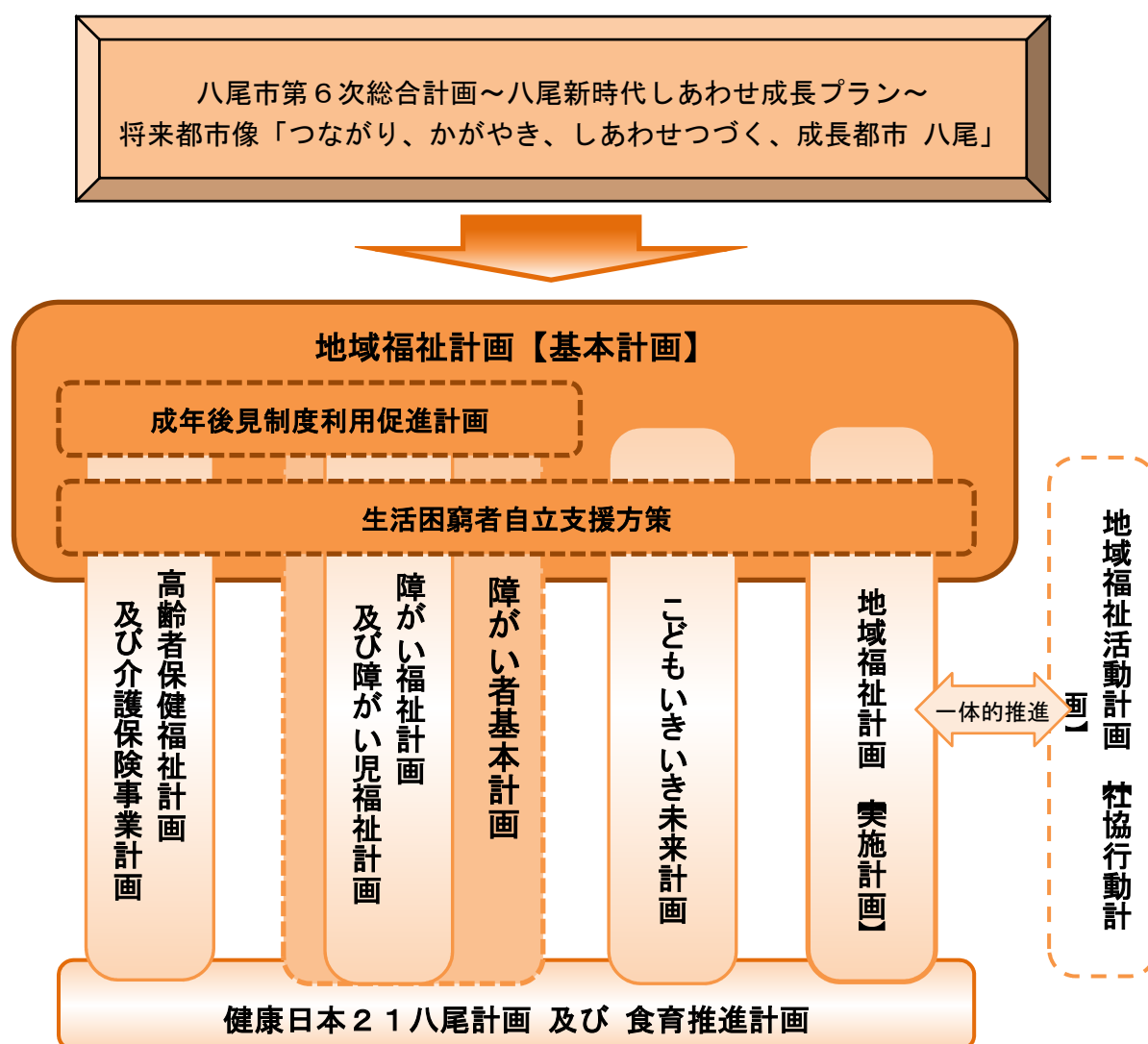
2. 計画の位置づけと計画期間

(1) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定における基本的事項

第6期計画等は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定すると同時に、「八尾市第6次総合計画～八尾新時代しあわせ成長プラン～」の分野別計画として位置づけられており、将来都市像「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」を実現するための一翼を担っています。

また、各福祉分野の上位計画である「第4次八尾市地域福祉計画」の理念や考え方を踏まえ、「第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「八尾市こどもいきいき未来計画（第2期八尾市次世代育成支援行動計画）」及び「健康日本21八尾第4期計画及び八尾市食育推進第3期計画」との調和を図り、障がい者施策を総合的に推進し、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の構築を図ります。

【計画の位置づけ】



(2) 計画期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とします。計画の目標年度を令和5年度（2023年度）として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの各年度の障がい福祉サービス、相談支援及び障がい児支援等の種類ごとの見込量（活動指標）を設定し、その見込量の確保のための方策等を明らかにします。

	令和 元年度 (2019 年度)	令和 2年度 (2020 年度)	令和 3年度 (2021 年度)	令和 4年度 (2022 年度)	令和 5年度 (2023 年度)	令和 6年度 (2024 年度)	令和 7年度 (2025 年度)	令和 8年度 (2026 年度)	令和 9年度 (2027 年度)	令和 10年 度 (2028 年度)
総 合 計 画	第5次計画		第6次計画							
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3次計画		第4次計画							
障がい者基本計画	第3期計画 期間延長		第4期計画							
障がい福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画			第8期計画	
障がい児福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画			第4期計画	

3. 計画策定の方針と検討体制

本計画は、国が定める基本指針等を踏まえて策定します。また、障がい者等及びその介助・介護者に対するアンケート調査等によりニーズの把握を行うなど、本市の実態に即した計画となるよう障がい者等の意見の反映に努めます。

また、計画で規定するサービスの見込量の確保及びサービス提供の基盤整備には障がい及び障がい者等に対する「地域社会の理解促進」が欠かせず、地域住民、企業など幅広く理解・協力を求めるため、啓発・広報活動を積極的に進めます。

(1) 協議体における検討

本計画の策定においては、成果目標、障がい福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策を検討する場として、八尾市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会に3つの部会（障がい者支援部会、障がい児支援部会、意思疎通支援検討部会）を設置し検討しました。さらに、「地域生活支援拠点等の充実」の方向性について検討するため、八尾市地域自立支援協議会の専門部会である地域生活支援拠点等整備検討会議において、議論を行いました。計画策定にあたっては、これらの協議体において議論された意見を反映しました。

(2) アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたって、成果目標、障がい福祉サービス等の見込量の算定及び計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査等を実施しました。

- 『八尾市の障がい福祉に関する市民アンケート調査』

障がい福祉サービス等利用の現状や今後の利用ニーズを把握するために実施しました。

- 『障がい福祉サービス等の事業所アンケート調査』

障がい福祉サービス等の提供実績、今後の提供見込み及びサービス提供上の課題等を把握するために実施しました。

- 『八尾市障がい者基本計画ワーキング会議』

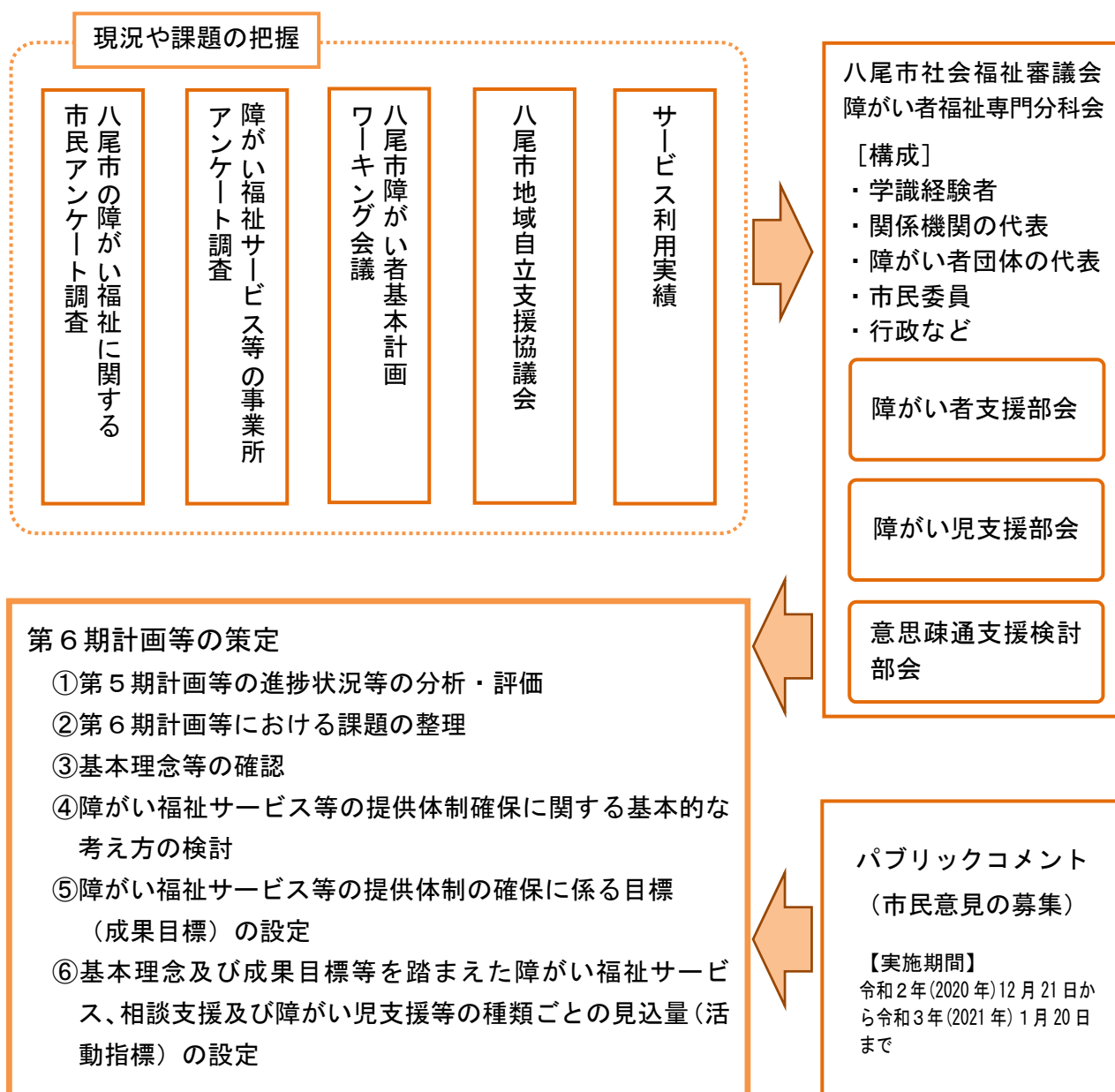
障がい当事者やその支援者等による八尾市障がい者基本計画ワーキング会議において、日常生活における課題等について意見交換を行いました。

(3) 八尾市地域自立支援協議会からの意見聴取

障がい者等のさまざまな支援に関わるサービス事業所等が参画し、就労・日中活動支援、地域生活支援といった分野ごとにサービス提供に関する課題の検討を行ったうえで、八尾市地域自立支援協議会から現状や課題についての意見を聴取しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の素案の段階で、「市民意見提出制度」に基づいて、パブリックコメントを実施し、本計画に反映しました。



第2章 障がい者等の現状と第5期計画等の成果目標の実績

1. 障がい者等の現状

(1) 手帳所持者の状況

本市の令和元年度（2019年度）の手帳所持者数は16,461人となっており、第4期計画開始時の平成27年度（2015年度）の15,462人から999人、6.5%増加しています。

手帳所持者数の対人口構成比は、6.2%となり、障がい種別の対人口構成比は、身体障がい者手帳が4.0%、療育手帳が1.1%、精神障がい者保健福祉手帳が1.1%となります。

◆八尾市の手帳所持者数の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
人口	人	268,755	268,013	267,080	266,593	265,908
所持者数		15,462	15,757	16,159	16,253	16,461
対人口構成比	%	5.8	5.9	6.1	6.1	6.2

◆八尾市の手帳所持者数と対人口構成比【令和元年度（2019年度）】

	単位	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	合計
所持者数	人	10,628	2,906	2,927	16,461
対人口構成比	%	4.0	1.1	1.1	6.2

※ 対人口構成比は令和2年（2020年）3月31日現在の本市の人口（265,908人）に対する手帳所持者の比率

(2) 身体障がい児者の状況

年齢別にみると、満18歳未満の身体障がい者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和元年度（2019年度）は160人、身体障がい者手帳所持者数に占める割合は1.5%となっています。満18歳以上の身体障がい者手帳所持者数は、平成29年度（2017年度）に一時増加に転じたものの、再び減少傾向となっており、身体障がい者手帳所持者数に占める割合は98.5%となっています。

◆年齢階層別身体障がい者手帳所持者数の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
満18歳未満	所持者数（人）	182	176	161	157	160
	構成比（%）	1.7	1.6	1.5	1.5	1.5
満18歳以上	所持者数（人）	10,686	10,676	10,807	10,618	10,468
	構成比（%）	98.3	98.4	98.5	98.5	98.5
合計	所持者数（人）	10,868	10,852	10,968	10,775	10,628
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

身体障がい者手帳所持者の障がい等級別の構成比は1級が最も多く、次いで4級となっています。また、令和元年度（2019年度）の重度（1級と2級の合計）、中度（3級と4級の合計）、軽度（5級と6級の合計）の構成比はそれぞれ46.7%、39.9%、13.4%となっています。平成27年度（2015年度）と比較すると、重度及び中度の手帳所持者数が減少しています。

◆身体障がい者手帳所持者数の障がい等級別の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
1級	所持者数（人）	3,158	3,193	3,247	3,226	3,203
	構成比（%）	29.1	29.4	29.6	30.0	30.1
2級	所持者数（人）	1,873	1,856	1,861	1,804	1,766
	構成比（%）	17.2	17.1	17.0	16.7	16.6
3級	所持者数（人）	1,818	1,757	1,789	1,708	1,676
	構成比（%）	16.7	16.2	16.3	15.8	15.8
4級	所持者数（人）	2,669	2,652	2,653	2,608	2,566
	構成比（%）	24.6	24.4	24.2	24.2	24.1
5級	所持者数（人）	613	625	637	635	632
	構成比（%）	5.6	5.8	5.8	5.9	6.0
6級	所持者数（人）	737	769	781	794	785
	構成比（%）	6.8	7.1	7.1	7.4	7.4
合計	所持者数（人）	10,868	10,852	10,968	10,775	10,628
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

身体障がい者手帳所持者の障がい部位別の構成比は各年度で肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）にかけて、内部障がいが増える割合が増加傾向にあり、肢体不自由が増える割合が減少傾向にあります。

◆身体障がい者手帳所持者数の障がい部位別の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
視覚障がい	所持者数（人）	812	805	817	783	788
	構成比（％）	7.5	7.4	7.4	7.3	7.4
聴覚・音声・ 言語障がい	所持者数（人）	1,130	1,144	1,162	1,140	1,122
	構成比（％）	10.4	10.5	10.6	10.6	10.6
肢体不自由	所持者数（人）	6,008	5,943	5,925	5,699	5,549
	構成比（％）	55.3	54.8	54.0	52.9	52.2
内部障がい	所持者数（人）	2,918	2,960	3,064	3,153	3,169
	構成比（％）	26.8	27.3	28.0	29.2	29.8
合計	所持者数（人）	10,868	10,852	10,968	10,775	10,628
	構成比（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 知的障がい児者の状況

療育手帳所持者は、年々増加しており、令和元年度（2019年度）は2,906人と、平成27年度（2015年度）に比べて454人、18.5%の増加となっています。また、満18歳未満の療育手帳所持者数に占める割合は増加し、令和元年度（2019年度）は37.3%となっています。

◆年齢階層別療育手帳所持者数の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
満18歳未満	所持者数（人）	842	891	963	1,024	1,085
	構成比（%）	34.3	34.7	35.9	36.6	37.3
満18歳以上	所持者数（人）	1,610	1,676	1,717	1,770	1,821
	構成比（%）	65.7	65.3	64.1	63.4	62.7
合計	所持者数（人）	2,452	2,567	2,680	2,794	2,906
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

療育手帳所持者の障がい程度別の構成比は平成30年度（2018年度）まではA（重度）が最も多い状態でしたが、令和元年度（2019年度）はB2（軽度）が最も多くなっております。また、療育手帳所持者数に占めるB2（軽度）の割合が年々増加しています。

◆療育手帳所持者数の障がい程度別の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
A（重度）	所持者数（人）	1,092	1,091	1,099	1,106	1,121
	構成比（%）	44.5	42.5	41.0	39.6	38.6
B1（中度）	所持者数（人）	522	542	557	588	617
	構成比（%）	21.3	21.1	20.8	21.0	21.2
B2（軽度）	所持者数（人）	838	934	1,024	1,100	1,168
	構成比（%）	34.2	36.4	38.2	39.4	40.2
合計	所持者数（人）	2,452	2,567	2,680	2,794	2,906
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(4) 精神障がい児者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、令和元年度（2019年度）は2,927人と、平成27年度（2015年度）から785人、36.6%増加しています。等級の構成比は2級が最も多く、次いで3級となっています。

◆精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
1級	所持者数（人）	184	202	214	205	217
	構成比（%）	8.6	8.6	8.5	7.6	7.4
2級	所持者数（人）	1,498	1,606	1,668	1,715	1,828
	構成比（%）	69.9	68.7	66.4	63.9	62.5
3級	所持者数（人）	460	530	629	764	882
	構成比（%）	21.5	22.7	25.1	28.5	30.1
合計	所持者数（人）	2,142	2,338	2,511	2,684	2,927
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(5) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者は、令和元年度（2019年度）には5,557人となり、平成27年度（2015年度）から1,103人、24.8%増加しています。

◆自立支援医療（精神通院）受給者の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
受給者数	人	4,454	4,700	4,436	5,252	5,557

(6) 難病患者の状況

難病患者は、令和元年度（2019年度）には2,138人となり、平成27年度（2015年度）から154人増加しています。その中で、新規申請者は年々増加しており、令和元年度（2019年度）には316人となっています。難病として指定されている疾病も令和元年（2019年）7月には333疾病となっており、申請者は今後も増加していくことが考えられます。

◆難病患者の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
総数	申請件数	1,984	2,173	2,252	2,116	2,138
うち新規申請	(件)	215	239	309	314	316

平成30年度（2018年度）からの中核市移行に伴い、保健所が本市に移管されました。なお、総数は新規申請件数と更新申請件数の合計数となっています。

(7) 在宅の重症心身障がい児者の状況

在宅の重症心身障がい児者の状況は、令和2年（2020年）7月時点では201人で、うち、障がい児は54人となっています。

◆在宅の重症心身障がい児者の推移

	単位	平成30年（2018年） 7月時点	令和元年（2019年） 7月時点	令和2年（2020年） 7月時点
総数	人	196	185	201
うち障がい児数		53	45	54

※ 本計画における「重症心身障がい児者」とは、身体障がい者手帳の1・2級と療育手帳（A）の交付を受けた者（児）とします。

(8) 支援が必要な児童の状況

手帳の未所持者も含めた支援が必要な児童について、集団活動を通じた療育・教育等に在籍している人数の推移となっており、どの人数も年々増加しています。

◆認定こども園・保育所における障がい児保育の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
入所児童数	人	155	190	194	193	194
受け入れ施設数	箇所	32	34	34	36	39

◆児童発達支援センター（医療型・福祉型）における通園の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
いちよう学園 【医療型】	児童数 (人)	35	32	34	38	30
八尾しょうとく園 【福祉型】		52	51	51	52	68

◆支援学級・支援学校における児童・生徒数の推移

		単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
支援学級	小学校	児童数 (人)	426	455	557	643	693
	中学校	生徒数 (人)	159	178	213	210	250
支援学校	小学校	児童数 (人)	62	64	58	61	63
	中学校	生徒数 (人)	77	78	77	71	79

◆公立中学校からの府立支援学校（高等部）及び府立高等支援学校への進学者数の推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
進学者数	人	26	13	28	14	23

◆放課後児童室における障がい児の受け入れ推移

	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
入室児童数	人	141	150	142	133	184

2. 第5期障がい福祉計画の成果目標の実績

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域移行者数及び削減数については実績を達成する見込みとなっています。

① 地域移行者数

◆成果目標と実績

		令和2年度末 (2020年度末) の目標		平成29年度末 (2017年度末)	平成30年度末 (2018年度末)	令和元年度末 (2019年度末)
地域移行者数 (施設入所からグループホーム等へ移行した人数)	年間	2人以上		4人	7人	3人
	平成28年度 (2016年度)からの累積	16人以上	平成28年度末 (2016年度末) 施設入所支援決定者数の9%以上 ※ 前回未達成人数1人含む。	4人	11人	14人

② 施設入所者の削減数

◆成果目標と実績

	令和2年度末 (2020年度末) の目標	平成28年度末 (2016年度末)	平成29年度末 (2017年度末)	平成30年度末 (2018年度末)	令和元年度末 (2019年度末)
入所者数	167人以下	170人	167人	161人	156人
平成28年度末(2016年度末)の入所者数に対する削減数及び削減した人数の比率	3人以上 (2%以上削減)	—	3人 (1.8%)	9人 (5.3%)	14人 (8.2%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆成果目標

令和2年度末（2020年度末）の目標

令和2年度末（2020年度末）までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

◆実績

本市では、精神障がい者の地域移行に係る現状や課題、支援の方向性について、庁内関係課による会議並びに精神障がい者の地域移行を展開している事業者との調整を行い、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に向けた検討を進めてきました。

(3) 障がい者等の地域生活の支援

◆成果目標

令和2年度末（2020年度末）の目標

令和2年度末（2020年度末）までに、地域生活支援拠点等を整備します。

◆実績

八尾市地域自立支援協議会の専門部会において、本市の地域における支援の課題や、本市の実態に即した拠点機能のあり方等について検討を行いました。

【地域生活支援拠点等の検討内容】

◆多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談支援体制の充実

基幹相談支援センターを中心とした事業所間連携による相談支援体制を強化します。

◆夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実

拠点にて支援を行う障がい者等を事前登録のうえ、日中は基幹相談支援センター、夜間は障害者総合福祉センターにおいて緊急相談の受付を行い、障害者総合福祉センターをはじめ、入所施設や短期入所事業所と連携しながら、緊急時の受け入れ体制を整備します。また、受け入れ後には、関係機関と連携してケース会議等を実施し、継続的な支援につなげます。

◆障がい者の重度化・高齢化に対応した支援体制の充実

障害者総合福祉センターにおいて、夜間も含めて看護師を配置し、同センターの短期入所を活用した支援体制の充実を図ります。また、高齢障がい者への支援について、介護分野との調整・連携の強化を図ります。

拠点の受け皿であるグループホームについては、障がい者の重度化・高齢化に伴う支援体制が喫緊の課題となっており、医療・保健分野と福祉分野との連携した支援体制の強化への第一段階として、医療機関等との連携について優先的に検討を進めます。

◆障がい者等の自立に向けた支援体制の充実

親なきあと等を含む障がい者の自立に向けた支援体制の充実やグループホーム等の暮らしの場と体験の機会の確保については、社会資源等の基盤体制等の実態を踏まえながら引き続き検討を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標の①福祉施設から一般就労への移行、②就労移行支援事業の利用者数、③就労移行支援事業所ごとの就労移行率及び、④就労定着支援事業による職場定着率については、目標を達成する見込みとなっています。

⑤就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額については、目標の達成が困難な状況です。

① 福祉施設から一般就労への移行

◆成果目標と実績

	令和2年度末 (2020年度末)の 目標	平成28年度末 (2016年度末)	平成29年度末 (2017年度末)	平成30年度末 (2018年度末)	令和元年度末 (2019年度末)
福祉施設を退所し、一般就労に移行した人数(年間)	44人	31人	54人	53人	57人
平成28年度末(2016年度末)の年間一般就労移行者数に対する比率	1.3倍以上	—	1.7倍	1.7倍	1.8倍

※ 数値目標は、大阪府全体目標1,700人を府内の平成28年度(2016年度)実績をもとに按分した数

② 就労移行支援事業の利用者数

◆成果目標と実績

	令和2年度末 (2020年度末)の 目標	平成28年度末 (2016年度末)	平成29年度末 (2017年度末)	平成30年度末 (2018年度末)	令和元年度末 (2019年度末)
利用者数	98人	81人	95人	93人	93人
平成28年度末(2016年度末)の利用者数に対する令和2年度末(2020年度末)の利用者数の増加比率	20.9%	—	—	—	14.8%

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

◆成果目標と実績

	令和2年度末 (2020年度末)の目標	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
令和2年度(2020年度)の就労移行 支援事業所のうち、就労移行率が 3割以上の事業所の割合	50%以上	60% (全5事業所)	60% (全5事業所)

④ 就労定着支援事業による職場定着率

◆成果目標と実績

	令和2年度末 (2020年度末)の目標	令和元年度末 (2019年度末)
就労定着支援による支援開始1年後 の職場定着率	80%以上	100%

⑤ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

◆成果目標と実績

	令和2年度 (2020年度末)の 目標	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年 度)	令和元年度 (2019年 度)
就労継続支援（B型）事業所 における工賃の平均額	13,805 円	13,805 円	14,025 円	10,910 円	12,975 円

3. 第1期障がい児福祉計画の成果目標の実績

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

① 児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置

◆成果目標

令和2年度末（2020年度末）の目標
令和2年度末（2020年度末）までに、児童発達支援センターのサービス提供体制の拡充を図ります。

② 保育所等訪問支援の充実

◆成果目標

令和2年度末（2020年度末）の目標
令和2年度末（2020年度末）までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の拡充を図ります。

◆実績

医療型及び福祉型児童発達支援センターにおいては、地域における障がい児支援の拠点としての機能を強化すべく、言語聴覚士を常勤とし、新たに障がい児相談支援を開始するとともに、保育所等訪問支援の利用者の増加を図りました。また、福祉型児童発達支援センターにおいては、令和元年度（2019年度）から定員拡充を行い、センター機能を強化しました。

保育所等訪問支援事業については、保護者や保育所等にも制度が浸透してきたことや支援員と保育所等との信頼関係が築けてきたことにより、保育所等との連携がスムーズになり、徐々に利用回数の増加につながりました。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

◆成果目標

令和2年度末（2020年度末）の目標
・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1施設以上 ・重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を2施設以上

◆実績

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、市内にそれぞれ1施設と2施設あり、国が示す事業所の設置目標については達成しておりますが、利用者の増加や利用日数の増加に対応できるだけの体制の整備が必要です。

(3) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

◆成果目標

令和2年度末（2020年度末）の目標
令和2年度末（2020年度末）までに、医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場を設置します。

◆実績

医療的ケア児については、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の幅広い分野が連携した支援が必要です。本市では、第1期障がい児福祉計画期間（令和2年度末）に、これら関係機関の協議の場として実務者会議を実施し、各分野における医療的ケア児支援の課題等についての情報共有と意見交換を行いました。

第3章 第6期計画等の基本理念及び基本的な考え方

1. 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本理念

本市では、障がい者の重度化・高齢化や社会情勢の変化を背景に、障がい福祉サービスや障がい児支援を利用する人が増加しているとともに、相談内容が多様化・複雑化し、障がい者・高齢者・子ども等といった分野ごとの対応では解決することが困難な課題が増えつつあります。

これらの課題を解決するために、地域での生活を支えるサービス等の提供をはじめ、さまざまな相談に対応できる体制等の整備が求められています。

第6期計画等の策定にあたり、国の基本指針では、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等」、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」、「地域共生社会の実現に向けた取り組み」及び「障がい児の健やかな育成のための発達支援」の基本理念を定めています。

また、大阪府では、「人が人間（ひと）として支えあいともにいきる自立支援社会づくり」を基本理念に、5つの基本原則を定め、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供するための体制の整備等を進めています。

本市においても、一人ひとりが尊重され、お互いの多様性を認めながら、それぞれが役割をもち支え合うことで自分らしく活躍する社会をめざし、障がいの有無にかかわらず、すべての人が、自己決定が尊重され社会参加と自己実現を図りながら、住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、国の基本指針や大阪府の基本理念等に基づき、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の計画的な整備を図ります。

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービス、その他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

障がい者等が身近な地域で障がい福祉サービス等を受けることができるよう、市をサービス提供等の実施主体の基本とします。また、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）、難病患者等及び障がい児を対象として、障がい福祉サービス等の充実を図ります。

（３）入所等から地域生活へのサービス基盤の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整備するとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステム（仕組み）を実現するため、身近な地域における地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスなど、地域の社会資源を活用した基盤整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしや自立に対する支援等を進めるために、「地域生活への移行や自立等に係る相談」や「緊急時の受け入れ対応体制の確保」等による地域の支援体制を構築します。

また、精神障がいにおける長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、地域における精神保健や医療、福祉の一体的な取り組みの推進に加え、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

今後、障がい者の重度化・高齢化や親なきあと等を見据えて、さらなる拠点の機能強化の必要がある中で、地域生活における安心感の担保を図ります。

（４）地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや縦割を越えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。また、地域資源の実態等を踏まえながら、「地域の相談等を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機能協働の中核的機能や伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援」、「相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援」、「コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援」といった包括的な支援体制の構築を推進します。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要となります。

障がい児及びその家族に対する支援として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、大阪府と連携した適切な支援等を通じて、地域支援体制の構築をめざします。

また、障がい児のライフステージに応じて、地域の保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関の連携を強化し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児支援を利用することにより、障がい児が地域の保育・教育等の支援を受けることができ、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児に対する支援においては、包括的な支援体制を構築します。

（６）障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とあわせて、それを担う人材を確保していく必要があります。そのため専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携等を推進します。

2. 基本的な考え方

(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保について

障がい福祉サービスの提供体制の確保については、基本理念に基づき、次に掲げる点に配慮して、必要なサービス提供体制の充実を図ります。

① 訪問系サービスの保障

訪問系サービスは、障がい者等の地域生活を支えるうえで、中心的な役割を担うサービスとなります。特に、障がい者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障がい者の増加等に伴い、サービス利用者の支援ニーズが多様化しており、必要なサービス量を確保するとともに、個々のニーズに応じたサービス提供体制の充実を図ります。

② 日中活動系サービスの保障

障がい者等の社会参加の促進に向け、障がい者等の多様なニーズに応じて適切な日中活動の場を提供できるよう、多様なサービス提供体制を確保するとともに、サービスの質の向上を図ります。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を推進します。

また、地域における社会資源を有効活用するなど、地域全体で障がい者等を支える体制づくりについて検討を行うとともに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備と機能の充実を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進や就労定着支援事業等の活用により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就職後の職場定着への支援を強化するため、関係機関等とも連携し、就労支援ネットワークの充実・強化を図ります。

⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の充実を図ります。

(2) 相談支援の提供体制の確保について

相談支援の提供体制の確保については、基本理念に基づき、次に掲げる点に配慮して、相談支援体制等の充実を図ります。

① 相談支援体制の構築

障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題がある中で、相談支援事業については、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携に努めます。

また、基幹相談支援センターの機能を活用し、相談支援を行う人材の育成支援、アセスメント・モニタリングの質の向上による個別事例における専門的な指導や助言等を行います。

相談支援体制については、地域における計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援、基幹相談支援センター等の相談支援体制の検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言や人材育成のさらなる強化・充実を図ります。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者等の受け皿として計画的に地域移行に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

また、地域生活の定着や継続のために、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

③ 発達障がい者等に対する支援

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制を確保します。

また、療育・保育・教育に最大限活かせるよう、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等との連携を図ります。

④ 協議会の設置等

障がい者等が安心して地域で生活できるよう、基幹相談支援センターが中心となって事業所間連携を図るにあたり、八尾市地域自立支援協議会等の機能の充実を図ります。

また、医療的ケア児の支援や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実等を進め、支援体制のさらなる整備を図ります。

（３）障がい児支援の提供体制の確保について

障がい児支援の提供体制の確保については、基本理念に基づき、次に掲げる点に配慮して、相談支援体制等の充実を図ります。

① 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援については、障がい児の障がい種別や年齢等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要となります。

とりわけ、児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様な特性に応じた専門的機能を強化し、地域における障がい児支援の拠点として、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図るとともに、保育所等訪問支援事業等を効果的に実施することで、認定こども園や保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童室）、幼稚園、小学校及び支援学校等の育ちの場とつながる、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

また、障がい児通所支援事業所は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化に取り組みます。

② 保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援等の体制整備にあたっては、認定こども園や保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童室）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。

障がい児の早期発見、早期支援及び健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、子育て支援担当部局や保健部局、教育委員会等との連携体制の強化を図ります。

また、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援を円滑に引き継げるよう、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るなど、発達段階に応じた切れ目のない一貫した支援体制を構築し、効果的な支援に取り組みます。

さらに、府立福祉情報コミュニケーションセンター等の関係機関と連携することなどにより、難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援に努めます。

③ 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援等を活用し、障がい児通所支援事業所等が、保育所や認定こども園、放課後児童室、幼稚園、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制の構築を図ります。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児及び医療的ケア児が、身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス

等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の活用等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

とりわけ、医療的ケア児については、心身の状況に応じた保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所、認定こども園や保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場の設置等による支援体制の構築が重要となります。さらに、関連分野の支援を調整するコーディネーター等の配置により、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための体制づくりを推進します。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児をはじめ、虐待を受けた障がい児等に対し、適切な支援が行えるよう、関係機関との連携を強化するとともに、人材育成等の実施により、支援体制の専門性の強化を図ります。

⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対して継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる役割を担っています。

一方で、障がい児支援においては利用できるサービスが限られていることなどから、保護者等の支援によるセルフプランが大半を占めているのが実情です。このため、障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても利用を促進するとともに質の向上を図りながら、支援体制の強化に取り組めます。

第4章 第6期八尾市障がい福祉計画

1. 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

今後、障がい者の地域移行を進めていくうえでは、地域での受け皿となるバリアフリー対応等の安全なグループホームの設置や短期入所事業所の増加、日中の居場所や就労先の確保をはじめ、相談支援機能の充実、地域での生活を体験する機会や場の創出等の幅広い支援が必要です。

一方で、アンケートでのニーズ意向や八尾市地域自立支援協議会での意見書等では、入所施設等の支援ニーズがあります。また、障がい者やその家族の高齢化等の影響により複雑化・多様化する支援ニーズへの対応や医療対応も含めた緊急時の支援体制、入所施設とグループホームとの支援のあり方といった暮らしの場の課題に対する地域での支援体制の充実が求められています。入所施設等の社会資源も含め、グループホームや短期入所への看護師配置や訪問看護ステーション等の地域医療との連携を視野に入れた支援体制を検討していく必要があります。

【国及び府の基本指針】

○地域移行者数

令和5年度末（2023年度末）時点で、令和元年度末（2019年度末）時点の施設入所者の6%以上の地域生活への移行と、第5期計画で定める令和2年度末（2020年度末）までの移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えたものを基本として成果目標を設定する。

○施設入所者の削減数

令和5年度末（2023年度末）時点で、令和元年度末（2019年度末）時点の施設入所者の1.6%以上の削減と、第5期計画で定める令和2年度末（2020年度末）までの移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えたものを基本として成果目標を設定する。

本市における令和元年度末（2019年度末）の施設入所者数は154人となっています。令和5年度末（2023年度末）において、10名以上の地域移行をめざし、あわせて施設入所者数の削減目標は3人以上とします。

◆成果目標

	令和元年度末（2019 年度末）実績	令和5年度末（2023 年度末）の目標
①施設入所者数	154 人	151 人
削減数〔削減率〕	—	3 人 〔1.6%以上〕
②地域移行者数〔移行率〕	—	10 人 〔6%以上〕

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、本市を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共存できる包括的な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。

これらを踏まえ、本市においては精神障がい者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。

【国及び府の基本指針】

○退院後1年以内の地域での平均生活日数

令和5年度末（2023年度末）における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として成果目標を設定する。

○長期入院患者数

令和5年（2023年）6月末時点での府内の精神病床における1年以上の長期入院患者数7,677人の見込みに対し、府内各市町村における令和元年（2019年）6月末時点の1年以上の長期入院患者数の割合で按分した数値を下限に成果目標を設定する。

○早期退院率

令和5年度（2023年度）の精神病床における退院率を、3か月時点で69%、6か月時点で86%、12か月時点で92%以上とする。

令和元年（2019年）6月末時点での府内の長期入院患者数は8,102人となっており、そのうち、本市の長期入院患者数は180人となっています。（本市割合：2.22%）

令和5年（2023年）6月末時点における本市の長期入院患者の見込者数の算出につきましては、府内の令和5年（2023年）6月末時点の長期入院患者見込者数7,677人に本市割合2.22%を乗じたものとします。

◆成果目標

項目	令和5年度末（2023年度末）の目標
退院後1年以内の地域での平均生活日数	令和5年度末（2023年度末）における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とします。
長期入院患者数	令和5年度末（2023年度末）における精神障がい者の精神病床における1年以上の長期入院患者数を171人以下とします。
早期退院率	令和5年度末（2023年度末）の精神病床における退院率を、3か月時点で69%、6か月時点で86%、12か月時点で92%以上とします。

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

【国及び府の基本指針】

令和5年度末（2023年度末）までに各市町村又は各圏域において1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本として成果目標を設定する。

本市における地域生活支援拠点等は、基幹相談支援センター及び障害者総合福祉センターを中核として面的に機能を充実します。また、八尾市地域自立支援協議会において、毎年運用状況を検証し、引き続き本市に求められる機能の充実について検討します。

◆成果目標

令和5年度末（2023年度末）の目標

地域生活支援拠点等の機能の充実を図るために、年1回以上、運用状況について検証します。

○本市の地域生活支援拠点等について

本市の地域生活支援拠点等の整備については、地域の社会資源や関係機関が連携して必要な支援につないでいく「基幹相談支援センター及び障害者総合福祉センターを中心とした面的整備」を基本としており、地域生活支援拠点等の整備方針としては、本市の実態に即して「多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談支援体制の充実」、「夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実」、「障がい者の重度化・高齢化に対応した支援体制の充実」、「障がい者等の自立に向けた支援体制の充実」を掲げています。

第6期計画期間では、地域生活支援拠点等に求められる機能のうち、緊急性の高い機能として「夜間等の緊急時に対応するための支援体制」と「障がい者の重度化・高齢化に伴う医療的な対応を必要とする障がい者の支援体制」の整備を行います。

また、相談支援体制について「多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談体制」を充実します。

◆夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実

- ・拠点にて支援を行う障がい者等の事前登録制の実施
- ・基幹相談支援センター及び障害者総合福祉センターにおける夜間等も含めた相談受付の実施
- ・障害者総合福祉センターをはじめ、入所施設や短期入所事業所と連携した医療的ケアにも対応した緊急時の受け入れ体制の実施

◆障がい者の重度化・高齢化に対応した支援体制の充実

- ・グループホームにおける医療機関等との連携による健康管理体制の確保

◆多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談支援体制の充実

- ・基幹相談支援センターを中心とした事業所間連携の強化

本市の地域生活支援拠点等の整備方針

◆多様な支援ニーズに対応するための平常時における事業所間の相談支援体制の充実

- ・ 基幹相談支援センター等を中心とした事業所間の連携
- ・ 支援体制の質の向上を図るための専門的人材の確保に向けた研修会や情報共有の場

◆夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実

- ・ 夜間等の緊急時に対応できる相談支援機能と連絡調整を行うコーディネート機能
- ・ 夜間等の緊急時の受け入れ機能

◆障がい者等の重度化に対応した支援体制の充実

- ・ 医療的ケアも可能な緊急時の受け入れ機能
- ・ 医療・保健分野と連携した支援体制

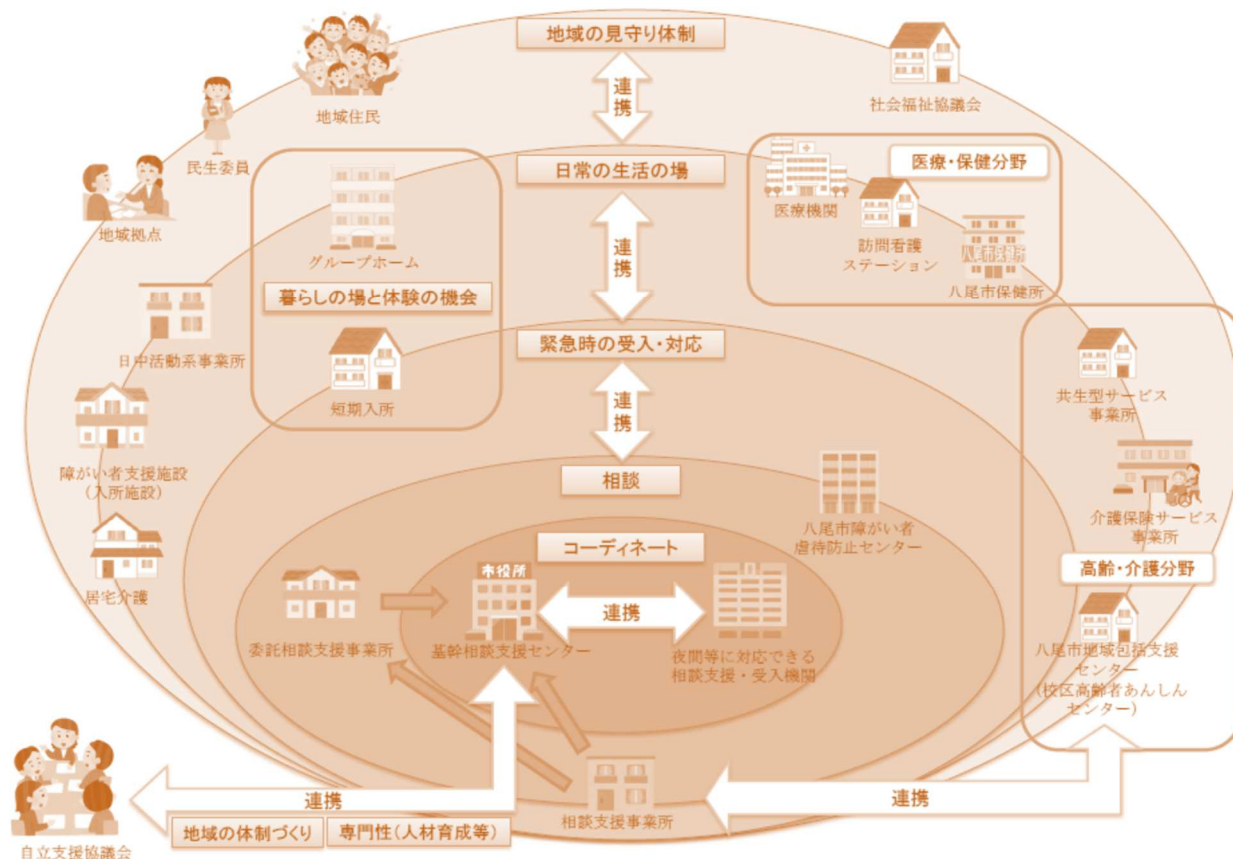
◆障がい者の高齢化に対応した支援体制の充実

- ・ 高齢化に伴う適切な支援に向けた相談支援専門員とケアマネジャーとの連携
- ・ 高齢・介護分野と連携した支援体制

◆障がい者等の自立に向けた支援体制の充実

- ・ 自立に向けた暮らしの場と体験の機会の確保
- ・ 多様な暮らしの場の確保
- ・ 地域の見守りによる支援体制

本市の地域生活支援拠点等の整備イメージ



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行において、目標値を上回っている要因として、就労移行支援事業の利用者数の増加があげられます。令和元年度（2019年度）実績では、目標値には届かないものの、高い利用実績となっております。また、事業所におけるノウハウの蓄積がなされ、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の数が半数を超えており、あわせて事業の認知度も高まってきたことから、今後の利用者数の増加が期待できます。

一方で、受け入れ先企業が少ないこと等が課題となっております。地域の企業での理解や障がい特性に応じた業務内容や短時間労働など、障がい者が働きやすい職場環境の充実が必要となっております。

今後に向けては、一般就労への移行と退職を繰り返す利用者も多いことから、就労定着支援事業の活用を図りながら、一般就労移行に伴い生じる生活面の課題のサポート等、就労定着に向けた取り組みの充実を図るとともに、ジョブコーチによる定期的な職場訪問や相談支援等による長く働き続けるための支援を検討していく必要があります。

また、平均工賃の向上については、企業との連携による安定的で継続的な作業の確保と市場に通用する商品やサービスの提供など、収益性を高める取り組みが必要であるとともに、利用者の就労意欲の向上など、個々の事業所における提供能力の向上に向けた取り組みが必要です。

さらに、本市においても率先して障害者優先調達法に基づく物品等の購入を行うことや、優先調達活用の普及・啓発等、官公需を促進する取り組みが必要です。

【国及び府の基本指針】

○就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

令和5年度（2023年度）中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度（2019年度）実績の1.27倍以上（就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍以上）とすることを基本とする。

○就労定着支援の利用者数

令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを成果目標として設定する。

○就労定着支援の就労定着率

令和5年度（2023年度）における所管内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを成果目標として設定する。

○就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

国の基本指針において、工賃に関する指針はなく、所管内の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標工賃を踏まえた目標を設定する。

国が定める基本指針に基づき、本市における一般就労への移行者数は、令和5年度（2023年度）において80人とします。また、令和5年度（2023年度）の一般就労移行者数のうち就労定着支援事業等の利用者数を7割以上とします。

また、本市の就労定着支援事業所において、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

就労継続支援（B型）事業所における平均月額工賃の目標値の設定について、大阪府が設定した工賃の平均額は13,718円となります。本市における令和元年度（2019年度）の平均月額工賃が12,975円であり、目標設定数値として妥当な数値であると考えられることから、令和5年度（2023年度）の目標設定は大阪府が示す13,718円を目標値に設定します。

なお、今般のコロナ禍での受注量の減少等が、工賃や事業所の運営等に影響を与えることに注視する必要があります。

① 福祉施設から一般就労への移行

◆ 就労移行支援等を通じた一般就労移行者数の成果目標

令和元年度末（2019年度末）の 一般就労移行者数	令和5年度末（2023年度末）の目標	
57人	80人	令和5年度（2023年度）対比 1.27倍以上

	令和元年度末 （2019年度末）実績		令和5年度末（2023年度末）の目標
就労移行支援事業 を通じた一般就労移行者数	36人	→	51人 令和元年度（2019年度）対比 1.30倍以上
就労継続支援A型 を通じた一般就労移行者数	15人	→	21人 令和元年度（2019年度）対比 1.26倍以上
就労継続支援B型 を通じた一般就労移行者数	6人	→	8人 令和元年度（2019年度）対比 1.23倍以上

※ 各事業における目標値は、大阪府の目標値を府内市町村の令和元年度（2019年度）実績に基づいた按分率により算出しており、令和元年度（2019年度）対比の倍率より高い目標値を設定しています。

② 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

◆就労定着支援事業の利用者数の成果目標

	令和5年度末（2023年度末）の目標
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度（2023年度）における就労移行支援等を通じて一般就労する者のうち、就労定着支援事業を利用した者が7割以上とします。

◆就労定着支援の就労定着率の成果目標

令和5年度末（2023年度末）の目標
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

③ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

◆成果目標

	令和元年度末 （2019年度末）実績		令和5年度末（2023年度末）の目標
就労継続支援（B型）事業所における平均月額工賃	12,975 円	→	13,718 円

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国及び府の基本指針】

- ・令和5年度末（2023年度末）までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
- ・大阪府においては、国の基本指針を踏まえ、令和5年度末（2023年度末）までに市町村が基幹相談支援センターを設置することとする。

本市における基幹相談支援センターは、平成28年度（2016年度）から障がい福祉課内に設置しており、障がい福祉に関する総合的な相談支援を行い、保健師や臨床心理士、手話通訳者等の有資格者による専門的な相談にも対応しています。本市の地域生活支援拠点等の中核を担う同センターは、八尾市地域自立支援協議会や地域の障がい福祉サービス事業所等と連携を進めながら、本市の実情に応じた支援体制の充実・強化を図ります。

◆成果目標

令和5年度末（2023年度末）の目標

基幹相談支援センターを中核とした関係機関とのネットワークにより、緊急時にも対応した相談支援体制の充実を図ります。

【本市の相談支援の考え方】

○地域生活支援拠点等における中核機能としての基幹相談支援センター

- ・地域生活支援拠点等の中核機能として、事前登録制による緊急時の相談・受付から受け入れ施設につなぐなど、緊急時の支援体制の役割を担います。
- ・基幹相談支援センター機能を専門的・総合的に拡充しながら、地域の関係機関との連携強化による相談支援体制を構築します。
- ・障がい者等の権利擁護の推進にあたり、障がい起因する差別の解消と合理的配慮をはじめ、成年後見制度の普及啓発及び利用促進や虐待防止に関する相談支援体制の充実を図ります。

○地域共生社会に向けた全庁的な相談支援体制の構築

- ・障がい者だけでなく、生活上の困難を抱える高齢者や子どもなどが地域において安全・安心な生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現をめざした包括的な支援体制を構築します。



(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

【国の基本指針】

○障がい福祉サービス等の質の向上に関する目標設定

令和5年度末（2023年度末）までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【大阪府の成果目標と基本的な考え方】

○障がい福祉サービス等の質の向上に関する目標設定

◇国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査の適切な実施等により運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、令和5年度（2023年度）までに下記の目標を設定する。

- ・大阪府と市町村は障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
- ・大阪府は不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。
- ・大阪府や指定権限を有する市町村が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、大阪府が府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する。

◇不正請求の未然防止等の観点から、市町村は報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定を行う。

集団指導の場を活用し、報酬請求に係るエラーの多い項目等について注意喚起を行います。また、サービスの質の確保を図るにあたり関係課と連携し、不正請求を未然に防止する観点から、実地指導等を強化します。

◆成果目標

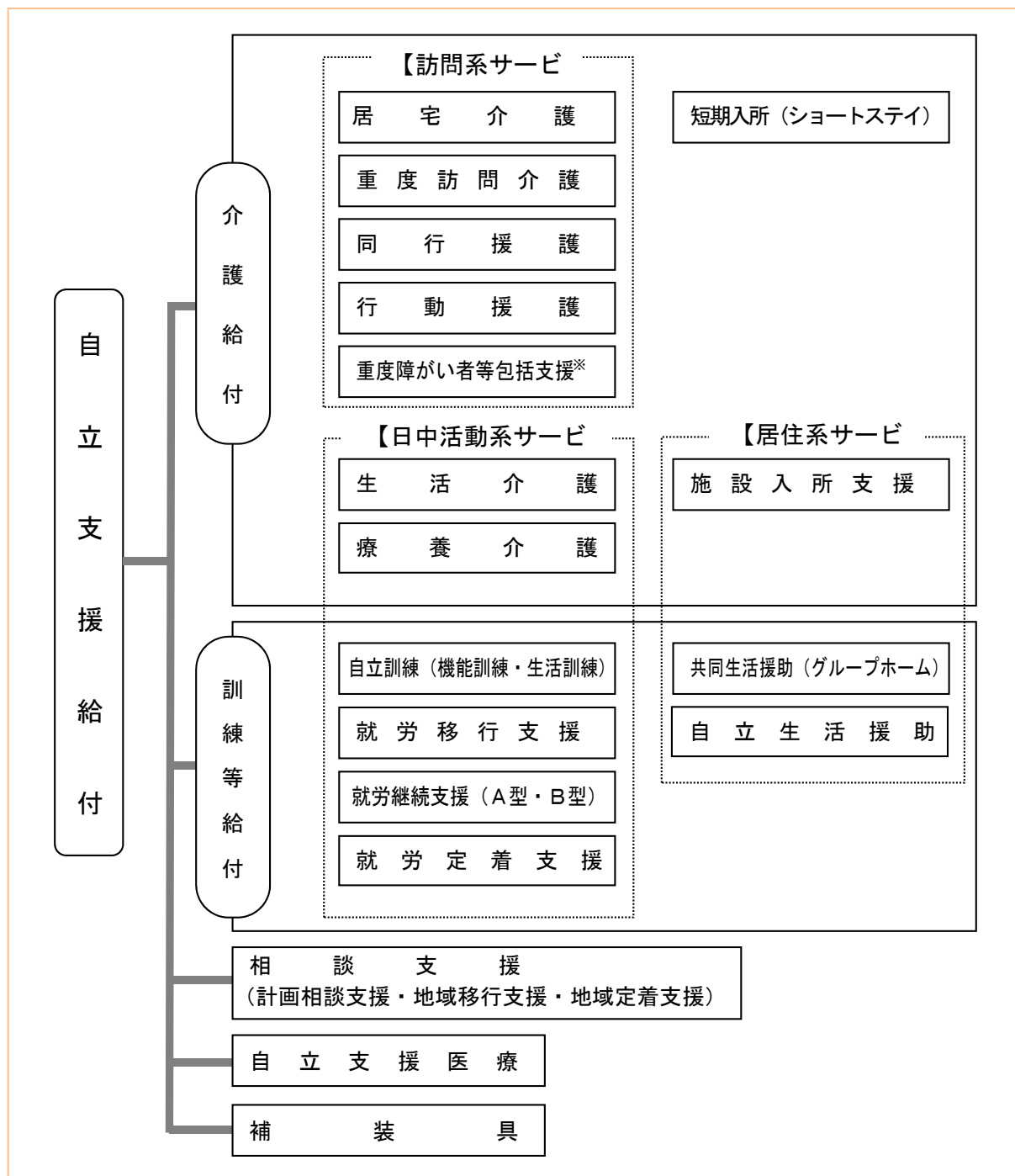
令和5年度末（2023年度末）の目標

関係自治体及び関係課による審査結果や指導監査等の結果の共有を図ることで質の向上を図ります。

2. 障がい福祉サービス等の体系と見込量算出の考え方

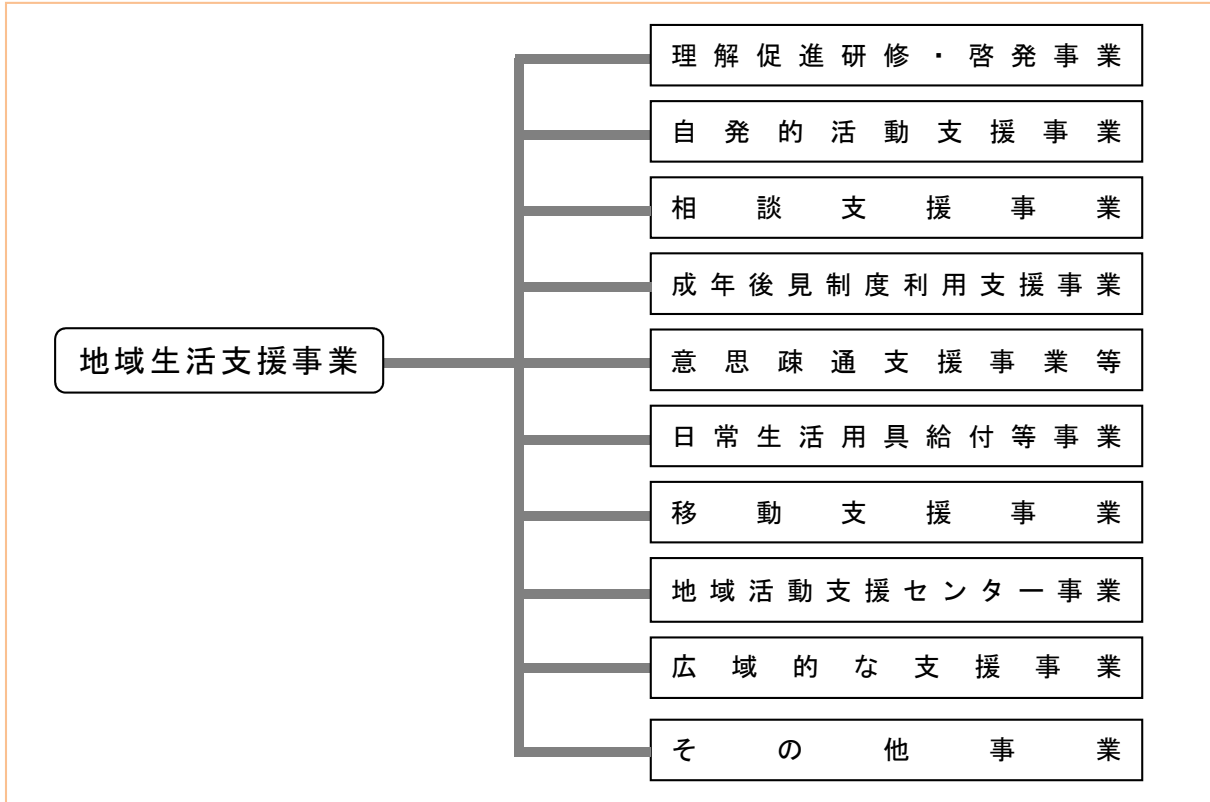
(1) 障がい福祉サービス等の体系

障がい福祉サービス

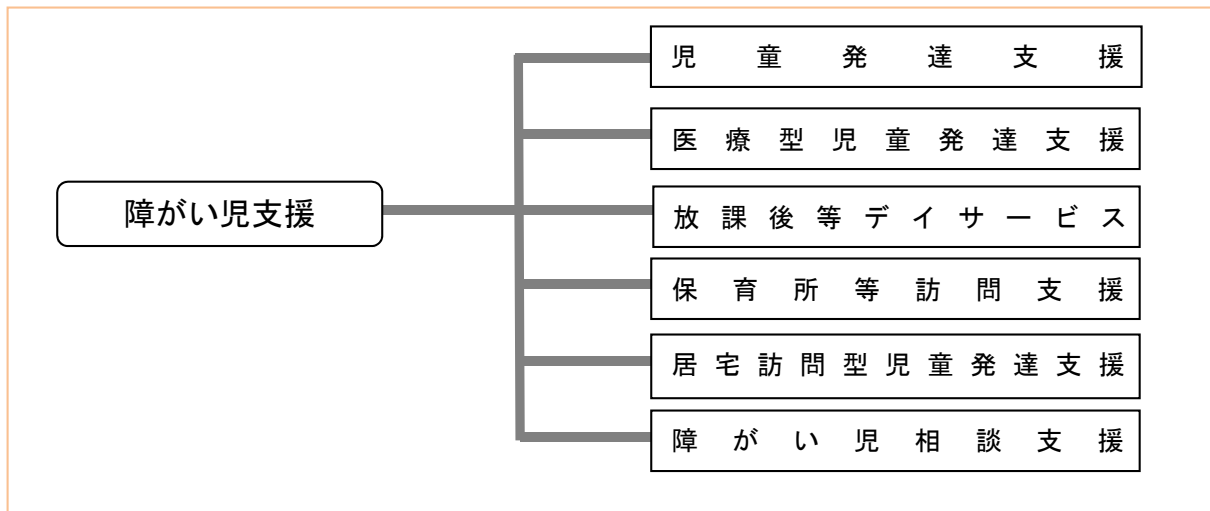


※ 重度障がい者等包括支援については、利用実績がないため、第6期計画等では見込量を掲載していない。

地域生活支援事業



障がい児支援



（２）見込量算出の基本的な考え方

本市では、国の基本指針や大阪府が示す「第６期市町村障がい福祉計画及び第２期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」に基づき、これまでの実績を踏まえ、障がい福祉サービス等の見込量を算出することとしました。算出する際には、障がい者へのアンケート調査や事業所アンケート調査の回答、八尾市地域自立支援協議会からの意見などから想定されるニーズ量と供給量を加味しています。また、サービスの提供体制の整備を進めるためには、大阪府全域で捉え、一体的に取り組む必要もあることから、大阪府と連携し調整を行いました。

国や大阪府が示した障がい福祉サービス見込量算出の基本的な考え方は次のとおりです。

$$\text{（サービス見込量）} = \text{（実利用見込者数）} \times \text{（１人あたり月平均利用量〔日数・時間〕）}$$

- （サービス見込量）については、各サービスの月間の実利用見込者数に、１人あたり月平均利用量を乗じた数量をサービス見込量として積算することを基本とします。
 - （実利用見込者数）は、他市町村のサービス水準、ニーズ等を踏まえながら、現在のサービス利用者に加えて、今後新たに見込まれる利用予定者を把握し、設定します。また、在宅のサービス未利用者など新たにサービス利用が見込まれる人については、国が作成した「障害福祉計画策定に係る実態調査及びＰＤＣＡサイクルに関するマニュアル」等を参考に、今後新たに障がい福祉サービスの利用に関するニーズを加味し、障がい福祉サービスを利用する人数を見込みます。
 - （１人あたり月平均利用量）は、これまでの実績のほか、国等のマニュアル等を参考に、利用者のニーズ等を把握し、他市町村のサービス水準や利用量の伸び率等を踏まえながら、適切に設定します。
- ※ 地域生活支援事業については大阪府の基本的な考え方に示されている算出方法に基づきます。

3. 障がい福祉サービス等の見込量と方策

(1) 障がい福祉サービスの見込量と方策

① 訪問系サービス

居宅介護

自宅で入浴や排泄、食事等の介助を行うサービス

重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助を行うサービス

同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス

行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方が行動する際に、必要な介助や外出時の移動の補助等を行うサービス

◆月あたりの見込量

障がい種別／サービス種別		単位（時間） （人）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
身体障がい者	居宅介護	サービス見込量	5,666	5,722	5,779
		実利用見込者数	269	272	275
	重度訪問介護	サービス見込量	4,598	5,225	5,852
		実利用見込者数	22	25	28
	同行援護	サービス見込量	2,996	3,052	3,108
		実利用見込者数	107	109	111
知的障がい者	居宅介護	サービス見込量	5,632	6,402	7,172
		実利用見込者数	256	291	326
	重度訪問介護	サービス見込量	279	279	279
		実利用見込者数	1	1	1
	行動援護	サービス見込量	378	397	416
		実利用見込者数	20	21	22
精神障がい者	居宅介護	サービス見込量	7,876	8,734	9,592
		実利用見込者数	358	397	436
	重度訪問介護	サービス見込量	223	223	223
		実利用見込者数	1	1	1
	行動援護	サービス見込量	8	8	8
		実利用見込者数	1	1	1
障がい児	居宅介護	サービス見込量	651	672	693
		実利用見込者数	31	32	33
	同行援護	サービス見込量	5	5	5
		実利用見込者数	1	1	1
	行動援護	サービス見込量	8	8	8
		実利用見込者数			

	実利用見込者数	1	1	1
--	---------	---	---	---

○見込量算出の背景

【現状の分析】

訪問系サービスの利用実績は、近年増加傾向にあります。特に居宅介護については、知的・精神障がい者で利用の増加が顕著となっており、また行動援護では知的障がい者の利用の増加が顕著となっています。

【市民アンケート調査の結果】

訪問系サービスの利用意向において、現在これらのサービスを利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人が1割以上います。特に居宅介護では2割以上の人が、今後利用したいと回答しています。

【事業所アンケート調査の結果】

訪問系サービスについて、令和5年度末（2023年度末）までに、利用量の増加を見込んでいる事業所が多い傾向にあります。

【八尾市地域自立支援協議会の意見】

居宅支援等の利用ニーズは増加していますが、ヘルパー不足や定着の悪化によって利用ニーズに対応できない現状があります。

また、長期の家族介護によって、障がい者の自立が阻害されてきた面があるとはいえ、家族は医療方針や治療方法の決定、入院の付き添い、サービス事業所の選択など多くの役割を担っています。そういった役割の代替機能の検討が求められています。

65歳を境に介護保険に移行して支援が変わることは、連続している生活の安定性に多大な影響を与えます。介護保険優先の制度においても個別の事情を十分勘案し、本人の生活に支障が生じることのないよう支援が継続される必要があります。

○見込量確保のための方策

居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスは、障がい者等の在宅生活を支えるうえで中心的な役割を担うものであり、重度化・高齢化する障がい者等の多様な支援ニーズに応じたサービス提供体制を確保することが必要です。介護保険優先の原則においても個別の事情を勘案し、本人の生活に支障が出ることのないよう柔軟な利用に向けた調整を図ります。

また、個々の障がい特性に対応できる専門的人材の確保や支援の質の向上が必要であり、基幹相談支援センターを中心に事業所間連携を進め、情報共有を図ることや研修の実施等を積極的に行います。

一方で、事業所からは、人手不足により日中開催の研修に参加ができないことや、職員が定着せず知識や技術の継承が難しいといった課題があがっています。ICTを活用した研修等、職員が研修に参加しやすい環境を整備する必要があります。

② 短期入所

短期入所（ショートステイ）

在宅の障がい者等を介護する方が病気の場合等に、障がい者等が施設に短期間入所し、入浴・排泄・食事の介護等を行うサービス

◆月あたりの見込量

障がい種別	単位（日） （人）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
身体障がい者	サービス見込量	208	216	224
	実利用見込者数	26	27	28
知的障がい者	サービス見込量	870	894	918
	実利用見込者数	145	149	153
精神障がい者	サービス見込量	10	15	20
	実利用見込者数	2	3	4
障がい児	サービス見込量	24	28	32
	実利用見込者数	6	7	8

○見込量算出の背景

【現状の分析】

短期入所については、身体障がい者で利用の増加がみられますが、事業所数が限られていることや、高齢介護者の長期入院等による障がい者の慢性的な短期入所の利用もあって、安心した暮らしの場が不足している状況です。

短期入所は、地域生活支援拠点等の重要な機能として、医療的ケアをはじめとする緊急時の受け入れ先となることから、本市では地域生活支援拠点等の機能充実に向け、短期入所のサービス提供体制の整備が喫緊の課題となっています。

【市民アンケート調査の結果】

短期入所の利用意向について、現在短期入所を利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人は2割を超えており、利用ニーズの高さがみられます。また、短期入所サービスに対する不満としては、「緊急時に利用しにくい」が一番多くなっています。

【事業所アンケート調査の結果】

短期入所を実施している事業所においては、それほど大きな伸びを見込んでおらず、1割ほどの増加を見込んでいます。

【障がい者支援部会の意見】

いざという時にサービスを使うために、利用者と受け入れ側の双方が慣れておく必要があるものの、事業所数の不足により体験的な利用ができないという課題があります。

【八尾市地域自立支援協議会の意見】

家族の高齢化とともに、生活を維持するために短期入所の利用は増加しています。家族の疾病等によって、長期利用となる事例も増加しています。短期入所の稼働率のアンバランスの改

善とともに、短期入所事業所の増設が求められます。また、障がい児の短期入所先は市内に1箇所しかなく、利用ニーズに応えられる状況にはないため、増設が求められることや、医療的ケア児が利用できる短期入所先は市内には皆無であるといった意見があります。

○見込量確保のための方策

短期入所は、障がい者等の地域での安心した暮らしや自立を支えるための重要なサービスであり、特に緊急時の受け入れや医療的ケアを要する重度障がい者の受け入れ体制の確保が必要です。本市では、地域生活支援拠点等の整備に向け、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用しながら、緊急時の受け入れや医療的ケアを必要とする重度障がい者を受け入れることができる事業所の設置を促進します。

③ 日中活動系サービス

生活介護

常に介護が必要な方に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動等の機会を提供するサービス

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス

就労移行支援

通常の事業所（会社）で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス

就労継続支援A型（雇用契約有）

通常の事業所（会社）で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス

就労継続支援B型（雇用契約無）

通常の事業所（会社）で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス

就労定着支援

一般就労後、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている障がい者に対して、安定した就労が続けられるよう、生活面等の支援を行うサービス

療養介護

医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービス

◆月あたりの見込量

障がい種別／サービス種別		単位（日） （人）	令和3年度 （2021年 度）	令和4年度 （2022年 度）	令和5年度 （2023年 度）
身体障がい者	生活介護	サービス見込量	2,771	2,771	2,771
		実利用見込者数	144	144	144
	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	サービス見込量	17	17	17
		実利用見込者数	1	1	1
	就労移行支援	サービス見込量	117	130	143
		実利用見込者数	9	10	11
	就労継続支援A型 （雇用契約有）	サービス見込量	850	833	816
		実利用見込者数	50	49	48
	就労継続支援B型 （雇用契約無）	サービス見込量	1,260	1,425	1,590
		実利用見込者数	84	95	106
	就労定着支援	実利用見込者数	1	1	1
知的障がい者	生活介護	サービス見込量	10,040	10,341	10,740
		実利用見込者数	502	522	537
	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	サービス見込量	317	317	317
		実利用見込者数	23	23	23
	就労移行支援	サービス見込量	551	570	589
		実利用見込者数	29	30	31
	就労継続支援A型 （雇用契約有）	サービス見込量	1,273	1,330	1,387
		実利用見込者数	69	70	73
	就労継続支援B型 （雇用契約無）	サービス見込量	6,935	7,410	7,885
		実利用見込者数	433	463	493
	就労定着支援	実利用見込者数	9	11	14
精神障がい者	生活介護	サービス見込量	351	442	533
		実利用見込者数	27	34	41
	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	サービス見込量	630	644	658
		実利用見込者数	45	46	47
	就労移行支援	サービス見込量	915	930	945
		実利用見込者数	61	62	63
	就労継続支援A型 （雇用契約有）	サービス見込量	2,539	2,539	2,539
		実利用見込者数	142	142	142
	就労継続支援B型 （雇用契約無）	サービス見込量	4,342	4,667	4,992
		実利用見込者数	334	359	384
	就労定着支援	実利用見込者数	23	30	39
療養介護		実利用見込者数	30	30	30

○見込量算出の背景

【現状の分析】

生活介護及び就労移行支援では、知的障がい者の利用量が増加しています。

就労継続支援A型は、身体・精神障がい者で利用が減少傾向にあります。一方、知的障がい者で利用が増加傾向にあります。

就労継続支援B型は、いずれの障がい種別でも利用が増加傾向にあり、特に精神障がい者では、増加の伸びが顕著となっています。

就労定着支援は、身体・知障がい者で、概ね横ばいで推移しています。

【市民アンケート調査の結果】

就労移行支援、就労定着支援の今後の利用意向について、現在これらのサービスを利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人は、精神障がい者で利用ニーズの高さがみられます。

また、就労移行支援、就労継続支援、生活介護以外の仕事をしていると回答した人に、今後の希望する働き方をたずねたところ、「会社で正規職員として働きたい（続けたい）」と回答した人が4割程を占めています。

【事業所アンケート調査の結果】

就労移行支援を実施している事業所においては、令和5年度（2023年度）には、およそ1.5倍以上の利用量になると見込んでいます。また、就労定着支援を実施している事業所においては、令和5年度（2023年度）には2倍以上の利用量になると見込んでいます。

【障がい者支援部会の意見】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事業所の規模縮小や閉鎖による退職が出てきています。

【八尾市地域自立支援協議会の意見】

障がい者の重度化・高齢化に伴い、看護師配置の必要性は増加しています。しかし、人件費が高いうえに人材確保が困難となっているため、配置できていない現状があります。看護師確保に向けた調整機能を行政機関が進める必要があります。

また、見込量に応じたサービス提供の質を確保するためには、事業所の人材育成の機会を確保することが重要です。

○見込量確保のための方策

日中活動系サービスは、障がい者の日中の居場所づくりや就労など、地域で自立した日常生活を送るために欠かせない事業です。地域移行の進展に伴い、今後より一層、利用ニーズが高まるものと推測しており、多様な利用者ニーズに対応できるサービス提供体制の確保を図ります。

また、今後も障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等の販路拡大を図るとともに、八尾・柏原障害者就業・生活支援センターに委託している障がい者就労推進事業を通じ、事業所等に対し企業側が求める人材や技術に関する講習等を実施します。

④ 居住系サービス

自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方等に対し、定期的な巡回訪問や随時対応により、地域生活を支援するために障がい者の理解力や生活力等を補うためのサービス

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス

施設入所支援

主として夜間、施設に入所する障がい者に対し、入浴・排泄・食事の介護等の支援を行うサービス

◆月あたりの見込量

障がい種別／サービス種別		単位（人）	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	自立生活援助	実利用 見込者数	1	1	1
	共同生活援助(グループホーム)		13	13	13
	施設入所支援		50	49	49
知的障がい者	自立生活援助		1	1	1
	共同生活援助(グループホーム)		240	260	280
	施設入所支援		104	103	102
精神障がい者	自立生活援助		1	1	1
	共同生活援助(グループホーム)		30	33	36
	施設入所支援		1	1	1

○見込量算出の背景

【現状の分析】

居住系サービスは、障がい者の地域移行を推進するための重要な受け皿となっています。

自立生活援助については、すべての障がい種別において利用がありませんでした。

共同生活援助は、知的・精神障がい者で利用が増加しています。また、利用者の高齢化により、支援ニーズが複雑化している状況もあり、医療機関等との連携が必要となっています。

施設入所支援については、依然として待機者は多い状況です。

【市民アンケート調査の結果】

共同生活援助の今後の利用意向について、現在利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人は、重複障がい者は約 20%、知的障がい者では約 16%と他の障がいよりも高い傾向にあります。

同様に、施設入所支援についても、現在利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人は、重複障がい者は約 24%、知的障がい者では約 17%と他の障がいよりも高い傾向にあります。

また、自由記述では、「親なきあとの生活のためグループホームや入所施設が必要」という意見があります。

居住系サービスの不満の理由としては、「医療的ケア等、障がい特性に合わせた対応が十分ではない」という意見があります。

【事業所アンケート調査の結果】

共同生活援助に関しては、「高齢になった家族が利用者を介護するのは、かなり大変である。重度の障がいがあっても、安心して暮らしていけるような生活の場が早急に必要」という意見がありました。

※ 本意見は、障がい者支援部会や八尾市地域自立支援協議会でも同様の意見がありました。

【八尾市地域自立支援協議会の意見】

高齢期の知的・精神障がい者等への支援は介護保険施設では困難であり、高齢障がい者に配慮した入所施設等の暮らしの場について、公民共同での検討の場を設ける必要があります。

○見込量確保のための方策

グループホームについては、障がい者の地域移行の受け皿として、重要なサービスであると位置づけており、今後も引き続き、地域生活支援拠点等の整備課題として、優先的に取り組みます。

また、障がい者の重度化・高齢化や親なきあとを見据えて、これまで以上に個々のニーズに沿った支援が必要となっています。医療的ケアを必要とする利用者への対応等を含め、支援の質の確保が喫緊の課題となっており、医療機関等との連携を図りながら、サービス提供体制の充実を図ります。

施設入所支援は、障がい者の状況や家族環境によって必要な場合もあり、柔軟な支援に取り組みます。

⑤ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援

障がい福祉サービスの利用者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障がい福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかについてモニタリング等を行うサービス

地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援などの必要な支援を行うサービス

地域定着支援

単身等で生活する障がい者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービス

◆月あたりの見込量

障がい種別／サービス種別		単位（人）	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	計画相談支援	実利用見込者数	61	66	71
	地域移行支援		1	1	1
	地域定着支援		1	1	1
知的障がい者	計画相談支援		207	228	249
	地域移行支援		1	1	1
	地域定着支援		1	1	1
精神障がい者	計画相談支援		247	260	273
	地域移行支援		4	6	8
	地域定着支援		1	1	1
障がい児	計画相談支援		3	3	3

○見込量算出の背景

【現状の分析】

計画相談支援については、いずれの障がい種別においても利用人数が増加傾向にあり、計画相談支援の必要性が認知されてきたものと推測します。地域移行支援と地域定着支援については事業所の数も少なく、わずかな利用となっています。

【市民アンケート調査の結果】

サービス等利用計画を利用していない理由として「作成を依頼できる相談支援事業者を知らない」、「必要性を感じていない」、「利用サービスが少なく、自分で作成できる」が多い傾向にあります。

【障がい者支援部会の意見】

「高齢の保護者は子どもの障がいについての悩みを抱え込みがち。相談支援事業所等、新しく今から知り合う人と話ができない人が多い。作業所等で利用者支援に関する悩みを抱え込みがちなことも課題である。」という意見がありました。

○見込量確保のための方策

専門的な支援による適切なサービス利用につなげるよう、相談支援事業所の必要性を啓発し、サービス等利用計画の利用拡大を図ります。

また、障がい特性に応じた適切なサービス等利用計画等の策定につなげるため、研修の実施等により、相談支援専門員の質の向上を図ります。

地域移行支援や地域定着支援については、必要に応じて利用ができるよう制度の周知等を図ります。

⑥ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆活動指標

項目	単位等	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保健、医療及び福祉関係者 による協議の場	開催回数（回）	1	1	1
	関係者参加 人数（人）	保健	1	1
		医療	4	4
		福祉	6	6
		介護	1	1
		当事者	1	1
		家族	1	1
		その他	0	0
	目標設定	本市の精神障がいの現状と課題を抽出し、情報共有を図るとともに、支援のあり方等を検討します。		
	評価の実施回数 (回)	1	1	1

⑦ 相談支援体制の充実・機能強化等

◆活動指標

項目	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数 (件)	7	7	8
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数 (件)	10	10	10
地域の相談機関との連携強化の取り組み	年間実施回数 (回)	1	1	1

⑧ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

◆活動指標

項目	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数 (人)	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	年間実施回数（回）	3	3	3
障がい福祉サービス事業所	体制の有無	有	有	有

等に対する指導監査の結果 の共有	年間共有回数（回）	22	22	22
---------------------	-----------	----	----	----

（２）地域生活支援事業の見込量と方策

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業

理解促進研修・啓発事業では、障がい者週間に実施する啓発活動や障がい者フォーラム等において、市民をはじめ、事業者、市民活動団体等に対して、障がいの理解を深めるための研修や啓発を行い、障がいの有無にかかわらずともに暮らすことができる地域社会をめざします。

事業種別	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業

障がい者等やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動など、地域において自発的に行われる活動を支援する事業

自発的活動支援事業については、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、八尾市地域福祉推進基金等を活用し、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

事業種別	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

③ 相談支援事業

障がい者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する事業

基幹相談支援センター

障がい者等の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関と連携した支援等を行う機関

基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等への専門職の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取り組みを行う事業

障がい児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する府域の療育機能との重層的な連携を図る事業

住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望し、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等を行う事業

基幹相談支援センターにて、相談支援事業所をはじめ、障がい者等に係る地域のさまざまな相談窓口等の連携ネットワークの強化に取り組むことで、障がいのある人が身近な地域で相談でき、適切なサービスを受けることができるよう、地域全体の相談支援体制の一層の充実を図ります。

障がい者相談支援事業については、市内の日常生活圏域における地域の身近な相談窓口としてさまざまな相談対応に取り組んでおり、今後も、市内4箇所の相談支援事業所を中心として、相談支援体制の充実を図ります。

事業種別	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

○見込量確保のための方策

身近な地域での相談や専門的な相談など、障がいに関する総合的な窓口として広く周知に努めるとともに、地域の関係機関との連携強化を図りながら困難事例などの相談支援体制を構築します。

④ 成年後見制度利用支援事業等

成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約等を適切に締結できるよう、成年後見制度の利用支援を行う事業

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務について適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業

平成28年（2016年）に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

事業種別	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度利用支援事業	年間実利用者数 (人)	19	24	29
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

○見込量確保のための方策

利用者の拡大につながるよう、成年後見制度の周知を図ります。

また、八尾市社会福祉協議会で実施している法人後見支援事業との連携を強化し、必要な支援を行います。

⑤ 意思疎通支援事業等

意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等による支援事業を実施する事業

手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術の習得者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行うものを派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるように支援する事業

【本市の意思疎通支援について】

本市の意思疎通支援のあり方については、令和2年度（2020年度）に障がい者福祉専門分科会に意思疎通支援検討部会を設置し、検討を行いました。

○本市の意思疎通支援に係る「めざすべき姿」

「障がいの有無にかかわらずあらゆる市民が、多様性を認め合い、多様なコミュニケーション手段を活用しながら、市民同士で気軽に対話ができる明るい社会」をめざします。

○本市の意思疎通支援に係る考え方について

障がいがあることで意思疎通が困難であり、地域活動への参加等に消極的になる状況や、周囲に障がい者理解が浸透していないため配慮が不足している現状がある中で、障がい者が地域の中でさまざまな地域行事や地域活動に参加でき、充実した日常生活や社会生活を送るには、個々の状況に応じたコミュニケーション手段の選択肢の充実が求められます。

本市では、障がい者等が地域でコミュニケーションを図りながら、自分らしく自立した暮らしを送ることができるよう、日常生活におけるあらゆる場面での意思疎通支援の充実と障がい者理解啓発に取り組みます。

○主な取り組み内容

- ・ 手話通訳者等の派遣事業の充実
- ・ ICT等も活用したコミュニケーション手段の選択肢の充実
- ・ コミュニケーション支援等に関する啓発や学習機会の充実

事業種別		単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	年間実利用量（件）	480	480	480
		年間実利用量（時間）	630	630	630
	要約筆記者派遣事業	年間実利用量（件）	155	155	155
		年間実利用量（時間）	130	130	130
	手話通訳者設置事業	年間実設置者数（人）	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		年間実養成講習修了者数（人）	30	30	30
※専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者数（人）	20	20	20
		年間実養成講習修了者数（人）	15	15	15
	要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者数（人）	5	5	5
		年間実養成講習修了者数（人）	10	10	10
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数、年間実養成講習修了者数（人）	30	30	30
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数、年間実養成講習修了者数（人）	10	10	10
※専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	年間実利用量（件・時間）	「意思疎通支援事業」の手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業の見込みに含んでいます。		
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	年間実利用量（件）	100	125	150
		年間実利用量（時間）	400	500	600
	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	年間実利用量（件）	0	0	0
		年間実利用量（時間）	0	0	0

- ※ 大阪府との共同実施のため、見込量は大阪府全体の数値（失語症者向け意思疎通支援者派遣事業については事業の実施予定なし）

⑥ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業

障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて日常生活用具等を給付又は貸与する事業

在宅での日常生活を営むうえで、欠かせない支援用具等の給付を行います。中でも、排泄管理支援用具については、利用増が見込まれることを勘案した見込量の設定を行います。

障がい種別／品目		単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障がい者	介護・訓練支援用具	件※	14	15	16
	自立生活支援用具		52	56	61
	在宅療養等支援用具		44	47	52
	情報・意思疎通支援用具		100	117	136
	排泄管理支援用具		7,240	7,538	7,849
	住宅改修費		3	3	3
知的障がい者	介護・訓練支援用具		1	1	1
	自立生活支援用具		4	4	4
精神障がい者	自立生活支援用具		1	1	1
障がい児	介護・訓練支援用具		2	2	2
	自立生活支援用具		4	4	4
	在宅療養等支援用具		4	4	4
	情報・意思疎通支援用具		1	1	1
	排泄管理支援用具		537	556	576
	住宅改修費		1	1	1

※ 年間の給付等の件数

〇見込量確保のための方策

日常生活用具等の給付については、利用者のニーズに応じて、品目の充実を図ります。

⑦ 移動支援事業

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要な外出や余暇活動等に参加するための外出支援を行う事業

障がい種別	単位（時間） （人）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
身体障がい者	年間実利用量	70,534	70,534	70,534
	年間実利用者数	278	278	278
知的障がい者	年間実利用量	69,169	69,860	70,558
	年間実利用者数	401	405	409
精神障がい者	年間実利用量	18,663	20,902	23,410
	年間実利用者数	237	265	296
障がい児	年間実利用量	2,416	2,416	2,416
	年間実利用者数	24	24	24
事業所数	箇所	219	229	239

○見込量算出の背景

【現状分析】

精神障がい者では利用が増加傾向にあります。一方、身体障がい者と障がい児の利用が減少傾向にあります。

【市民アンケート調査の結果】

現在、移動支援を利用していないが、今後利用したいと回答した人が身体障がい者及び障がい児で多い傾向にあります。

○見込量確保のための方策

障がい者等の社会参加の支援において重要な事業であり、障がい特性や利用ニーズに応じたサービス提供体制を確保するとともに、実地指導を行い適正な支援につなげます。また、事業所職員の研修受講を促すなど、ガイドヘルパーの養成や支援の質の向上を図ります。

⑧ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業

地域で生活する障がい者等の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などを行う事業

地域活動支援センターについては、社会参加を促進するため、日中の居場所の整備を行う考え方を基に、今後の増加を考慮して見込みました。

事業種別	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域活動支援センター事業	箇所	10	10	10
	年間実利用者数 (人)	173	173	173

○見込量算出の背景

【現状の分析】

近年、利用者については、ほぼ横ばいで推移しています。

【市民アンケート調査の結果】

地域活動支援センターについては、現在利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人が多く、ニーズの高さが見受けられます。

○見込量確保のための方策

障がい者等の地域移行に伴い、日中活動の場の充実が求められており、利用ニーズに応じた支援体制の充実に取り組みます。

⑨ 広域的な支援事業

地域生活支援広域調整会議等事業

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、広域的な調整のもと連携できる体制を地域において構築する事業

事業種別	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域生活支援広域調整会議等 事業	協議会の開催回数 (回)	1	1	1

○見込量確保のための方策

保健、医療、福祉関係者による協議の場を活用し、各関係機関が連携できる体制を構築し、精神障がい者の地域移行及び地域定着を推進します。

⑩ その他事業

訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅で生活している重度身体障がい児者を対象に、入浴車で居宅を訪問し、入浴介助を行う事業

日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を確保する事業

事業種別	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴サービス事業	箇所	5	5	5
	延べ利用回数 (回)	312	327	343
日中一時支援事業	箇所	22	23	24
	延べ利用回数 (回)	1,504	1,654	1,819

○見込量算出の背景

【現状の分析】

訪問入浴サービスについては、利用が増加傾向となっています。また、日中一時支援については、平成30年度（2018年度）から令和元年度（2019年度）に利用回数が減少したものの、両年度とも見込みを上回っています。

【市民アンケート調査の結果】

日中一時支援の今後の利用意向について、現在利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人が多く、ニーズの高さが見受けられます。

○見込量確保のための方策

訪問入浴については、重度身体障がい児者の在宅生活の充実に必要な支援です。また、日中一時支援については、障がい者等が地域で暮らすにあたり日中活動の場だけではなく、その家族のレスパイトとして重要なサービスであり、両事業とも障がいの重度化や複雑化に対応したサービス提供体制の確保に取り組みます。

第5章 第2期八尾市障がい児福祉計画

1. 成果目標

(1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国及び府の基本指針】

令和5年度末（2023年度末）までに、市町村ごとに児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。また、同じく令和5年度末（2023年度末）までに、市町村ごとに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。なお、設置される児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援が実施されるよう努めることとする。

近年では地域における子ども・子育て支援のさらなる充実および体制整備が求められています。子どもの発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援が必要であり、本市においては、児童発達支援センターを地域における障がい児支援の拠点と位置づけ、保健・医療・保育・教育等の関係機関との連携による重層的な支援体制の構築を進めます。

◆成果目標

項目	令和5年度末（2023年度末）の目標
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターのサービス提供体制の拡充を図ります。
保育所等訪問支援の充実	保育所等訪問支援を利用できる体制の拡充を図ります。

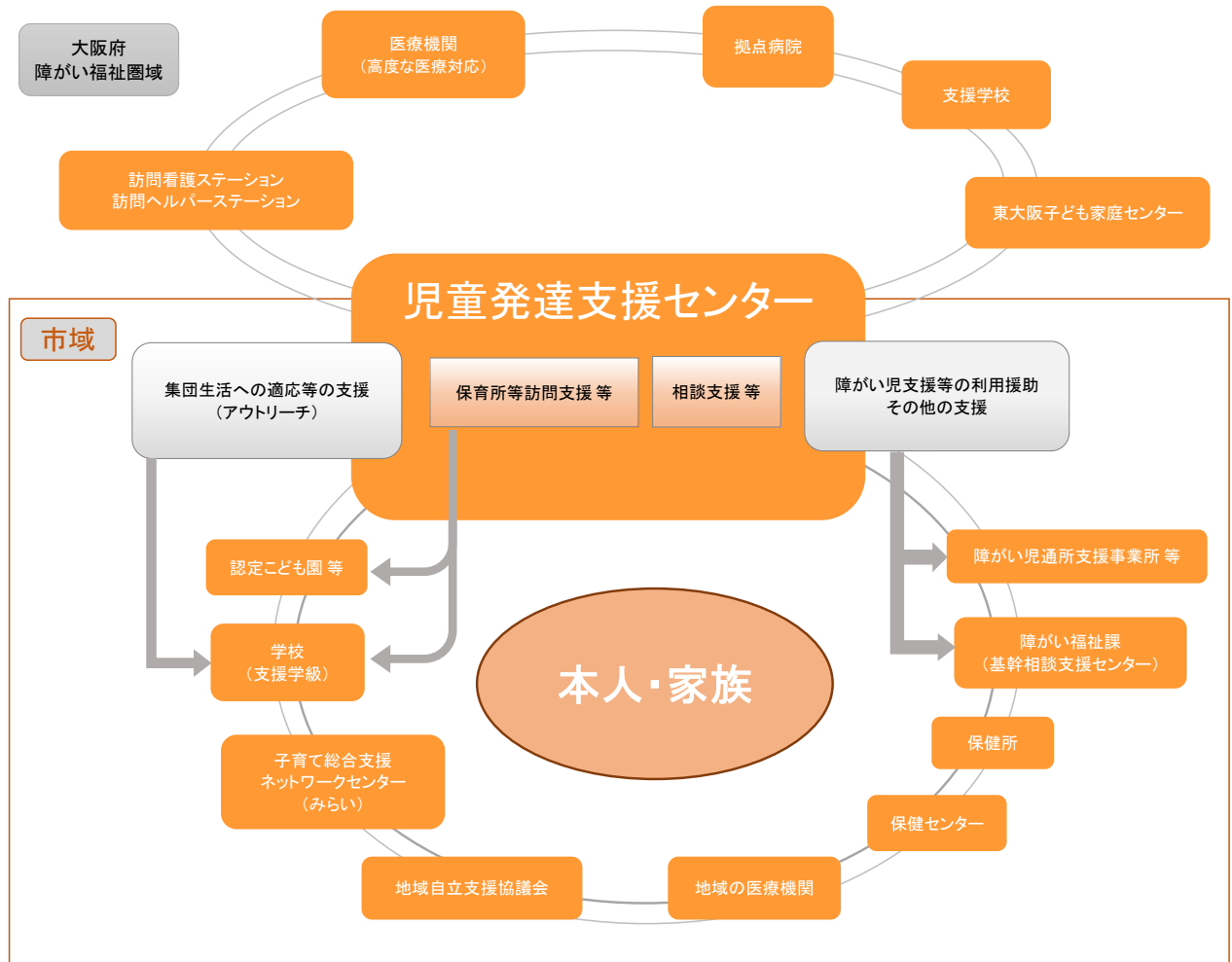
【本市の児童発達支援センターの考え方】

○地域における障がい児支援の拠点としての児童発達支援センター

- ・通園療育を基本としながら、地域の障がい児やその保護者等に対する保育所等訪問支援や障がい児相談支援の提供を充実するとともに、それらの支援を通じて学校、認定こども園等及び障がい児通所支援等との連携を強化し、子どもの持てる力を発揮できるように支援します。
- ・外来児童も対象にした言語聴覚療法などの専門性の高い訓練を充実します。
- ・保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関との緊密な連携により、障がいと診断される前からの早期支援を行い、一人ひとりのニーズに合った支援を充実します。
- ・医療型児童発達支援センターにおいては、医療機能を備えている特徴を活かし、医療的ケア児や重症心身障がい児への訪問支援を実施します。



児童発達支援センターを中心とした障がい児支援体制イメージ



関係機関と連携した医療型児童発達支援センターの支援体制イメージ



(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国及び府の基本指針】

国の指針においては、令和5年度末（2023年度末）までに、市町村ごとに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上確保すること。大阪府としては、市町村の対象児童数に応じた事業所数を目標に設定することとする。

市内には既に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がありますが、今後、重症心身障がい児数の推移に注視しながら必要数を確保します。

◆成果目標

令和5年度末（2023年度末）の目標

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1施設以上、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を2施設以上確保したうえで、必要数に応じて拡充を図ります。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び コーディネーターの配置

【国及び府の基本指針】

- ・ 令和5年度末（2023年度末）までに、市町村及び圏域ごとに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- ・ 大阪府においては、国の基本指針に沿った目標設定とし、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係1名、医療関係1名を基本に地域の実情に応じて配置することを基本とする。

令和5年度末(2023年度末)までに「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」が成果目標として位置づけられています。本市においては、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」については既に設置されており、今後、現状課題や本市の支援のあり方等について検討するなど、協議の場の充実を図ります。

また、新たに令和5年度末（2023年度末）までに医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるよう「医療的ケア児等コーディネーター（福祉関係1名、医療関係1名）」を配置します。

◆成果目標

令和5年度末（2023年度末）の目標

医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の充実を図るとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターについて福祉関係1名、医療関係1名を配置します。

2. 障がい児支援の見込量と方策

(1) 障がい児支援事業

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービス

医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービス

放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行うサービス

保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が認定こども園や保育所等を訪問し、障がい児や保育所等の職員に対して、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援等を行うサービス

居宅訪問型児童発達支援

医療的ケアが必要な児童等で、通所支援を受けるための外出が困難な児童に対して、居宅を訪問し日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービス

◆月あたりの見込量

サービス種別	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	月平均利用量（人日）	3,134	3,228	3,324
	実利用者数（人）	256	263	270
医療型児童発達支援	月平均利用量（人日）	259	271	284
	実利用者数（人）	28	30	31
放課後等デイサービス	月平均利用量（人日）	7,186	7,832	8,536
	実利用者数（人）	536	578	624
保育所等訪問支援	月平均訪問回数（回）	27	38	49
	実利用者数（人）	14	19	24
居宅訪問型児童発達支援	月平均訪問回数（回）	2	2	2
	実利用者数（人）	1	1	1



○見込量算出の背景

【現状の分析】

障がい児支援について、概ね利用が増加しています。特に児童発達支援と放課後等デイサービスについては、見込量を上回っており、利用量の増加が顕著となっています。

医療型児童発達支援についても増加傾向にあり、医療的ケアを要する児童の受け入れの必要性を踏まえ、今後さらなる利用量の増加が推測されます。

保育所等訪問支援については、見込量を下回っているものの、近年利用量が増加しています。

居宅訪問型児童発達支援については、利用実績がわずかとなっています。

【市民アンケート調査の結果】

現在利用していないが、今後利用したい障がい児支援については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用意向が高くなっています。

【事業所アンケート調査の結果】

令和5年（2023年）の提供見込みについては、令和元年（2019年）の実績に比べ、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援にて、サービス提供量の増加を見込んでいます。

【障がい児支援部会の意見】

発達障がいに関して、手帳を所持していない当事者がある程度いることを踏まえ、大人になっても手帳の有無にかかわらず発達障がいの支援が必要であることの理解が必要となります。

保育所等訪問支援については、保護者や保育所等とのつながりができつつありますが、現状では保育所等訪問支援の趣旨についての理解が十分でないと感じます。

医療的ケア児については、まず医療との連携が確実にできないと、利用者も受け入れ事業所も不安があるので、連携強化により支援が円滑に実施できれば良いと感じています。

【八尾市地域自立支援協議会の意見】

医療的ケア児の支援先は増えてきたとはいえ、絶対数が不足しているため増設が求められます。

医療的ケア児が利用できる短期入所の開設が求められます。

児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は増加していますが、“発達支援”を軸にした支援内容が求められています。発達支援の内容や質の向上に向けた研修等への支援が求められます。

○見込量確保のための方策

障がい児の支援については、早期の段階から適切な支援を受け、就学前から就学後、卒業後の進路まで、一貫した切れ目のない支援を行う必要があります。特に、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、提供体制の充実が求められています。

とりわけ、児童発達支援センターは、地域における障がい児支援の拠点として、関係機関と連携を図りながら、専門性の高いきめ細やかな療育支援を提供しており、今後のニーズの高まりからも、さらなる機能の充実を図ります。

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、重度の障がい児を受け入れる体制の整備が課題となっており、事業参入を促進しながら、医療的ケア児を含めた重度の障がい児の支援体制を確保します。

また、保育所等訪問支援については、事業趣旨の理解が深まるよう啓発し、保護者や保育所等のニーズに応じたサービス提供体制を確保します。

(2) 障がい児相談支援

障がい児相談支援

障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に、障がい児支援利用計画作成等を行うサービス

◆月あたりの見込量

サービス種別	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい児相談支援	月平均利用人数 (人)	45	63	88
計画相談支援（再掲）	月平均利用人数 (人)	3	3	3

○見込量算出の背景

【現状の分析】

障がい児相談支援の利用ニーズは増加傾向にあります。

【市民アンケート調査の結果】

障がい児支援利用計画を利用していない理由として「必要性を感じていない」や「作成を依頼できる相談支援事業所を知らない」が多い傾向にあります。

【事業所アンケート調査の結果】

令和5年度（2023年度）時点での障がい児相談支援の提供見込みについては増加しています。

【障がい児支援部会の意見】

障がい者の相談に比べ、障がい児の相談内容は多岐にわたるため対応に時間がかかります。セルフプランが多いという課題がある中で、家族に任せてしまっている状況もあります。

○見込量確保のための方策

障がい児相談支援については、利用ニーズに応じた提供体制を確保するとともに、窓口等での相談があった際には、制度の啓発を行う等、早期からの適切な支援を受ける必要性を広く周知します。

(3) 障がい児の保護者への支援や当事者間のサポート活動

ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

ピアサポート

発達障がいのある人が同じ障がいのある人にかかわり、支え合う活動をする事

◆月あたりの見込量

項目	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	年間受講者数（人）	20	23	25
ペアレントメンターの人数	年度末時点の人数（人）	0	1	1
ピアサポート活動への参加人数	年間参加人数（人）	25	25	25

3. 子ども・子育て支援等について

国が示す基本指針において、第2期障がい児福祉計画の策定にあたり、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズに基づき、各種サービスの提供体制の整備に努めることが求められています。

本市においても、国の基本指針を踏まえ、子育て支援部局等との連携を図り、障がい児支援の体制づくりに積極的に取り組みます。

（1）各年度における子ども・子育て支援等の見込量について

第2期障がい児福祉計画では、障がい児保育（保育サポート枠）の保育施設入所児童数及び放課後児童室の障がい児童数を参考として、下記のとおり見込量を設定します。

◆見込量

項目	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
子ども・子育て支援等の見込量	人	374	376	378

(2) 各年度における教育・保育給付等の見込量について

現行の「八尾市こどもいきいき未来計画」の教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業のうち、第2期障がい児福祉計画期間内の見込量は下記のとおりです。

◆見込量

項目		単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
教育	幼稚園・認定こども園 (満3歳以上)(1号)	人	2,490	2,400	2,330
保育	保育所・認定こども園 (満3歳以上)(2号)	人	3,510	3,560	3,640
	保育所・認定こども園等 (満3歳未満)(3号)	人	2,720	2,790	2,800
延長保育事業 (時間外保育事業)		人	2,800	2,850	2,900
放課後児童健全育成事業 (放課後児童室事業)		人	4,000	4,200	4,400
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)		人	1,870	1,840	1,800
養育支援訪問事業		人	50	50	50
地域子育て支援拠点事業		人回	39,500	39,000	38,500
一時預かり事業		人日	100,000	100,000	100,000

(※ 「八尾市こどもいきいき未来計画(後期計画)」より抜粋)

第6章 計画の推進に向けて

1. 支援の円滑な実施を確保するための必要な事項

(1) 障がい者等に対する虐待の防止

市民等から虐待に関する通報等があった際には、速やかに障がい者等の安全確認や虐待の事実確認を行うとともに、終結に至るまで適切に対応していくことが重要となります。

本市においては、障がい者虐待防止センターを設置し、通報等の受付を行っており、虐待の疑いがあると認められる際は、基幹相談支援センターを中心として、安全確認や事実確認等の初動期対応を迅速に行い、立入調査等により虐待が認められれば、関係機関と連携した個別ケース会議等を開催し、必要な支援等を行っています。

虐待対応については、障がい者等の生命・身体・財産等の保護を主眼として、関係機関とも連携した組織的な対応が必要となることから、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所をはじめ、高齢者や児童の関連機関、警察、民生委員・児童委員等との連携強化により、さらなる相談・通報体制を充実させるとともに、障がい福祉サービス事業所等に対して、障がい者虐待防止や成年後見制度の利用促進などの権利擁護に関する啓発を図ります。

(2) 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者等の芸術文化活動の振興を図ることにより、障がい者等の社会参加や障がい者等に対する理解を促進していくことが重要となります。本市においては、大阪府とも連携を図りながら、八尾市地域福祉推進基金の活用等により、障がい者等による芸術文化活動に対する発表の機会や社会参加の機会の確保等について支援します。

(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要となります。本市においては、障がい者等に対する施策実施にあたり本市職員が適切に対応することを示した対応要領の策定をはじめ、基幹相談支援センターにて障がい者差別に関する相談窓口を設置していますが、今後も引き続き、障害者差別解消法の趣旨等を広く周知するための啓発活動を行い、地域での対応力の向上や相談支援体制の強化を図ります。

(4) 障がい福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるよう、災害時等も見据えて平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取り組みを進めていくことが重要となります。また、自然災害に起因する防災対策だけでなく、防犯対策や新型コロナウイルス感染症といった感染症の対応などにも取り組むことが必要となります。さらに、障がい福祉サービス事業所等を利用する障がい者等が安心して生活できるよう、権利擁護の視点も含めた職員への研修を充実するとともに、職員の過重な負担等により精神的に孤立することがないように、職場環境の改善を進めていくことが必要となります。

本市においては、障がい者の重度化・高齢化をはじめ、災害時等に対応できる事業所のあり方や人材確保・育成等といった利用者支援に関する複層的な課題について、八尾市地域自立支援協議会等を活用することにより、より一層、事業所間連携を強化し、情報共有や研修会等の充実を図ります。

(5) ユニバーサルデザインの推進

地域共生社会を実現するためには、障がい者をはじめ、高齢者や子ども等を含めて誰もが暮らしやすい地域づくりが重要となります。誰もがストレスなく快適に施設を利用したり、製品を使用したり、安全かつ自由に移動し、必要な情報にアクセスできる環境が整備されることにより、個々の能力を活かして地域の中で活躍することができます。

そのためには、ユニバーサルデザインの考え方が、より一層、地域に浸透し、バリアフリー化の推進や十分な情報・コミュニケーションの確保を通じて、ハードとソフトの両面から、地域での快適な生活環境の整備を図ります。

2. 計画推進における課題

(1) 障がい者の重度化・高齢化に伴う支援体制の充実

障がい者の重度化・高齢化が進み、複層的な支援ニーズが高まる中で、障がい福祉サービス事業所等の施設環境がバリアフリー等に対応していないことや、支援に関するより専門的な知識や経験の蓄積が必要となることから、事業所職員の負担が増加傾向にあります。

さらに、医療的ケアの支援ニーズが増加しており、地域で障がい者を支える短期入所事業所等の社会資源の整備が十分ではない中で、市内の事業所では医療体制の強化が課題となります。

本市においては、複雑化・多様化する支援ニーズに的確に対応できるよう、基幹相談支援センターによる事業所間連携を進めつつ、市内全体の支援の質の向上を図るための研修会等の実施や、医療連携などのサービス提供体制のさらなる充実に向けた検討を行います。

(2) 持続可能な障がい福祉サービス等の運用

障がい福祉サービス等の利用者数や利用量が年々増加し、サービスを提供する事業所数も増加傾向にある中で、今後においても安定的に制度運用を図っていくことが求められています。

本市においては、支援が必要な方に、適切にサービス提供を行えるよう、計画相談支援や障がい児相談支援のさらなる普及を促進するとともに、持続可能な制度運用に向けて、障がい福祉サービス事業所等への実地指導の充実や適正なサービス等の給付のあり方について検討を行います。

(3) 障がい者理解の促進に向けた啓発の充実

障がい者等が身近な地域で必要なサービスや支援を受けながら、自立した日常生活や社会生活を送ることができる社会を実現するためには、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を市民一人ひとりに広げていくことが重要となります。

本市においては、障がい者週間での啓発活動や障がい者フォーラム、ヘルプカードの活用といった障がい等への理解を深める取り組みを行っていますが、今後も引き続き、地域全体で障がいのある人を支える意識が深まり、配慮等がより一層広がる社会をめざして、さらなる啓発活動の充実に向けて検討を行います。

(4) 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援を行うことが必要となります。

本市においては、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の充実に向けて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

3. 計画推進に係る啓発活動と進捗管理

(1) 計画推進に係る啓発活動等について

第6期計画等の推進を図り、円滑な障がい福祉サービス等の利用につなげるためには、的確な情報提供と相談支援体制の充実が重要となります。

第6期計画等に係る情報提供については、ホームページをはじめ、音訳・点訳等のコミュニケーション支援も活用し、広く周知を図ります。

また、国における制度見直し等に対する情報については、国や大阪府と連携を図り、積極的な情報提供を行うとともに、サービス内容や利用方法等について啓発を行います。

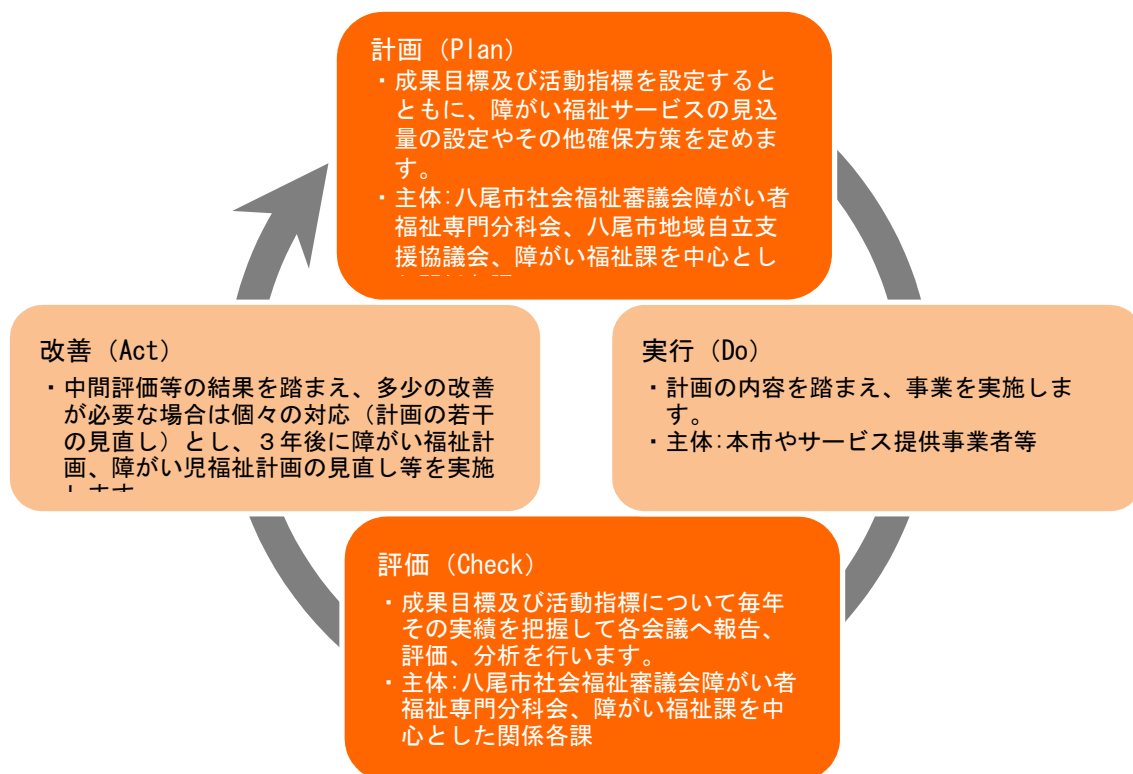
さらに、障がい者等の多様なニーズに対応し、適切なサービス等の利用につなげるため、相談支援事業所との連携を強化するなど、総合的な相談支援体制の充実に向けた取り組みを進めます。

(2) 計画推進に係る進捗管理等について

第6期計画等を推進するために、障がい者等や関係機関、各種団体等で構成する八尾市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会において、公平中立的な立場から計画の達成状況の確認や障がい福祉サービス等の見込量と実績値の進捗に係る状況分析等の評価を行います。

また、第6期計画等の目標値を達成するにあたり、関係機関によるネットワークの構築などの機能を有した八尾市地域自立支援協議会において、ケース検討も含めた課題を共有し、課題解決に向けた情報交換や研修会等の機会を通じて、計画推進の体制強化を図ります。

図 第6期計画等におけるPDCAサイクルのイメージ



資料

1. 計画の策定経過

令和3年度（2021年度）から実施する第6次総合計画にあわせ、第4期障がい者基本計画と第6期障がい福祉計画等を同時に策定しました。

年度	年月日	協議事項等
令和元年度 (2019年度)	令和2年(2020年) 1月9日(木)～ 1月31日(金)	市民アンケート調査の実施
	2月21日(金)～ 3月2日(月)	事業所アンケート調査の実施
令和2年度 (2020年度)	7月10日(金)	第1回 社会福祉審議会本会議（書面開催） ・委員の委嘱 ・会長の選任
		第1回 障がい者福祉専門分科会本会議（書面開催） ・分科会長の選任及び部会委員の選出 ・計画策定検討体制及びスケジュール等の確認
	8月21日(金)	第1回 障がい者福祉専門分科会部会 （障がい者支援部会、障がい児支援部会） ・市民アンケート等の結果報告について ・第5期障がい福祉計画等の実績報告 ・第6期障がい福祉計画等の策定に係る障がい福祉サービス見込量算出方法の説明
	8月25日(火)	第1回 障がい者福祉専門分科会部会 （意思疎通支援検討部会） ・意思疎通支援の検討趣旨の説明 ・市民アンケート調査の結果報告 ・意思疎通支援にかかる事業内容の説明 ・意思疎通支援に関する意見交換
	9月17日(木)	第2回 障がい者福祉専門分科会部会 （障がい者支援部会、障がい児支援部会） ・第6期障がい福祉計画等の骨子（案）の検討
	9月25日(金)	第2回 障がい者福祉専門分科会部会 （意思疎通支援検討部会） ・意思疎通支援の課題とあり方等の検討

年度	年月日	協議事項等
令和2年度 （2020年度）	10月19日（月）	第1回 地域自立支援協議会本会議 ・ 第6期障がい福祉計画等に関する意見書の検討
	10月20日（火）	第3回 障がい者福祉専門分科会部会 （意思疎通支援検討部会） ・ 意思疎通支援にかかる課題と方向性等についての報告書（案）の検討
	11月5日（木）	第2回 社会福祉審議会本会議 ・ 第4期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画等の骨子（案）の報告
	12月8日（火）	第2回 障がい者福祉専門分科会本会議（書面開催） ・ ワーキング会議の意見報告 ・ 地域自立支援協議会の意見書の報告 ・ 第4期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画等（素案）について検討
	12月21日（月）～ 令和3年（2021年） 1月20日（木）	パブリックコメントの実施 第4期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画等（素案）の公表、意見募集
	2月12日（金）	第3回 障がい者福祉専門分科会本会議（書面開催） ・ パブリックコメントの結果等の報告 ・ 第4期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画等（案）の報告
	3月15日（月）	第2回 地域自立支援協議会本会議（書面開催） ・ 第4期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画等（案）の報告
	3月16日（火）	第3回 社会福祉審議会本会議（書面開催） ・ 第4期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画等（案）の報告

2. 地域自立支援協議会からの意見

第6期八尾市障がい福祉計画等策定に関する意見書

八尾市地域自立支援協議会

課	題
日中事業関係 ○重度化・高齢化、災害時に対応できる事業所の施設・設備への支援 (日中事業の多くは小規模で余裕のある部屋・空間がないため、行動障害への個別対応や災害時の緊急支援が困難となっている。必要な支援が可能となる建物・設備への支援が必要である) ○重度者支援にむけた基幹相談支援センターを軸とした事業所間連携や、地域生活支援拠点でのネットワークづくりの推進 (利用者の障害の多様化・重度化等による課題が増えているが、事業所だけで抱え込むことのないよう、基幹相談支援センターや他事業所との連携を進めてゆく必要がある) ○生活介護事業所への看護師確保への支援 (利用者の障害の重度化や高齢化に伴い看護師配置の必要性は増加している。しかし、人件費が高い上に人材確保が困難となっているため、配置できていない現状がある。看護師確保にむけた調整機能を行政機関が進める必要がある) ○人材育成や事業所の質の向上にむけた研修会への支援 (事業所や人材の質の向上につながる研修は自立支援協議会が担っており、事業所からの評価は大きい。今後の充実に向けて、行政による一層の支援が必要である) ○運営安定にむけた日額制の改善と人材確保への支援 (日額制によって事業所運営や人材確保の困難が生じている。コロナ禍での利用抑制によって運営はさらに不安定となり、国への制度改善を求めると共に、支援策を講じる必要がある)	
入所施設・GH関係 ○地域生活してきた人の家族介護が困難になった場合の暮らしの場の確保(入所施設・GHの増設と利用への支援) (家族介護によって地域生活を維持してきた人が、介護者の高齢化により暮らしの場の見通しが立たない状況が発生している。既存施設への入所支援と共に、入所施設・GH等の増設が求められる) ○介護施設では困難な高齢障がい者の暮らしの場の検討・設置(高齢障がい者に配慮した入所施設等の暮らしの場) (高齢期の知的・精神障がい者等への支援は介護保険施設では困難であり、高齢障がい者に配慮した入所施設等の暮らしの場について、公民共同での検討の場を設ける必要がある) ○GH増設のための人材確保への支援 (GH増設が人材難のため困難になっている。支援内容に比して労働条件が厳しく、その要因は日額制と報酬の低さにある。GH増設の必要性が高い中で、人材確保にむけた支援が求められる) ○GHの日中支援に対する報酬の確保 (暮らしの場の支援は365日であり、病気等による終日の支援も必要だが、報酬が平日や土・日の日中が除外されている中で、コロナ禍で日中支援のニーズは増大している。平日や土・日の日中支援が報酬対象となるよう、国に制度改善を求める必要がある)	
地域生活関係 ○介護保険優先ではなく、支援を継続できる仕組みの構築 (65歳を境に介護保険に移行して支援が変わることは、連続している生活の安定性に多大な影響を与える。介護保険優先の制度においても個別事情を十分勘案し、本人の生活に支障が生じることのないよう支援が継続される必要がある) ○利用ニーズはあっても応えられないヘルパー不足の改善 (居宅支援等の利用ニーズは増大しているが、ヘルパー不足や定着の悪化によって利用ニーズに対応できない現状がある) ○家族介護に依存しない障がい者の自立のための支援(家族が担っている役割の代替機能の検討) (長期の家族介護によって、障がい者の自立が阻害されてきた面があるとはいえ、家族は医療方針や治療方法、入院付き添い、サービス事業所の選択など多くの役割を担っている。そういった役割の代替機能の	

検討が求められている)

○**地域生活を支える短期入所事業所の増設**

(家族の加齢化と共に、生活を維持するために短期入所の利用は増大している。家族の疾病等によって、長期利用となる事例も増加している。短期入所の稼働率のアンバランスの改善と共に、短期入所事業所の増設が求められる)

○**精神障がい者の退院促進にむけた社会資源の整備**

(病院から地域生活への移行が課題となっているが、暮らしの場を含めて社会資源の不足があり、円滑には進んでいない。早急に社会資源の整備が求められる)

児童関係

○**障がい児の短期入所事業所の増設**

(障がい児の短期入所先は市内に 1 カ所しかなく、利用ニーズに応えられる状況にはないため、増設が求められる)

○**医療的ケア児を支援する事業所の増設**

(医療的ケア児の支援先は増えてきたとはいえ、絶対数が不足しているため、増設が求められる)

○**医療的ケア児の短期入所事業の実施**

(医療的ケア児が利用できる短期入所先は市内には皆無である。家族のレスパイトを含めて、医療的ケア児の短期入所の開設が求められる)

○**児童発達支援・放課後等デイサービスの質の向上への支援**

(児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は増大しているが、“発達支援”を軸にした支援内容が求められている。そうした内容や質の向上にむけた研修等への支援が求められる)

3. 障がい者福祉専門分科会意思疎通支援検討部会報告書

I 会議の概要

第1回意思疎通支援検討部会

日時：令和2年(2020年)8月25日(火)午後2時～

場所：八尾市水道局2階 第2会議室

内容：意思疎通支援の検討趣旨について

- ・意思疎通支援を検討する背景や趣旨等の説明

意思疎通支援に関する八尾市の現状について

- ・昨年度のアンケート結果、本市の事業内容及び近年の団体要望の概要報告

意見交換

- ・本市の意思疎通支援にかかる現状や課題についての意見交換

第2回意思疎通支援検討部会

日時：令和2年(2020年)9月25日(金)午後2時～

場所：八尾市水道局3階 第3会議室

内容：本市の意思疎通支援の課題とあり方等について

- ・本市の意思疎通支援にかかる課題整理から、あるべき姿や方向性の協議

第3回意思疎通支援検討部会

日時：令和2年(2020年)10月20日(火)午後2時～

場所：八尾市水道局3階 第3会議室

内容：本市の意思疎通支援にかかる課題と方向性等についての報告書(案)について

- ・本市の意思疎通支援にかかる課題と方向性等の整理と報告書の協議

Ⅱ 八尾市の意思疎通支援にかかる課題と方向性等について

当部会にて議論された意思疎通支援にかかるめざすべき姿、方向性、課題及び主な改善策について、下記のとおり報告いたします。

本市の意思疎通支援にかかる「めざすべき姿」

「障がいの有無にかかわらずあらゆる市民が、多様性を認め合い、多様なコミュニケーション手段を活用しながら、市民同士で気軽に対話ができる明るい社会」をめざします。

意思疎通支援にかかる「めざすべき姿」の実現に向けた方向性

障がいがあることで意思疎通が困難であり、地域活動への参加等に消極的になる状況や、周囲に障がい者理解が浸透していないため配慮が不足している現状があるなかで、障がい者が地域の中で様々な地域行事や地域活動に参加でき、充実した日常生活や社会生活を送るには、ICT 等も活用しながら個々の状況に応じたコミュニケーション手段の選択肢の充実が求められます。

また、障がい者理解をはじめ、コミュニケーション支援自体の理解が、より一層、市民全体に広がるためには、様々な障がい当事者の意見をお聞きしながら、広く市民に啓発していく必要性を明らかにするために条例化も含めた検討が求められます。具体的な方策としては、地域の中で、障がい者との交流する場の充実や子どもの頃から障がい者を理解する機会の充実が求められます。

とりわけ、様々な支援や配慮が必要な子どもが、周りの理解の中で充実した日常生活等を送るには、子どもどうしが直接、対話を図ることはもとより、多様なコミュニケーション手段の活用による地域全体での対話の拡がりが必要であり、コミュニケーション支援に関する学習機会の充実が求められます。

さらに、緊急時の支援について、災害時では、障がい者の避難支援の重要性がクローズアップされるなかで、地域の避難訓練に障がい者が参加する機会が増えるとともに、多様な手法による情報提供等が可能な避難所運営が求められ、医療現場においても、医療機関にて、受付から受診、入院に至るまで、障がい者に寄り添った適切なコミュニケーション支援が求められます。

また、行政機関の窓口等でも、多様なコミュニケーション支援への対応が求められます。

当部会で議論された課題及び主な改善策

課題	主な改善策
障がい者の重度化・高齢化が進展するなか、コミュニケーション手段が多様化している。	障がい者理解やコミュニケーション支援の理解にかかる地域での啓発活動の実施。
近所で障がい者がどこに暮らしているかわからない。	障がい者が参加できる地域行事等の充実、学校等の障がい者が普段生活している場所と地域との連携強化及び手話通訳派遣などの実施。
障がい者が地域交流する場が少ない。	地域に障がい者、高齢者、子どもなどが集うサロン等の設置。
ポストコロナを前提としたコミュニケーション手段の検討が必要である。	ICTの活用も含めた支援手段の普及促進。
子どもの頃から障がい者理解にかかる啓発が重要である。	学校による障がい理解教育の充実、学校等と地域が連携した啓発活動の実施。
教育現場等でのコミュニケーション支援のニーズが多様化している。	障がいが多様化する中でのコミュニケーション支援に関する授業や実習の充実。
コミュニケーション支援に関する学習の機会が少ない。	自身のペースで学習が可能となるようなICTによる各種講座等の実施。
医療機関におけるコミュニケーション支援が困難である。	医療機関にてICTを活用した支援手段の充実。
災害時における情報収集が困難である。	地域の避難訓練等への手話通訳派遣などの実施及び避難所での多様な手法による情報発信や個別相談に対応できる障がい者用のブースの確保。
市の窓口等で点字等ができる職員が不足している。	職員研修の実施とICTを活用した窓口対応の実施。

4. 障がい福祉サービス等の第5期計画見込量と実績値の比較

(1) 訪問系サービス

居宅介護の利用は増加傾向にあります。特に、知的障がい者の月平均利用量と実利用者数は平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を大きく上回っています。

重度訪問介護の利用は、ほぼ横ばいで推移しており、月平均利用量は、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。また、精神障がい者の利用はありませんでした。

同行援護の利用は、ほぼ横ばいで推移しており、月平均利用量と実利用者数はともに見込量を下回っています。また、障がい児は、平成30年度（2018年度）にわずかな利用があったものの、令和元年度（2019年度）は、利用がありませんでした。

行動援護の利用は、知的障がい者の月平均利用量と実利用者数はともに見込量を上回っていますが、精神障がい者は利用がなく、障がい児は月平均利用量と実利用者数ともに見込量を下回っています。

◆訪問系サービスの見込量・実績値

障がい種別／ サービス種別		単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	居宅介護	月平均利用量（時間）	6,741	5,580	7,056	5,619	7,371
		実利用者数（人）	321	275	336	268	351
	重度訪問介護	月平均利用量（時間）	3,640	3,464	4,760	3,450	5,880
		実利用者数（人）	13	15	17	16	21
	同行援護	月平均利用量（時間）	3,084	2,912	3,296	2,902	3,509
		実利用者数（人）	106	103	114	103	121
知的障がい者	居宅介護	月平均利用量（時間）	2,352	3,184	2,478	3,906	2,604
		実利用者数（人）	112	157	118	186	124
	重度訪問介護	月平均利用量（時間）	280	42	280	41	280
		実利用者数（人）	1	1	1	1	1
	行動援護	月平均利用量（時間）	176	218	192	322	208
		実利用者数（人）	11	12	12	17	13
精神障がい者	居宅介護	月平均利用量（時間）	5,145	5,102	5,859	5,883	6,573
		実利用者数（人）	245	252	279	280	313
	重度訪問介護	月平均利用量（時間）	280	0	280	0	280
		実利用者数（人）	1	0	1	0	1
	行動援護	月平均利用量（時間）	15	0	15	0	15
		実利用者数（人）	1	0	1	0	1
障がい児	居宅介護	月平均利用量（時間）	945	519	1,113	596	1,281
		実利用者数（人）	45	26	53	29	61
	同行援護	月平均利用量（時間）	15	5	15	0	15
		実利用者数（人）	1	1	1	0	1
	行動援護	月平均利用量（時間）	80	1	80	4	80
		実利用者数（人）	5	1	5	1	5

(2) 短期入所

短期入所は、知的障がい者の利用がほぼ横ばいで推移しているものの、月平均利用量と実利用者数は平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を上回っています。また、身体障がい者では、月平均利用量の増加が見られるものの、見込量を下回っています。その他の種別では、減少傾向となっており、月平均利用量と実利用者数は、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。

◆短期入所の見込量・実績値

障がい種別	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	月平均利用量（人日）	210	164	222	182	234
	実利用者数（人）	35	26	37	25	39
知的障がい者	月平均利用量（人日）	744	790	786	791	828
	実利用者数（人）	124	129	131	137	138
精神障がい者	月平均利用量（人日）	21	6	28	5	35
	実利用者数（人）	3	2	4	1	5
障がい児	月平均利用量（人日）	72	47	78	21	84
	実利用者数（人）	12	10	13	6	14

(3) 日中活動系サービス

生活介護は、身体障がい者を除いて利用が増加しています。特に、精神障がい者の増加が顕著であり、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに、月平均利用量と実利用者数が見込量を上回っています。

自立訓練はいずれの障がい種別も利用が減少傾向にあり、月平均利用量と実利用者数は平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。

就労移行支援は、知的障がい者で利用が増加しているものの、月平均利用量と実利用者数は平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。また、身体障がい者と精神障がい者の利用は減少しているものの、月平均利用量と実利用者数は平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を上回っています。

就労継続支援A型は、身体障がい者と精神障がい者ともに利用が減少傾向にあり、月平均利用量と実利用者数は平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。一方、知的障がい者は利用が増加傾向にありますが、月平均利用量と実利用者数は平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。

就労継続支援B型の利用は、いずれの障がい種別も増加傾向にあり、特に精神障がい者の月平均利用量と実利用者数は平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を上回っています。

就労定着支援は、身体障がい者と知的障がい者で、概ね横ばいで推移しており、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。また、精神障がい者は増加傾向にあるものの、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。

療養介護の利用は、横ばいで推移しています。

◆ 日中活動系サービスの見込量・実績値

障がい種別／サービス種別		単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	生活介護	月平均利用量（人日）	2,679	2,603	2,774	2,515	2,869
		実利用者数（人）	141	159	146	154	151
	自立訓練	月平均利用量（人日）	135	57	150	24	165
		実利用者数（人）	9	3	10	1	11
	就労移行支援	月平均利用量（人日）	90	142	90	120	105
		実利用者数（人）	6	9	6	7	7
	就労継続支援（A型）	月平均利用量（人日）	1,539	1,033	1,710	914	1,881
		実利用者数（人）	86	56	95	49	105
	就労継続支援（B型）	月平均利用量（人日）	688	652	720	866	752
		実利用者数（人）	43	51	45	62	47
	就労定着支援	実利用者数（人）	4	1	7	1	10
知的障がい者	生活介護	月平均利用量（人日）	8,284	8,446	8,588	8,834	8,892
		実利用者数（人）	436	417	452	434	468
	自立訓練	月平均利用量（人日）	585	560	637	368	689
		実利用者数（人）	45	32	49	21	53
	就労移行支援	月平均利用量（人日）	629	385	697	504	765
		実利用者数（人）	37	21	41	27	45
	就労継続支援（A型）	月平均利用量（人日）	1,777	1,081	2,033	1,173	2,290
		実利用者数（人）	94	56	107	61	121
	就労継続支援（B型）	月平均利用量（人日）	5,312	5,078	5,408	5,940	5,504
		実利用者数（人）	332	286	338	315	344
	就労定着支援	実利用者数（人）	8	4	14	5	20
精神障がい者	生活介護	月平均利用量（人日）	12	263	12	327	12
		実利用者数（人）	1	20	1	27	1
	自立訓練	月平均利用量（人日）	1,352	771	1,469	663	1,586
		実利用者数（人）	104	60	113	49	122
	就労移行支援	月平均利用量（人日）	663	912	731	882	782
		実利用者数（人）	39	63	43	59	46
	就労継続支援（A型）	月平均利用量（人日）	2,934	2,525	3,186	2,327	3,438
		実利用者数（人）	163	151	177	139	191
	就労継続支援（B型）	月平均利用量（人日）	1,890	2,919	2,055	3,634	2,220
		実利用者数（人）	126	230	137	284	148
	就労定着支援	実利用者数（人）	22	5	43	9	61
療養介護		利用実人員（人）	28	28	28	29	29

(4) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）は、知的障がい者と精神障がい者の利用が増加傾向にあり、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を上回っています。

施設入所支援は、やや減少傾向にあります。

◆ 居住系サービスの見込量・実績値

障がい種別／サービス種別		単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
			見込 量	実績 値	見込 量	実績 値	見込量
身体障がい者	自立生活援助	利用実人員（人）	1	0	1	0	1
	共同生活援助（グループホーム）		18	14	20	13	22
	施設入所支援		53	55	52	52	52
知的障がい者	自立生活援助		16	0	16	0	16
	共同生活援助（グループホーム）		181	189	188	200	195
	施設入所支援		114	106	113	103	112
精神障がい者	自立生活援助		15	0	16	0	16
	共同生活援助（グループホーム）		17	31	21	39	25
	施設入所支援		1	1	1	1	1

(5) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の利用が増加傾向にあり、知的障がい者では平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を上回っています。また、障がい児の利用は少なく、横ばいで推移しています。

地域移行支援の利用は少なく、精神障がい者でやや増加しているものの、身体障がい者は平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）とも利用がありませんでした。

地域定着支援は身体障がい者で利用がなく、知的障がい者と精神障がい者の利用がわずかにありましたが、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。

◆計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量・実績値

障がい種別／サービス種別		単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	計画相談支援	月平均利用人数 (人)	48	41	50	51	52
	地域移行支援		2	0	2	0	3
	地域定着支援		1	0	1	0	1
知的障がい者	計画相談支援		131	132	135	165	140
	地域移行支援		3	1	3	1	3
	地域定着支援		16	1	16	1	16
精神障がい者	計画相談支援		212	201	220	221	228
	地域移行支援		8	1	8	5	8
	地域定着支援		15	1	16	1	16
障がい児	計画相談支援		4	3	4	3	4

5. 地域生活支援事業の第5期計画見込量と実績値の比較

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業では、障がい者週間に実施する啓発活動や障がい者フォーラム等において、市民をはじめ、事業者、市民活動団体等に対して、障がいの理解を深めるための研修や啓発を行っています。

◆理解促進研修・啓発事業の見込量・実績値

サービスの内容等	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業では、八尾市地域福祉推進基金を活用し、障がい者等やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動など、地域において自発的に行われる活動を支援しています。

◆自発的活動支援事業の見込量・実績値

サービスの内容等	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

障がい福祉サービスや生活等に関する各種相談について、現在、障がい福祉課のほかに4箇所の相談支援事業所において相談に応じています。

平成28年度(2016年度)には障がい福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、関係機関等との連携が必要となる相談支援の対応をはじめ、権利擁護・虐待対応、八尾市地域自立支援協議会の運営、障害者差別解消法に係る相談窓口などを行っています。

◆相談支援事業の見込量・実績値

サービスの内容等	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施
障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

(4) 成年後見制度利用支援事業等

成年後見制度利用支援事業の年間実利用者数は、平成30年度(2018年度)は7人、令和元年度(2019年度)は9人となっています。

◆成年後見制度の見込量・実績値

サービスの内容等	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
成年後見制度利用支援事業	年間実利用者数 (人)	8	7	9	9	10
成年後見制度法人後見支 援事業※	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

※ 障がい者や高齢者の福祉の観点から、八尾市社会福祉協議会の権利擁護センターで行う後見事業等に対し、支援を行っています。

(5) 意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業の年間実利用件数は増加傾向にあり、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を上回っています。

要約筆記者派遣事業の年間実利用件数は減少傾向にありますが、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を上回っています。

◆意思疎通支援事業の見込量・実績値

サービスの内容等	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
手話通訳者派遣事業	年間実利用件数	250	440	250	493	250
要約筆記者派遣事業	(件) ※	44	125	44	112	44
手話通訳者設置事業	年間実設置者数 (人)	1	1	1	1	1

※ 派遣事業利用者数（団体派遣は対象外）

(6) 日常生活用具給付等事業

身体障がい者では、排泄管理支援用具は増加傾向にあるものの、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。また、障がい児では、排泄管理支援用具は減少しており、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。

◆日常生活用具給付等事業の見込量・実績値

障がい種別／ サービスの内容等		単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	介護・訓練支援用具	件※	14	20	15	12	16
	自立生活支援用具		40	39	42	44	44
	在宅療養等支援用具		40	38	42	37	44
	情報・意思疎通支援用具		58	51	61	74	64
	排泄管理支援用具		6,633	6,181	6,988	6,678	7,343
	住宅改修費		8	3	8	3	8
知的障がい者	介護・訓練支援用具		2	0	3	0	4
	自立生活支援用具		8	6	8	4	8
精神障がい者	自立生活支援用具		1	0	1	1	1
障がい児	介護・訓練支援用具		4	2	4	0	4
	自立生活支援用具		4	4	4	5	4
	在宅療養等支援用具		3	5	3	5	3
	情報・意思疎通支援用具		3	1	3	0	3
	排泄管理支援用具		618	484	651	309	684
	住宅改修費		2	0	3	0	4

※ 年間の給付等の件数

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業の年間実養成講習修了者数は、増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）は見込量を上回っています。

◆手話奉仕員養成研修事業の見込量・実績値

サービスの内容等	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
手話奉仕員養成研修事業	年間実養成講習修了者数 (人)	25	24	25	32	25

(8) 移動支援事業

移動支援事業は、精神障がい者の利用は増加傾向にあり、年間実利用者数は平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を上回っていますが、年間実利用量は見込量を下回っています。また、身体障がい者、障がい児の利用は減少傾向にあり、年間実利用量は平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。

◆移動支援事業の見込量・実績値

障がい種別	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	年間実利用者数 (人)	290	306	290	278	198
	年間実利用量 (時間)	78,135	74,806	78,135	70,534	43,494
知的障がい者	年間実利用者数 (人)	400	379	428	393	302
	年間実利用量 (時間)	82,400	69,908	88,168	68,485	42,292
精神障がい者	年間実利用者数 (人)	160	164	182	207	212
	年間実利用量 (時間)	14,720	13,563	16,744	16,664	14,690
障がい児	年間実利用者数 (人)	41	41	41	27	15
	年間実利用量 (時間)	4,926	3,256	4,926	2,876	2,080
事業所数	箇所	163	180	177	202	209

(9) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業の年間実利用者数は横ばいで推移しており、平成30年度（2018年度）は見込量どおりの実績値であり、令和元年度（2019年度）は実施箇所数が見込量を上回っているものの、年間実利用者数の見込量を下回っています。

◆地域活動支援センター事業の見込量・実績値

サービスの内容等	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
基礎的事業	箇所	8	8	8	9	8
	年間実利用者数 (人)	162	162	166	163	170

(10) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業の実施箇所数は横ばいであり、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。延べ利用回数は増加傾向にありますが、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。

◆訪問入浴サービス事業の見込量・実績値

サービスの内容等	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
訪問入浴サービス事業	箇所	6	5	6	5	6
	延べ利用回数 (回)	279	244	279	257	279

(11) 日中一時支援事業

日中一時支援事業の実施箇所数は増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）の実施箇所数は見込量を上回っています。延べ利用回数は減少傾向にありますが、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を上回っています。

◆日中一時支援事業の見込量・実績値

サービスの内容等	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
日中一時支援事業	箇所	19	18	20	21	21

	延べ利用回数 (回)	1,067	1,416	1,097	1,368	1,127
--	---------------	-------	-------	-------	-------	-------

6. 障がい児支援の第1期計画見込量と実績値の比較

児童発達支援の利用は増加しており、月平均利用量、実利用者数は平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を上回っています。

医療型児童発達支援の利用は増加傾向にありますが、月平均利用量、実利用者数は平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。

放課後等デイサービスの利用は増加傾向にあり、月平均利用量、実利用者数は平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を上回っています。

保育所等訪問支援の利用は増加していますが、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。

居宅訪問型児童発達支援の利用は減少しており、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに見込量を下回っています。

障がい児相談支援の利用は増加しており、令和元年度（2019年度）は見込量を上回っています。

なお、医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターについては、設置には至りませんでした。研修に参加し設置に向けて取り組みました。

◆障がい児支援の見込量・実績値

サービスの内容等	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
児童発達支援	月平均利用量（人日）	2,580	2,771	2,952	3,043	3,324
	実利用者数（人）	215	232	246	249	277
医療型児童発達支援	月平均利用量（人日）	270	226	270	247	270
	実利用者数（人）	30	26	30	27	30
放課後等デイサービス	月平均利用量（人日）	5,161	5,477	5,902	6,368	6,643
	実利用者数（人）	397	427	454	483	511
保育所等訪問支援	月平均訪問回数（回）	19	8	24	19	29
居宅訪問型児童発達支援	月平均訪問回数（回）	19	4	19	1	19
障がい児相談支援	月平均利用人数（人）	17	16	21	24	25

7. アンケート調査の概要

① 調査の概要

(1) 調査目的

「第4期八尾市障がい者基本計画、第6期八尾市障がい福祉計画・第2期八尾市障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がい当事者及び障がい福祉サービス事業所を対象に「障がい福祉」に対する考えや意見、サービス利用状況等を把握し、今後の方策等を検討するためのアンケート調査を実施しました。

(2) 調査設計

	市民アンケート調査	事業所アンケート調査
調査対象	八尾市在住の手帳所持者のうち、男女3,000人を無作為抽出	市内障がい福祉サービス事業所に対して、268事業所に送付
調査方法	配布・回収ともに郵送	電子メール
調査期間	令和2年(2020年)1月9日から 同年1月31日まで	令和2年(2020年)2月21日から 同年3月2日まで

(3) 回収状況

	配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回答率
市民調査	3,000件	1,294件	43.1%	1,286件	42.9%
事業所調査	268件	164件	61.2%	164件	61.2%

(4) 調査項目(概要)

○市民アンケート

18歳以上	18歳未満
あなたやご家族について	あなたやご家族について
障がいの状況について	障がいの状況について
障がい福祉サービス等について	障がい児支援等について
仕事について	日中の過ごし方と進路について
保健・医療について	保健・医療について
災害への対応について	災害への対応について
地域での暮らしについて	地域での暮らしについて
人権について	人権について
将来について	対象児童の介助について
日常生活の介助について	八尾市の障がい者施策について

八尾市の障がい者施策について

○事業所アンケート

- ・ 事業所の概要について
- ・ 障がい福祉サービスの提供実績と今後の提供見込について
- ・ 障がい児支援の提供実績と今後の提供見込について
- ・ サービス等の質の確保に関して力を注いだことについて
- ・ 今後の新規参入や定員増、その時期等について
- ・ サービスを実施する中での課題について
- ・ 障がい者・児の地域生活支援について
- ・ 障がい福祉計画の策定や障がい福祉サービスの提供等について

② 調査結果の概要

(1) 市民アンケート調査結果

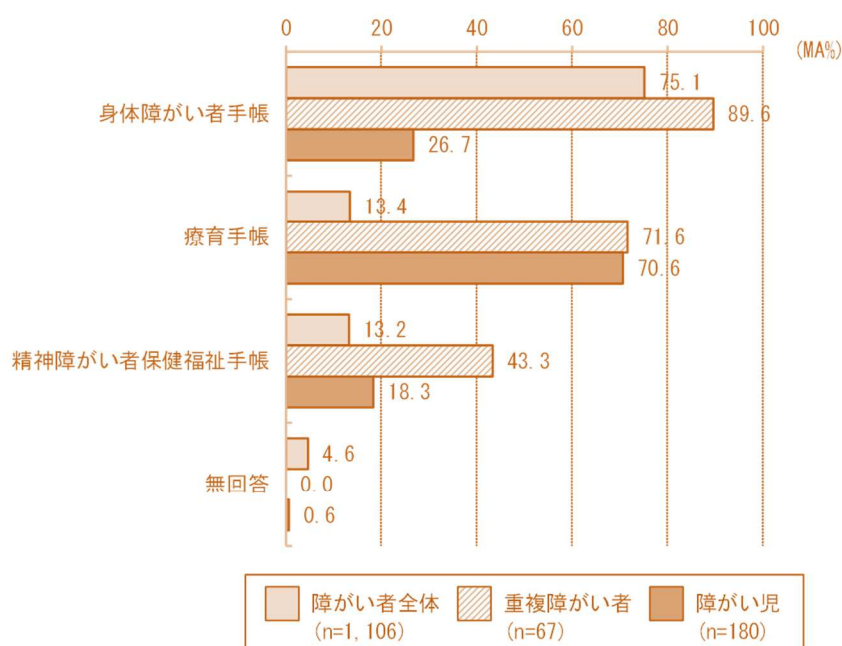
○障がい者手帳の種類

障がい者手帳の種類については、障がい者全体では「身体障がい者手帳」が75.1%で最も多く、次いで「療育手帳」が13.4%、「精神障がい者保健福祉手帳」が13.2%となっています。

障がい種別でみると、重複障がい者は「身体障がい者手帳」が89.6%で最も多く、次いで「療育手帳」が71.6%、「精神障がい者保健福祉手帳」が43.3%となっています。

障がい児は「療育手帳」が70.6%で最も多く、次いで「身体障がい者手帳」が26.7%、「精神障がい者保健福祉手帳」が18.3%となっています。

【図 障がい者手帳の種類（共通）】



○身体障がい者手帳の等級

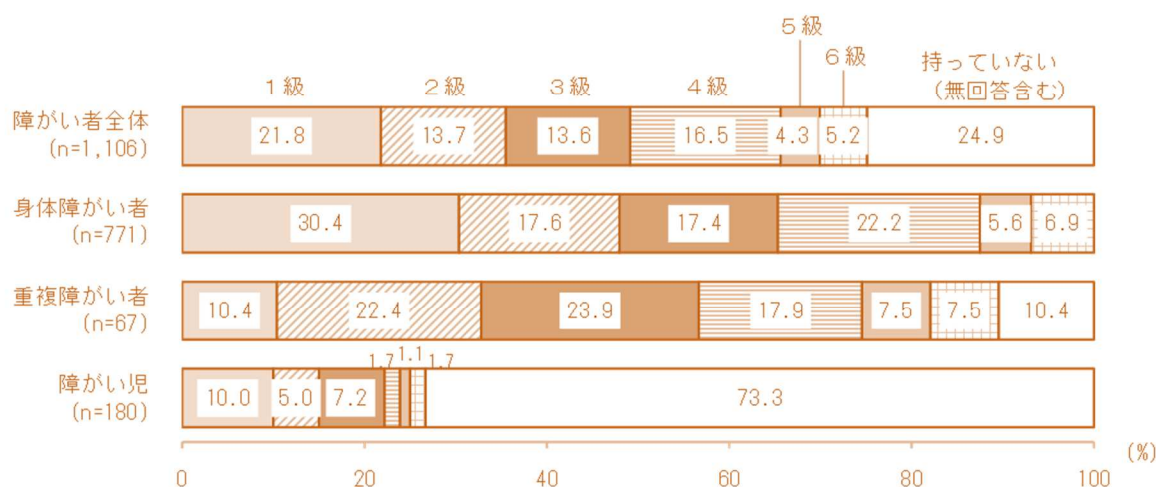
身体障がい者手帳の等級については、障がい者全体では「１級」が21.8%で最も多く、次いで「４級」が16.5%、「２級」が13.7%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者は「１級」が30.4%で最も多く、次いで「４級」が22.2%となっています。

重複障がい者は「３級」が23.9%で最も多く、次いで「２級」が22.4%となっています。

障がい児は「１級」が10.0%で最も多く、次いで「３級」が7.2%、「２級」が5.0%となっています。

【図 身体障がい者手帳の等級（共通）】



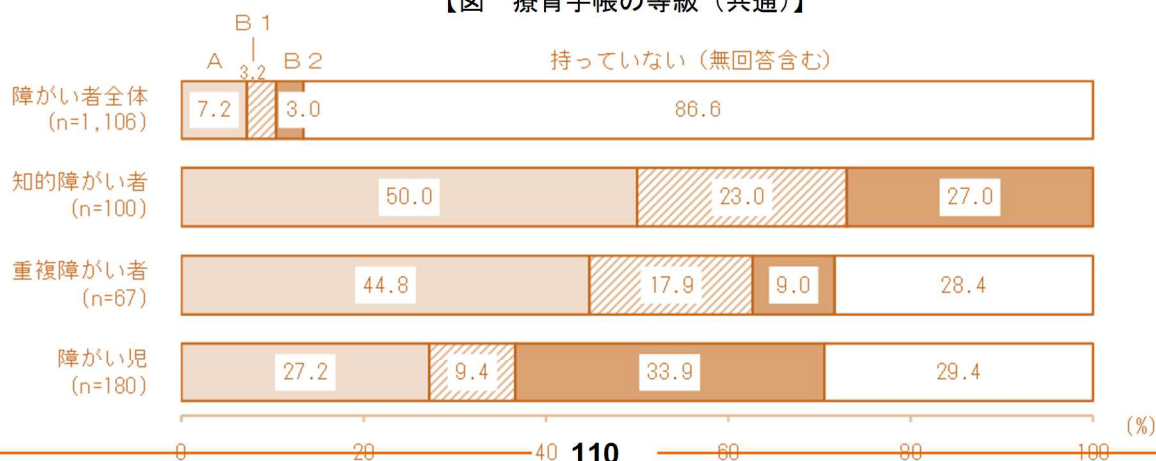
○療育手帳の等級

療育手帳の等級は、障がい者全体では「Ａ」が7.2%で最も多く、次いで「Ｂ１」が3.2%、「Ｂ２」が3.0%となっています。

障がい種別でみると、知的障がい者と重複障がい者は「Ａ」（知的50.0%、重複44.8%）が最も多く、次いで知的障がい者は「Ｂ２」（27.0%）、重複障がい者は「Ｂ１」（17.9%）となっている。

障がい児は「Ｂ２」が33.9%で最も多く、次いで「Ａ」が27.2%、「Ｂ１」が9.4%となっている。

【図 療育手帳の等級（共通）】



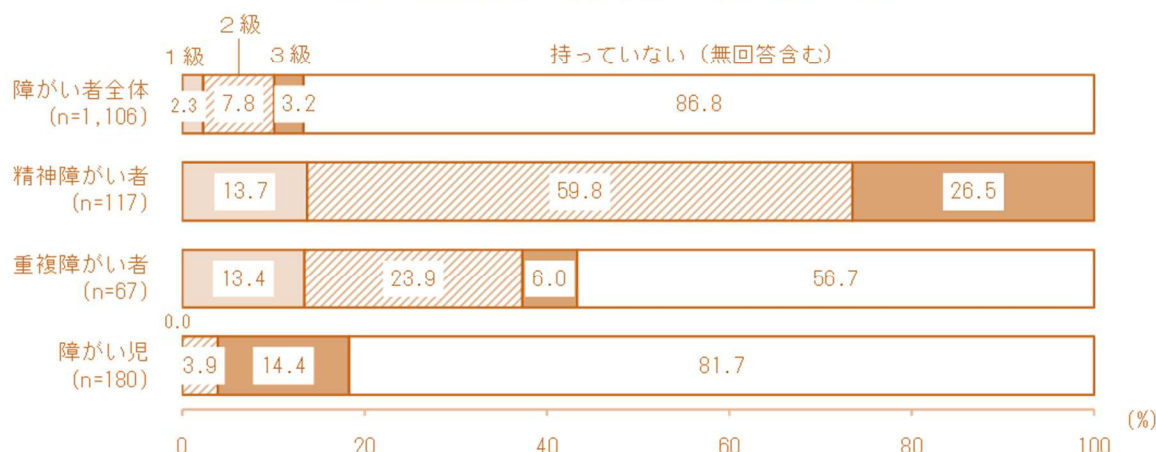
○精神障がい者保健福祉手帳の等級

精神障がい者保健福祉手帳の等級は、障がい者全体では「2級」が7.8%で最も多く、次いで「3級」が3.2%、「1級」が2.3%となっています。

障がい種別でみると、精神障がい者と重複障がい者は「2級」（精神59.8%、重複23.9%）が最も多く、次いで精神障がい者は「3級」（26.5%）、重複障がい者は「1級」（13.4%）となっています。

障がい児は「3級」が14.4%で最も多く、次いで「2級」が3.9%となっています。

【図 精神障がい者保健福祉手帳の等級（共通）】



○障がい福祉サービスの今後の利用意向と満足度（18歳以上）

・訪問系サービス

現在利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人は、「短期入所」が23.9%で最も高く、次いで「移動支援」が23.8%、居宅介護（ホームヘルプ）が21.2%となっています。

【表 障がい福祉サービスの今後の利用意向と満足度（訪問系サービス）（18歳以上）】

(上段：件 下段：%)

	n	現在利用していない			現在利用中						
		今後の利用意向			計	今後の利用意向			満足度		
		計	利用 したい	利用 しない		増 や し た い	減 ら し た い	現 在 の ま ま で よ い	満 足	特 に 不 満 は な い	不 満
居宅介護（ホームヘルプ）	598	495	127	368	94	17	2	75	17	56	7
	100.0	82.8	21.2	61.5	15.7	2.8	0.3	12.5	18.1	59.6	7.4
重度訪問介護	489	450	52	398	32	6	-	26	5	20	2
	100.0	92.0	10.6	81.4	6.5	1.2	-	5.3	15.6	62.5	6.3
同行援護	500	458	70	388	37	7	-	30	5	21	3
	100.0	91.6	14.0	77.6	7.4	1.4	-	6.0	13.5	56.8	8.1
行動援護	492	448	63	385	40	7	1	32	5	21	4
	100.0	91.1	12.8	78.3	8.1	1.4	0.2	6.5	12.5	52.5	10.0
重度障がい者等 包括支援	483	448	51	397	30	3	1	26	2	21	2
	100.0	92.8	10.6	82.2	6.2	0.6	0.2	5.4	6.7	70.0	6.7
訪問入浴サービ ス	505	458	65	393	41	5	-	36	11	23	1
	100.0	90.7	12.9	77.8	8.1	1.0	-	7.1	26.8	56.1	2.4
移動支援	547	457	130	327	81	20	-	61	15	40	13
	100.0	83.5	23.8	59.8	14.8	3.7	-	11.2	18.5	49.4	16.0
短期入所	691	619	165	454	67	13	2	52	4	48	7
	100.0	89.6	23.9	65.7	9.7	1.9	0.3	7.5	6.0	71.6	10.4

・日中活動系サービス

現在利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人は、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が18.0%で最も高く、次いで「生活介護」が17.1%、「日中一時支援」が16.2%となっています。

【表 障がい福祉サービスの今後の利用意向と満足度（日中活動系サービス）（18歳以上）】

	n	現在利用していない			現在利用中						
		今後の利用意向			計	今後の利用意向			満足度		
		計	利用したい	利用しない		増やしたい	減らしたい	現在のままでよい	満足	特に不満はない	不満
生活介護	579	483	99	384	83	13	1	69	16	59	4
	100.0	83.4	17.1	66.3	14.3	2.2	0.2	11.9	19.3	71.1	4.8
療養介護	502	459	64	395	35	8	1	26	8	26	—
	100.0	91.4	12.7	78.7	7.0	1.6	0.2	5.2	22.9	74.3	0.0
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	543	471	98	373	63	19	1	43	10	37	4
	100.0	86.7	18.0	68.7	11.6	3.5	0.2	7.9	15.9	58.7	6.3
就労移行支援	487	447	52	395	34	4	1	29	4	27	1
	100.0	91.8	10.7	81.1	7.0	0.8	0.2	6.0	11.8	79.4	2.9
就労継続支援A型（雇用契約有）	499	454	53	401	39	7	—	32	7	29	1
	100.0	91.0	10.6	80.4	7.8	1.4	—	6.4	17.9	74.4	2.6
就労継続支援B型（雇用契約無）	505	441	41	400	54	6	—	48	15	34	5
	100.0	87.3	8.1	79.2	10.7	1.2	—	9.5	27.8	63.0	9.3
就労定着支援	482	457	57	400	22	1	—	19	2	18	2
	100.0	94.8	11.8	83.0	4.6	0.2	—	3.9	9.1	81.8	9.1
地域活動支援センター	499	456	63	393	38	6	—	32	6	29	1
	100.0	91.4	12.6	78.8	7.6	1.2	—	6.4	15.8	76.3	2.6
日中一時支援	512	468	83	385	39	11	—	28	4	31	1
	100.0	91.4	16.2	75.2	7.6	2.1	—	5.5	10.3	79.5	2.6

・居住系サービス

現在利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人は、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が18.0%で最も高く、次いで「生活介護」が17.1%、「日中一時支援」が16.2%となっています。

【表 障がい福祉サービスの今後の利用意向と満足度（居住系サービス）（18歳以上）】

	n	現在利用していない			現在利用中						
		今後の利用意向			計	今後の利用意向			満足度		
		計	利用したい	利用しない		増やしたい	減らしたい	現在のままでよい	満足	特に不満はない	不満
共同生活援助（グループホーム）	580	506	65	441	62	6	1	55	12	42	4
	100.0	87.2	11.2	76.0	10.7	1.0	0.2	9.5	19.4	67.7	6.5
施設入所支援	578	518	95	423	52	5	1	46	7	32	6
	100.0	89.6	16.4	73.2	9.0	0.9	0.2	8.0	13.5	61.5	11.5
自立生活援助	569	519	109	410	43	10	—	33	1	32	4
	100.0	91.2	19.2	72.1	7.6	1.8	—	5.8	2.3	74.4	9.3

・その他支援事業

現在利用していない人のうち、今後利用したいと回答した人は、「意思疎通支援」は10.1%、「日常生活用具給付」が26.7%となっています。

【表 障がい福祉サービスの今後の利用意向と満足度（居住系サービス）（18歳以上）】

（上段：件 下段：％）

	n	現在利用していない			現在利用中						
		今後の利用意向			計	今後の利用意向			満足度		
		計	利用したい	利用しない		増やしたい	減らしたい	現在のままでよい	満足	特に不満はない	不満
意思疎通支援	547	495	55	440	45	6	1	38	2	31	3
	100.0	90.5	10.1	80.4	8.2	1.1	0.2	6.9	4.4	68.9	6.7
日常生活用具給付	610	517	163	354	76	16	—	60	15	45	6
	100.0	84.8	26.7	58.0	12.5	2.6	—	9.8	19.7	59.2	7.9

○障がい児支援等の今後の利用意向と満足度

・通所・入所施設

通所・入所施設を現在利用していない人のうち、今後「利用したい」と回答した人は、「発達障がい児支援センター」が23.1%で最も高く、次いで「日中一時支援」が22.0%が、「放課後等デイサービス」が18.5%となっています。

【表 障がい児支援等の今後の利用意向と満足度〔通所・入所施設〕（18歳未満）】

（上段：件 下段：％）

	n	現在利用していない			現在利用中						
		今後の利用意向			計	今後の利用意向			満足度		
		計	利用したい	利用しない		増やしたい	減らしたい	現在のままでよい	満足	特に不満はない	不満
児童発達支援	125	95	20	75	30	5	1	24	14	14	1
	100.0	76.0	16.0	60.0	24.0	4.0	0.8	19.2	46.7	46.7	3.3
放課後等デイサービス	157	64	29	35	93	23	—	70	32	50	8
	100.0	40.8	18.5	22.3	59.2	14.6	—	44.6	34.4	53.8	8.6
保育所等訪問支援	115	111	7	104	4	2	—	2	2	1	—
	100.0	96.5	6.1	90.4	3.5	1.7	—	1.7	50.0	25.0	0.0
福祉型児童発達支援センター	116	108	12	96	8	1	—	7	5	2	—
	100.0	93.1	10.3	82.8	6.9	0.9	—	6.0	62.5	25.0	0
医療型児童発達支援センター	122	102	8	94	20	5	2	13	6	9	5
	100.0	83.6	6.6	77.0	16.4	4.1	1.6	10.7	30.0	45.0	25.0
発達障がい児支援センター	117	113	27	86	4	1	—	3	1	3	—
	100.0	96.6	23.1	73.5	3.4	0.9	—	2.6	25.0	75.0	0.0
福祉型障がい児入所施設	115	112	12	100	3	1	—	2	—	2	—
	100.0	97.4	10.4	87.0	2.6	0.9	—	1.7	0.0	66.7	0
医療型障がい児入所施設	118	115	10	105	3	1	—	2	1	2	—
	100.0	97.5	8.5	89.0	2.5	0.8	—	1.7	33.3	66.7	0
居宅訪問型児童発達支援	116	114	8	106	2	1	—	1	—	2	—
	100.0	98.3	6.9	91.4	1.7	0.9	—	0.9	0.0	100.0	0
日中一時支援	118	113	26	87	5	2	—	3	1	3	1
	100.0	95.8	22.0	73.7	4.2	1.7	—	2.5	20.0	60.0	20.0

・訪問系サービス

現在利用していない人のうち、今後「利用したい」と回答した人は、「移動支援（ガイドヘルプ）」が26.7%で最も高く、次いで「行動援護」が14.3%となっています。

【表 障がい児支援等の今後の利用意向と満足度〔訪問系サービス〕（18歳未満）】

（上段：件 下段：％）

	n	現在利用していない			現在利用中						
		今後の利用意向			計	今後の利用意向			満足度		
		計	利用したい	利用しない		増やしたい	減らしたい	現在のままでよい	満足	特に不満はない	不満
居宅介護（ホームヘルプ）	128 100.0	123 96.1	7 5.5	116 90.6	5 3.9	1 0.8	－	4 3.1	1 20.0	2 40.0	1 20.0
重度訪問介護	126 100.0	123 97.6	7 5.6	116 92.1	3 2.4	－	－	3 2.4	－ 0.0	2 66.7	－ 0
同行援護	125 100.0	123 98.4	9 7.2	114 91.2	2 1.6	1 0.8	－	1 0.8	－ 0.0	2 100.0	－ 0
行動援護	126 100.0	123 97.6	18 14.3	105 83.3	3 2.4	2 1.6	－	1 0.8	0 0.0	2 66.7	1 33.3
重度障がい者等包括支援	123 100.0	122 99.2	8 6.5	114 92.7	1 0.8	－	－	1 0.8	－ 0.0	1 100.0	－ 0
訪問入浴サービス	125 100.0	124 99.2	9 7.2	115 92.0	1 0.8	－	－	1 0.8	0 0.0	1 100.0	－ 0
移動支援（ガイドヘルプ）	135 100.0	127 94.1	36 26.7	91 67.4	8 5.9	5 3.7	－	3 2.2	3 37.5	3 37.5	2 25.0

・短期入所サービス

現在利用していない人のうち、今後「利用したい」と回答した人は26.2%となっています。

【表 障がい児支援等の今後の利用意向と満足度〔短期入所〕（18歳未満）】

（上段：件 下段：％）

	n	現在利用していない			現在利用中						
		今後の利用意向			計	今後の利用意向			満足度		
		計	利用したい	利用しない		増やしたい	減らしたい	現在のままでよい	満足	特に不満はない	不満
短期入所	141 100.0	130 92.2	37 26.2	93 66.0	10 7.1	7 5.0	－	3 2.1	2 20.0	1 10.0	7 70.0

・その他の支援事業

現在利用していない人のうち、今後「利用したい」と回答した人は「意思疎通支援」は5.5%、「日常生活用具給付」は15.0%となっています。

【表 障がい児支援等の今後の利用意向と満足度〔短期入所〕（18歳未満）】

(上段：件　下段：%)											
	n	現在利用していない			現在利用中						
		今後の利用意向			計	今後の利用意向			満足度		
		計	利用したい	利用しない		増やしたい	減らしたい	現在のままでよい	満足	特に不満はない	不満
A. 意思疎通支援	127	126	7	119	1	-	-	1	-	1	-
	100.0	99.2	5.5	93.7	0.8	-	-	0.8	0.0	100.0	0
B. 日常生活用具 給付	127	116	19	97	11	4	-	7	1	6	3
	100.0	91.3	15.0	76.4	8.7	3.1	-	5.5	9.1	54.5	27.3

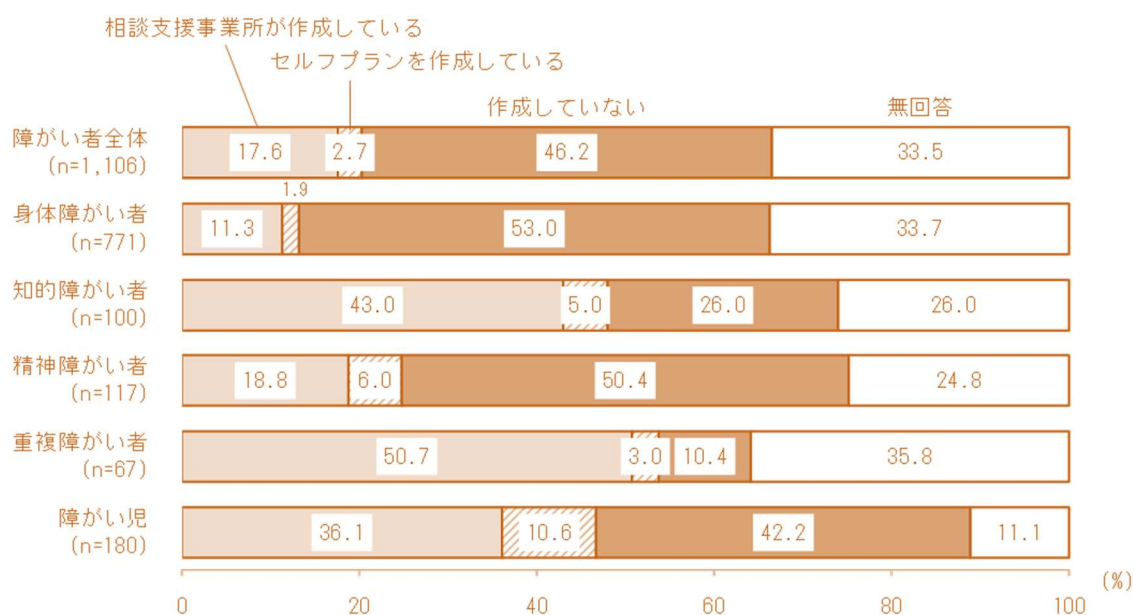
○サービス等利用計画の作成有無

サービス等利用計画の作成有無については、障がい者全体では「作成していない」が46.2%で最も多く、次いで「相談支援事業所が作成している」が17.6%、「セルフプランを作成している」が2.7%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者と精神障がい者は「作成していない」（身体53.0%、精神50.4%）が最も多いが、知的障がい者と重複障がい者は「相談支援事業所が作成している」（知的43.0%、重複50.7%）が最も多くなっています。

障がい児では「作成していない」が42.2%で最も多く、次いで「相談支援事業所が作成している」が36.1%、「セルフプランを作成している」が10.6%となっています。

【図 サービス等利用計画の作成有無（共通）】

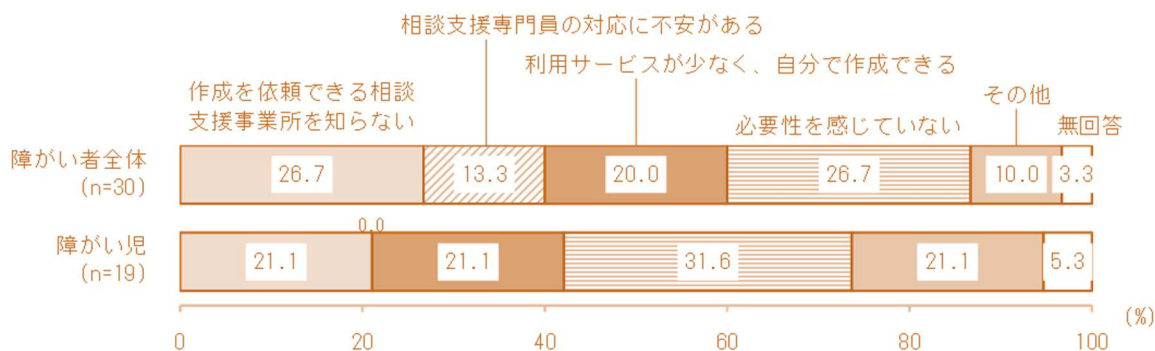


○相談支援事業所に作成を依頼していない理由

セルフプランを作成していると回答した人に、相談支援事業所に作成を依頼していない理由についてたずねたところ、障がい者全体では「作成を依頼できる相談支援事業所を知らない」と「必要性を感じていない」がそれぞれ26.7%（8件）で最も多くなっています。

障がい児では「必要性を感じていない」が31.6%（6件）で最も多くなっています。

【図 相談支援事業所に作成を依頼していない理由（共通）】



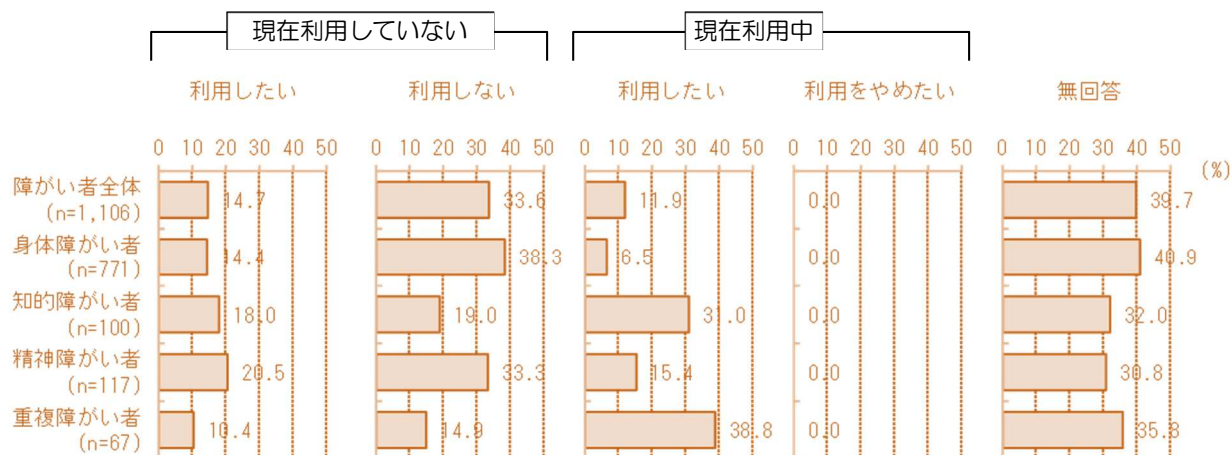
○計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の利用意向

A. 計画相談支援

計画相談支援の利用意向については、「利用したい」は障がい者全体では現在利用していない人が14.7%、現在利用中の人が11.9%となっています。

障がい種別でみると、「利用したい」は現在利用していない人では精神障がい者が20.5%で最も高く、次いで知的障がい者が18.0%となっています。現在利用中の人は重複障がい者が38.8%で最も高く、次いで知的障がい者が31.0%となっています。

【図 計画相談支援の利用意向（18歳以上）】

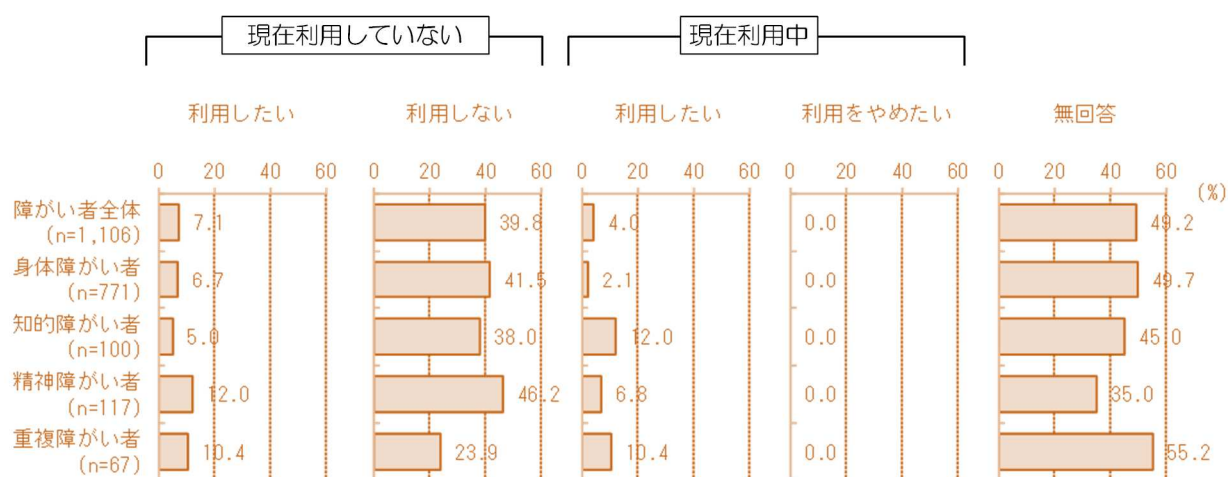


B. 地域移行支援

地域移行支援の利用意向については、「利用したい」は障がい者全体では現在利用していない人が7.1%、現在利用中の人が4.0%となっています。

障がい種別でみると、「利用したい」は現在利用していない人では精神障がい者が12.0%で最も高く、次いで知的障がい者が10.4%となっています。現在利用中の人では知的障がい者が12.0%で最も高く、次いで重複障がい者が10.4%となっています。

【図 地域移行支援の利用意向（18歳以上）】

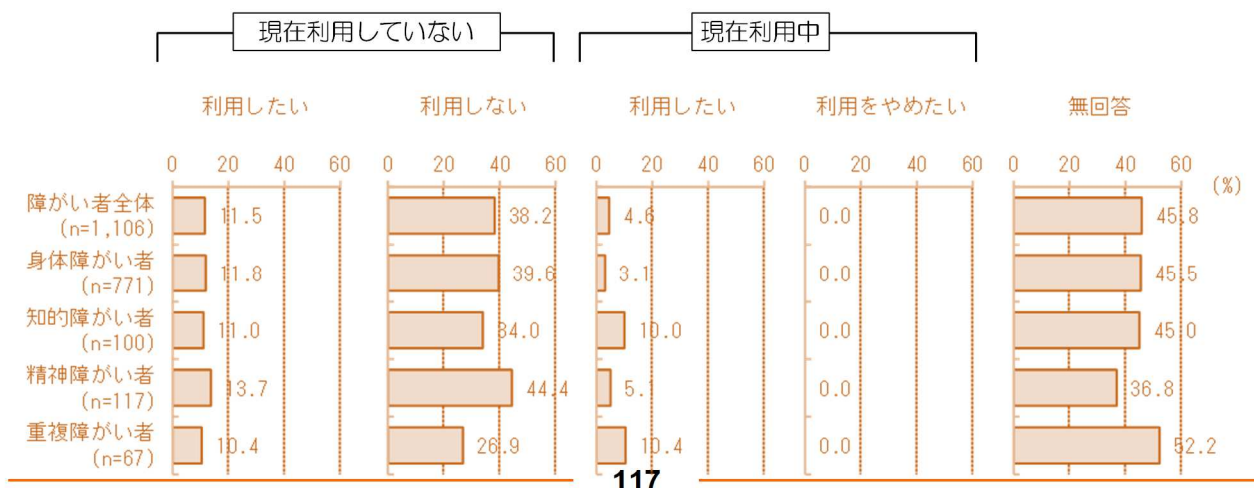


C. 地域定着支援

地域定着支援の利用意向については、「利用したい」は障がい者全体では現在利用していない人が11.5%、現在利用中の人4.6%となっています。

障がい種別でみると、「利用したい」は現在利用していない人では精神障がい者が13.7%で最も高く、次いで身体障がい者が11.8%となっています。現在利用中の人では重複障がい者が10.4%で最も高く、次いで知的障がい者が10.0%となっています。

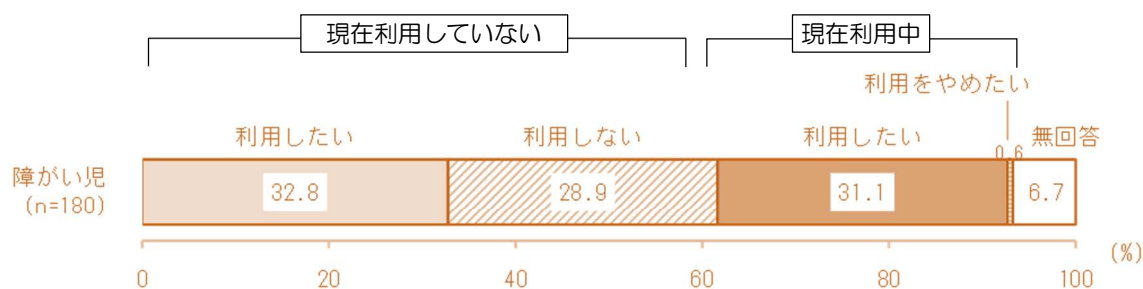
【図 地域定着支援の利用意向（18歳以上）】



○障がい児相談支援の利用意向

障がい児相談支援の利用意向については、「利用したい」は現在利用していない人が32.8%、現在利用中の人が31.1%となっています。

【図 障がい児相談支援の利用意向（18歳未満）】

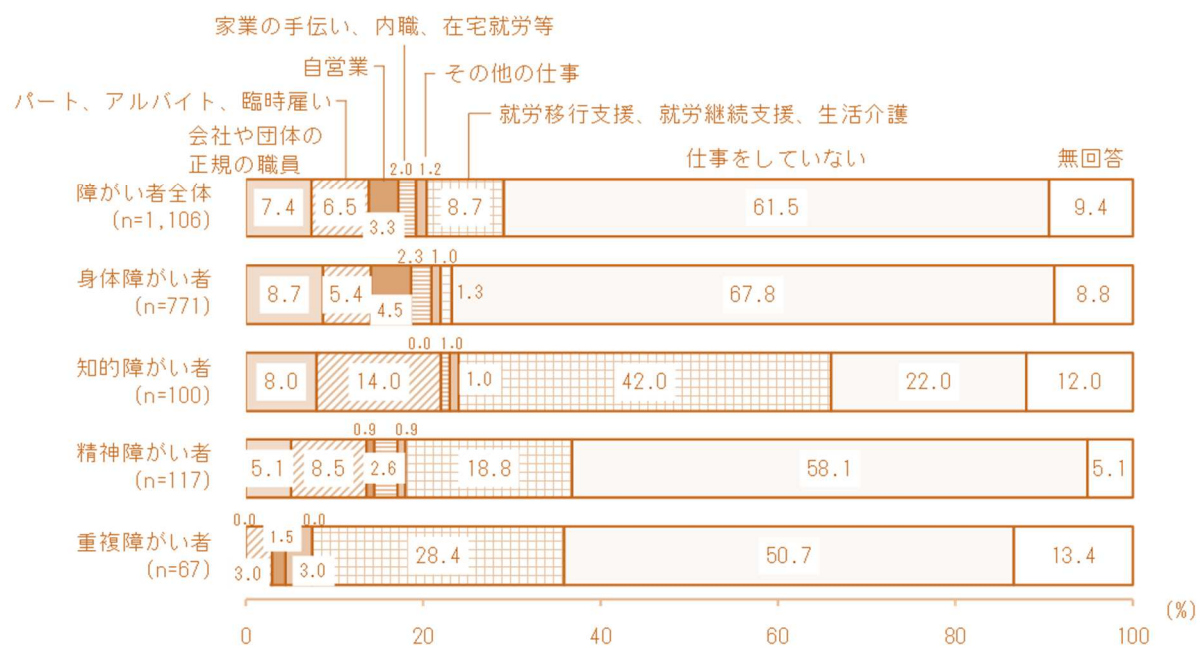


○就労状況

仕事をしているかどうかについては、障がい者全体では「仕事をしていない」が61.5%で最も多く、次いで「就労移行支援、就労継続支援、生活介護」が8.7%、「会社や団体の正規の職員」が7.4%となっています。

障がい種別でみると、知的障がい者では「就労移行支援、就労継続支援、生活介護」が42.0%で最も多いですが、それ以外では「仕事をしていない」が過半数を占めて最も多くなっています。

【図 就労状況（18歳以上）】

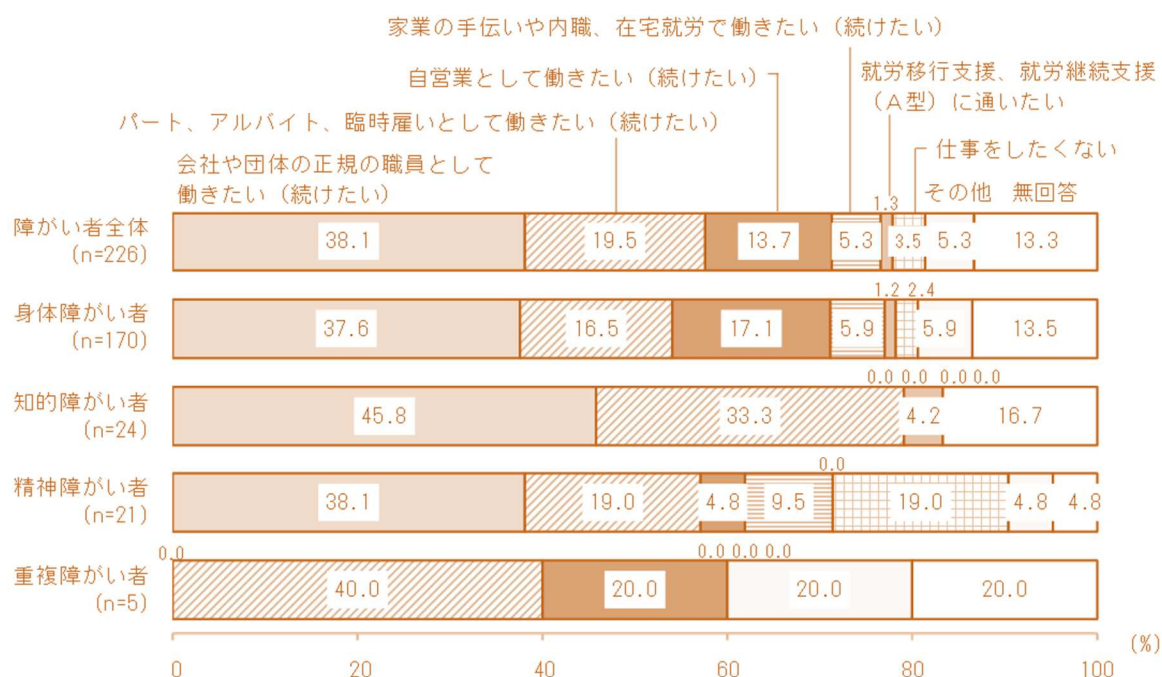


○今後希望する働き方

就労移行支援、就労継続支援、生活介護以外の仕事をしていると回答した人に、今後どのような働き方を希望するかについてたずねたところ、障がい者全体では「会社や団体の正規の職員として働きたい（続けたい）」が38.1%で最も多く、次いで「パート、アルバイト、臨時雇いとして働きたい（続けたい）」が19.5%、「自営業として働きたい（続けたい）」が13.7%となっています。

障がい種別でみると、身体・知的・精神障がい者では「会社や団体の正規の職員として働きたい（続けたい）」が最も多くなっています。

【図 今後希望する働き方（18歳以上）】

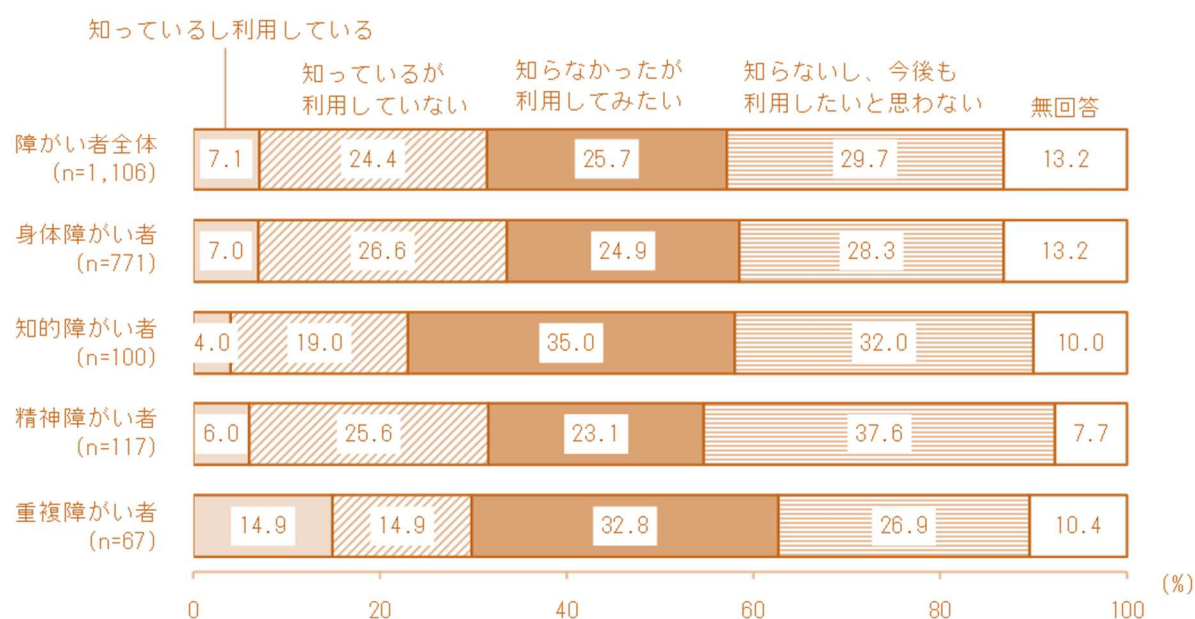


○ヘルプカードの認知度

ヘルプカードの認知度については、障がい者全体では「知っているし利用している」(7.1%)と「知っているが利用していない」(24.4%)をあわせた認知度は31.5%となっています。

障がい種別でみると、認知度は身体障がい者(33.6%)で最も高く、「知らなかったが利用してみたい」は知的障がい者(35.0%)で最も高い割合となっています。

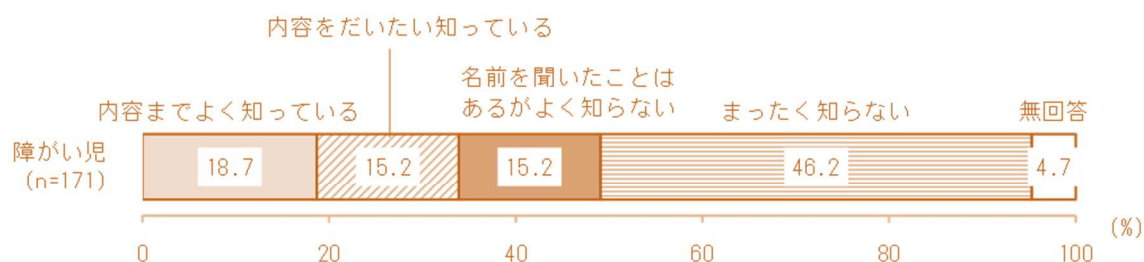
【図 ヘルプカードの認知度(18歳以上)】



○やおっこファイルの認知度

やおっこファイルの認知度については、「まったく知らない」が46.2%で最も多く、次いで「内容までよく知っている」が18.7%、「内容をだいたい知っている」、「名前を聞いたことはあるがよく知らない」がそれぞれ15.2%となっています。

【図 やおっこファイルの認知度(18歳未満)】



○特に重要な障がい者施策

特に重要な障がい者施策についてたずねたところ、障がい者全体では「在宅支援サービスの充実」が29.2%で最も多く、次いで「医療サービスの充実」が27.9%、「緊急時に対応するための支援体制の充実」が24.3%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者は「在宅支援サービスの充実」(32.8%)、知的障がい者は「グループホームの整備」と「入所施設の整備」(ともに35.0%)、精神障がい者は「医療サービスの充実」(34.2%)、重複障がい者は「入所施設の整備」(32.8%)が最も多くなっています。

【表 特に重要な障がい者施策（共通）】

	在宅支援サービスの充実	グループホームの整備	入所施設の整備	住環境の整備	防災対策の充実	一般雇用の促進	障がい福祉サービス事業所による生産活動の活性化	訓練から就職、就職後の生活まで一体的に支援する仕組みづくり	就労の訓練や体験の場の確保	学校教育の充実	生涯学習の充実	障がい者啓発・広報活動の充実	障がいのある人同士や地域住民等との交流の促進	(5LA%) 文化・レクリエーション・スポーツ活動の促進
障がい者全体 (n=1,106)	29.2	10.0	21.8	9.2	10.5	9.2	6.9	7.5	4.0	3.3	2.6	15.5	6.4	4.2
身体障がい者 (n=771)	32.8	6.5	21.1	9.3	11.2	7.4	5.3	5.2	1.9	3.2	3.1	13.7	5.3	4.4
知的障がい者 (n=100)	16.0	35.0	35.0	8.0	12.0	13.0	15.0	16.0	7.0	3.0	2.0	19.0	10.0	6.0
精神障がい者 (n=117)	20.5	4.3	10.3	12.0	9.4	23.9	12.8	17.9	14.5	6.8	2.6	20.5	8.5	4.3
重複障がい者 (n=67)	25.4	29.9	32.8	6.0	3.0	-	6.0	4.5	6.0	1.5	-	23.9	10.4	1.5
障がい児 (n=180)	7.2	22.2	22.2	8.3	8.9	26.7	5.6	46.7	26.7	40.0	5.6	26.1	14.4	3.9
	ボランティア活動の推進	確保 コミュニ ケーション 手段の	公共施設等、建築物のバリアフリー化	公共交通機関等の整備	障がい児保育・療育の推進	保健サービスの充実	医療サービスの充実	情報提供の充実	相談体制の充実	緊急時に対応するための支援体制の充実	保健・医療・福祉・教育等の連携	重度化・高齢化に対応する支援体制の充実	障がい者基本計画の推進体制の充実	無回答
障がい者全体 (n=1,106)	2.9	4.3	14.3	15.5	2.6	9.9	27.9	6.3	10.7	24.3	9.3	22.8	4.5	18.4
身体障がい者 (n=771)	2.6	4.3	16.3	18.4	2.2	10.8	28.8	7.0	10.1	24.9	9.3	22.7	4.7	18.8
知的障がい者 (n=100)	5.0	4.0	9.0	9.0	7.0	8.0	20.0	5.0	11.0	24.0	9.0	17.0	6.0	10.0
精神障がい者 (n=117)	3.4	6.8	8.5	6.0	1.7	11.1	34.2	6.0	17.1	22.2	12.0	23.1	3.4	13.7
重複障がい者 (n=67)	3.0	-	11.9	14.9	4.5	3.0	28.4	6.0	9.0	31.3	4.5	31.3	6.0	17.9
障がい児 (n=180)	0.6	7.8	5.0	5.0	26.7	1.1	13.3	11.1	21.1	13.9	19.4	8.3	2.8	3.3

(2) 事業所アンケート調査結果

○事業所の種別

事業所の種別については、「居宅介護」が45件で最も多く、次いで「重度訪問介護」が39件、「就労継続支援B型」が36件などとなっています。

表 事業所の種別

事業所数			事業所数			事業所数		
訪問系サービス	1. 居宅介護	45	日中活動系サービス	10. 就労継続支援A型	15	障がい児通所支援サービス	18. 児童発達支援	21
	2. 重度訪問介護	39		11. 就労継続支援B型	36		19. 放課後等デイサービス	28
	3. 同行援護	17		12. 就労定着支援	1		20. 保育所等訪問支援	3
	4. 行動援護	3		13. 地域活動支援センターⅠ型	1		21. 福祉型児童発達支援センター	1
	5. 移動支援	23		14. 地域活動支援センターⅡ型	2		22. 医療型児童発達支援センター	1
6. 短期入所		2	日中活動系サービス	15. 日中一時支援	5	相談支援サービス	23. 計画相談支援	12
日中活動系サービス	7. 生活介護	17		16. 共同生活援助（グループホーム）	10		24. 地域移行支援	3
	8. 自立訓練（機能・生活）	5		17. 施設入所支援	2		25. 地域定着支援	3
	9. 就労移行支援	4					26. 障がい児相談支援	9

○サービス提供実績と今後の提供見込みについて

表 令和元年（2019年）11月の提供実績と令和5年（2023年）11月の提供見込み

サービス 種別	サービス名称	1ヶ月当たりの実利用者数（人）		1ヶ月当たりの実利用量（人日）		実利用者数の伸び率		実利用量の伸び率	
		【A】	【B】	【a】	【b】	【C】		【c】	
		令和元年11月の 提供実績	令和5年11月の 提供見込	令和元年11月の 提供実績	令和5年11月の 提供見込	B－A (人)	C÷A	b－a (人)	c÷a
訪問系 サービス	居宅介護	484	567	8,557	10,548	83	1.17	1,991	1.23
	重度訪問介護	14	25	2,149	2,425	11	1.79	276	1.13
	同行援護	38	54	632	1,022	16	1.42	390	1.62
	行動援護	4	8	61	112	4	2.00	51	1.84
	重度障がい者等 包括支援	－	－	－	－	－	－	－	－
	移動支援	443	468	8,873	9,186	25	1.06	313	1.04
短期入所		117	131	562	622	14	1.12	60	1.11
日中 活動系 サービス	生活介護	428	481	4,970	5,938	53	1.12	968	1.19
	療養介護	－	－	－	－	－	－	－	－
	自立訓練 （機能・生活）	67	83	1,004	1,147	16	1.24	143	1.14
	就労移行支援	50	77	713	1,129	27	1.54	416	1.58
	就労継続支援 A型	154	178	2,999	3,580	24	1.16	581	1.19
	就労継続支援 B型	571	739	9,281	12,295	168	1.29	3,014	1.32
	就労定着支援	9	20	9	20	11	2.22	11	2.22
	地域活動支援 センターⅠ型	48	50	164	170	2	1.04	6	1.04
	地域活動支援 センターⅡ型	67	70	190	215	3	1.04	25	1.13
	日中一時支援	73	98	222	291	25	1.34	69	1.31
居住系 サービス	共同生活援助 （グループホーム）	185	178	4,829	5,708	－7	0.96	879	1.18
	施設入所支援	88	88	2,634	2,634	0	1.00	0	1.00
	自立生活援助	－	－	－	－	－	－	－	－
相談支援 サービス	計画相談支援	380	418	405	433	38	1.10	28	1.07
	地域移行支援	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域定着支援	－	－	－	－	－	－	－	－
通所・ 入所支援 サービス	児童発達支援	232	220	1,806	2,086	－12	0.95	280	1.16
	放課後等デイ サービス	481	538	4,320	4,814	57	1.12	494	1.11
	保育所等訪問 支援	17	45	22	70	28	2.65	48	3.18
	福祉型児童発達 支援センター	67	68	1,289	1,350	1	1.01	61	1.05
	医療型児童発達 支援センター	30	30	278	480	0	1.00	202	1.73
	居宅訪問型児童 発達支援	－	－	－	－	－	－	－	－
	障がい児相談支援	17	84	17	84	67	4.94	67	4.94

○サービス等の質の確保に関して力を注いだこと

主な内容	
・ 職員の質の向上のため法人内部や外部の研修に参加した。 ・ 会議等で職員間の情報共有を密に行った。 ・ 職員の確保、職員の数を増やした。 ・ 外出、行事、地域とのふれあい等、様々なイベントを行った。	
合計件数	125

○今後の参入意向や定員増について

主な内容	
・ 新規参入、定員増を検討中。時期および詳細内容は未定。 ・ 利用者の方の高齢化問題に伴い、グループホーム等の新規事業への参入も検討していかなければならないと感じている。 ・ 職員の確保が難しく、現時点では新規参入や定員増の計画はない。 ・ 今のところ特になし。	
合計件数	87

○事業所の課題について

■利用者に関すること

主な内容	
・ 利用者の高齢化、障がいの重度化により、病気や心身の機能の低下があり、これまで以上に個々にあった支援が必要である。 ・ 利用者の高齢化。本来であれば高齢施設への移行が望ましいと思われるが家族の思いや知的に障がいがある事でのハードルは高いと思われる。 ・ 家族の高齢化によって、それまで家で支えてきた利用者の支援をしきれなくなっている。家族にも障がいがあったり認知症になったりして、家族全体に対して支援が必要なケースが増えている。 ・ 個々に応じたサービスを提供するため、保護者・学校との連携は必要だが、特に地域の学校との連携は難しい。 ・ 医療的ケア児の受け入れができるデイがなかなか増えないこと。 ・ 利用者の工賃確保。軽作業の確保と継続。	
合計件数	96

■人員・設備に関すること

主な内容	
・ 人材不足と職員の高齢化により、提供量が増やせない。 ・ 職員の人手不足。専門として学ばれている人の入社が少ない。福祉以外の職種から転職される方が多く、基礎を伝えていくのにも時間を要する。 ・ 原則的に、同性介護を行っているが、男性職員の確保が難しい。 ・ 施設の老朽化問題。ゆとりがない空間では、介助が難しいこと。	

合計件数 92

■職員の質の向上（研修の実施等）に関すること

主な内容
・勉強会を実施したり外部研修に参加したいが、人員不足のためそのための時間をどう確保するか、シフト作りにいつも苦労している。 ・職員は非正規雇用で、ダブルワークの人もいて、研修の機会は少ない。高齢者が多く、新たな事を学ぶという意欲は希薄である。 ・職員の質の向上のための研修、学習会への参加にかかる費用の捻出。人員が少ないため、研修や学習会に参加による、現場の人員不足は施設として負担が大きい。 ・療育の課題にマッチする研修へ参加し、事業所の中で浸透させる努力は行っているが、成果の判断が難しい。
合計件数 101

■報酬額等に関すること

主な内容
・一般社会人に近い報酬まで上げないと継続は難しい。年収は低い、退職金はないなど当社としても辛い。 ・重度訪問介護については単価が非常に安すぎて割に合わない。 ・支援時間によっての報酬単価なので、送迎時間が請求の対象にならないことは厳しい。 ・基本報酬単価が低い。加算は多種あるが、内容が複雑で、条件を満たすことができないことも多い。 ・基本報酬が下がり、加算する仕組みでは安心して運営ができない。処遇改善加算はありがたいが、年々申請書類が煩雑になっており、申請に時間がかかる。
合計件数 76

■その他

主な内容
・特にここ数年、地震や台風、感染症等々で、ガイドをやむを得ず中止しなくてはならないケースも増えている。そうした場合でも、事業所へ何の補償もなく、ヘルパーに必要額が払えない。事業所として収入が減っている。 ・現状、職員も平均年齢が65歳で、次世代の担い手を育てるために、もっと若者が働きやすい職場環境を整える必要性を痛感している。 ・利用者・職員ともに、作業の効率を上げるため、IT化やIoT化を進めたい。そのための設備や研修が必要だが、資金面で難しい。
合計件数 18

○八尾市における障がい者・児の地域生活支援について

■他事業所との情報共有について

主な内容	
・一事業所では、対応できない問題も増えており、日常的な情報共有やケース検討などが必要であるが、どこも職員体制や時間に余裕がない状況。そのための必要な時間が取れるよう職員配置等の改善が求められる。 ・困難ケースについては、基幹相談支援センターの積極的な関わりが必要であり、そのためにもより高度な専門性が求められている。 ・医療関係、市の職員の方との連携も大切だと思うが、ハードルが高いと感じている。 ・相談支援部会がない事態を何とか早急に解決してほしい。報酬体系改正の時期など、行政との情報共有の場があってほしい。	
合計件数	83

■利用者からの相談に関する課題について

主な内容	
・相談は多岐にわたる。その都度必要な機関におつなぎしている。福祉だけでは解決できない課題も目立つ。 ・相談内容は、本人の障がい状況や課題だけではなく、本人を取り巻く人間関係、家庭環境等外的要因も含めて検討していく必要があるものが多く、複雑化・多様化し困難ケースが増えている。一事業所だけでは対応できないケースも多くある。 ・相談支援事業所の数が足りず、また相談支援員の処遇待遇が劣悪ゆえ、専門性のある計画相談が行きわたっていない。 ・精神面の不調等の相談が多いため、もう少し医療機関との連携が必要かと思う。精神科の医師との連携がなかなか図れない。	
合計件数	70

■今後の地域で必要なサービスの確保について

主な内容	
・高齢になった家族が利用者を介護するのは、かなり大変である。重度の障がいがあっても、安心して暮らしていけるような生活の場が早急に必要。 ・住居（グループホーム等）の不足。日中の居場所的な利用ができる場所が欲しい。 ・障がい者が、自分らしく、自分の意思に基づき、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会資源の整備がなされ、ライフステージに応じたサービス等の必要な支援が受けられるようになってほしい。 ・高齢・障がいの両面で必要なサービスの需要は高まると思うが、それを担うマンパワーの確保が前提となると考えている。	
合計件数	64

■日中事業所から一般就労への移行について

主な内容	
・福祉的配慮があれば十分に就労可能な方は一定数おられると思うが、就労先における障がい特性に対する理解や配慮を、どのように伝えていくかが大切だと思う。 ・一般就労の障がい者受け入れ枠をもっと増やしてほしい。 ・就労継続支援A型の利用者は、特性に十分な配慮を受けながら最低賃金を保証されていることから、厳しい一般就労への環境へ踏み出せる、もしくは踏み込む決意を固める方が少ない。 ・まだまだ一般就労への壁が大きく、社会的にさらに障がい者への偏見などがなくなればと思う。	
合計件数	50

■障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行について

主な内容	
・内容が似ているものもあるが、実質は全くの別物のため、移行したことにより使い勝手が変わり困ってしまう方がいる。 ・障がい福祉サービスと介護保険は、目的がちがう。介護保険への機械的な移行でなく、必要な場合は、障がい福祉サービスの継続を柔軟に認めていくべき。 ・今までしてもらっていたサービスが、介護保険ではできなくなることへのクレームが多い。 ・介護保険になると料金が発生したり、提供時間が大幅に少なくなることから、不安に思っている利用者は多い。特に精神障がいの利用者は、身体的な機能に問題がないことが多く、要支援になることが多いため、不安や不満に思っている。	
合計件数	58

■発達障がいや医療的ケア等の障がい児支援について

主な内容	
・専門的な対応などに対して、定期的な情報共有・研修など行える場がほしい。 ・発達障がいに関して、特性への配慮は可能であるが体制の構築が困難な場合が多く、結果的に本人への負担が大きくなるケースが見受けられる。ハード面・ソフト面ともに発達障がいに特化したサービス作りが必要になると考えられる。 ・医療的ケアが必要な人の支援は、地域に資源がなく課題に感じているが、看護師その他医療職の確保が困難で、受け入れが難しい。 ・医療的ケアが必要な子どものサービスが不足している。そのため緊急時利用は難しい現状がある。社会福祉事業と医療の繋がりをどう作っていくのが求められる。	
合計件数	50

8. 用語集

【あ行】

ICT

“Information and Communication Technology”の略称で、これまでIT（Information Technology）が同義で使われてきましたが、国際的にはITに“Communication（コミュニケーション）”を加えたICT（情報通信技術）が定着しています。

アセスメント

支援の方法を考えるための情報収集・分析・整理のプロセス。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療管理室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。

インクルーシブ

「包み込む」、「包含する」という意味で、障がいのある人も他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障がいのある人を地域社会の中で包み込んで、ともに支えていくことをいいます。

【か行】

ガイドヘルパー

主に、障がい者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーのことです。重度の視覚障がい者や脳性まひ者等全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣されます。

強度行動障がい

多動、自傷、異食など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示し、日常生活を営む上で著しく困難な状態をいいます。

グループホーム

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

健康日本21八尾第4期計画及び八尾市食育推進第3期計画

健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めた計画で、「健康づくりの推進」に取り組み、保健・福祉・医療の連携を強化していくという方針を踏まえ、「みんなの健

康をみんなで守る 市民が主役の健康づくり」を基本理念としています。

言語聴覚士

コミュニケーション障がいや摂食嚥下（食べる・飲む）障がいのある人に対して相談・評価・訓練・指導などを行う専門職です。医療や教育、保健、福祉などさまざまな分野で他職種と連携をとりながら専門的なサービスの提供を行います。

言語聴覚療法

音声機能や言語機能、または聴覚に障がいがある人を対象にその機能の維持・向上を図るため、言語訓練、その他の訓練をはじめ、必要な検査や助言、指導などの援助を行います。

高次脳機能障がい

脳損傷に起因する認知障がい全般をさし、日常生活又は社会生活に制約があるものが対象となります。主な症状としては、失語、失行、失認のほか記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどが生じます。

合理的配慮

障がいの有無にかかわらず平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいいます。

【さ行】

市民後見人

弁護士や司法書士等の資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い市民のうち成年後見に関する一定の知識等を身につけた後見人のこと。

社会的障壁

障がい者等が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が正式名称。改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、障がい者等に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を定めた法律であり、平成28年（2016年）4月に施行されました。

障がい者週間

平成16年（2004年）6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者等の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者等が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障がい者の日」（12月9日）に代わるものとして設定されました。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間となっています。

障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援する法律」が正式名称。障がい者等が基

本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、以って障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成25年（2013年）4月に施行されました。

障がい者フォーラム

障がい者フォーラムは、障がい者等が参加する障がい者基本計画ワーキング会議が中心となり、障がい者等に対して地域生活に役立つ情報を提供し、社会参加を促進するとともに、市民に対する障がいへの理解促進を目的として実施しており、令和元年度（2019年度）は「第17回障がい者フォーラム」を八尾市文化会館（プリズムホール）で実施しました。

障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が正式名称。国や地方公共団体等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的として、平成25年（2013年）4月に施行されました。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練や相談支援等を行う地域における中核的な支援施設であり、福祉サービス等を行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて医療の提供を行う「医療型」があります。

児童福祉法

昭和22年（1947年）12月に施行された児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律であり、平成28年（2016年）10月に改正児童福祉法が施行され、「児童福祉法の理念の明確化等」、「児童虐待の発生予防」、「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」、「被虐待児童への自立支援」などが改正されました。

重症心身障がい児者

本計画において、重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある人を、重症心身障がい児者としています。

ジョブコーチ

障がい者が職場に適応することを容易にするために援助を行う人のこと。ジョブコーチが派遣されることにより、職業習慣の確立や障がい特性に関する理解促進などの人的支援等が実施され、障がい者の就職及び職場定着の促進が図られます。

新型コロナウイルス感染症

国際正式名称は「COVID-19」（coronavirus disease 2019）で令和元年（2019年）に発生した感染症のことをいいます。ヒト・ヒト間での感染が認められており、多くの場合、無症状または発熱、咳、頭痛、倦怠感等のインフルエンザに似た症状を伴う軽症ですが、重症にな

ると呼吸困難を伴う肺炎や敗血症、多臓器不全等を伴います。

成年後見制度

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的・精神障がい者などが契約の締結や費用支払などの財産管理、施設や介護サービスの選択などの療養看護についての契約などの法律行為を行うことが困難な場合に、後見人などを選任することにより、これらの人を支援する制度です。

セルフプラン

サービス等利用計画等と同じく、利用者等の希望する生活、総合的な援助方針などが記載されたサービス利用者を支援するための総合的な支援計画で、利用者本人や家族など、指定相談支援事業者以外の人を作成する計画のこと。

【た行】

第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

介護保険制度の持続可能性を確保していくとともに、明るく活力ある超高齢社会の構築を図るため、また、これまでの介護保険制度を含む高齢者施策の評価と諸問題を明らかにし、「ともに支え育てる豊かな高齢社会」を築くため、保健・医療・福祉の連携を図り、高齢者に対する施策を総合的かつ一体的に推進するための計画です。

第4次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画

「第4次八尾市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づいて策定する計画であり、「八尾市第6次総合計画」を上位計画とし、地域福祉推進の基本理念や取り組みの方向性を示すものであり、高齢者、障がい者、児童などの福祉関連個別計画を、生活の場である「地域」を基盤とした視点からつなぐ計画です。また、「八尾市地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進するうえでの実践的な計画として、地域福祉計画と基本理念や方向性を共有するとともに、地域福祉計画で示された課題などに対応するため、主に「共助」（住民が互いに力を合わせて助け合うこと）に関する活動について整理したアクションプログラム（活動計画）です。

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会で、本市における障がい者等が、障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置する組織をいいます。

地域生活支援事業

障がい者等が自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを柔軟に提供する事業であり、市町村及び都道府県が実施主体となります。

地域包括ケアシステム

高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体で提供することをめざすものです。今後は増加する認知症高齢者の生活を支えることも地域包括ケアの重要な役割となります。

中核市

日本の大都市制度の一つであり、地方公共団体のうち、地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市のことで、現在の指定要件は、「法定人口が20万人以上」となります。本市は平成30年（2018年）4月に中核市に移行しました。

【な行】

難病

平成26年（2014年）に制定された「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされており、令和元年（2019年）4月1日現在、同法に基づいて333の疾病が指定難病とされています。障害者総合支援法においては、平成25年度（2013年度）から、難病等についても「障がい者等」の定義に加えられ、支援の対象とされています。

認定こども園

幼稚園と保育所（園）の機能や特徴を併せ持ち、教育・保育を一体的に提供する施設のことをいいます。また、地域の子育て支援も行います。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）などの脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。

パブリックコメント

市の政策を決めるときに、その原案を市民に公表し、市民からの意見を求める手続きのことをいいます。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することを行います。段差等の物理的障壁の除去と、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味の両方があります。

P D C A サイクル

計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（action）の4段階の活動を繰り返し実

施し、継続的にプロセスを改善していく手法。

ヘルプカード

障がい者等の連絡先や障がい特性、支援してほしい内容等が記載でき、障がい者等が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時等で困ったときに、周囲の配慮や手助けを得やすくなるための目的で作成されたカードのこと。

包容（インクルージョン）

すべての人々が健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み込み支え合うこと。

保健所

地域住民の健康を支えるための施設で、公衆衛生の拠点として、疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を行っています。地域保健法に基づいて、都道府県、指定都市、中核市、特別区などに設置されます。

放課後児童室

保護者が就労、疾病などのため昼間不在状況となる児童を対象に、放課後に学校施設などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えるために設置しているものです。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間ボランティアであり、担当地区内の生活に困っている人や、障がい者、高齢者、児童などの相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、児童委員を兼ねています。

児童委員は、児童福祉法に基づき、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

モニタリング

中間評価ともいわれ、計画どおりに支援が展開されているかどうか、計画された支援が効果をあげているかどうかなど、支援の経過を観察するものです。

【や行】

八尾市こどもいきいき未来計画（第2期八尾市次世代育成支援行動計画）

子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」、「母子保健計画」として位置づけながら、子ども施策の総合的な推進を図るために策定した計画のこと。子ども・子育て支援に関するニーズに迅速に対応するとともに、保育・教育・保健と連携し、幅広い施策展開による切れ目のない支援を進めるため、「みんなでつくる子どもの未来と幸せ」を基本理念としています。

八尾市第6次総合計画

令和3年度（2021年度）からの計画として、八尾市がめざす将来都市像を明らかにし、その将来都市像を実現するための方向性を示すために策定する計画です。

八尾市地域福祉推進基金

地域福祉を推進し、高齢者及び障がい者等の福祉事業の充実を図るために設置した基金のこと。八尾市地域福祉推進基金事業助成制度は、市民の自主的な地域福祉活動を支援するもので、市民の福祉意識の向上や障がい福祉意識の向上に寄与する事業に対し助成を行います。

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無、国籍や民族などにかかわらず、すべての人が利用しやすいように環境・建物・施設・製品などをデザインすることです。

【ら行】

ライフステージ

人の一生を、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階のこと。

臨床心理士

心理学的な技法によって対象者を検査・診断し、さまざまな心理療法を行います。

具体的には、心の問題や悩みなどについて臨床的な心理学の技法を用いて解決を図ったり、相談に応じたりします。

レスパイト

主に介護を必要としている人をもつ家族が、一時的に一定の期間、介護から開放され心身の疲れを回復し自由時間を確保するための休息、休養のことをいいます。

第 6 期 八 尾 市 障 が い 福 祉 計 画 及 び
第 2 期 八 尾 市 障 が い 児 福 祉 計 画
令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）

令和3年（2021年）3月 発行
編集・発行 八尾市地域福祉部障がい福祉課

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号
TEL (072) 924-3838 直通
FAX (072) 922-4900
Eメール syougai@city.yao.osaka.jp

八尾市ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp/>

刊行物番号 □□□□